

地域産業委員会 案件一覧

(令和7年2月26・27日開催分)

○付託議案審査 22件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者(所管課長名等)
地域 力 推 進 部	1	第23号議案 大田区休養村とうぶ条例の一部を改正する条例	2	大淵 地域力推進課長
		第24号議案 大田区青少年交流センター条例の一部を改正する条例		
		第25号議案 大田区立消費者生活センター条例の一部を改正する条例		
		第26号議案 大田区区民活動支援施設条例の一部を改正する条例		
		第28号議案 大田区特別出張所附属施設条例の一部を改正する条例		
		第29号議案 大田区立区民センター条例の一部を改正する条例		
		第30号議案 大田区立文化センター条例の一部を改正する条例		
		第32号議案 大田区立大森東地域センター条例の一部を改正する条例		
		第33号議案 大田区立ライフコミュニティ西馬込条例の一部を改正する条例		
		第34号議案 大田区立池上会館条例の一部を改正する条例		

		第 35 号議案 大田区立山王会館条例の一部を改正する条例		大淵 地域力推進部副 参事（計画調整担当）
		第 36 号議案 大田区田園調布せせらぎ館条例の一部を改正する条例		
	2	第 27 号議案 大田区区民活動施設条例の一部を改正する条例	3	
	3	第 31 号議案 大田区大森西二丁目複合施設条例	4	
スポーツ・文化・国際都市部	4	第 37 号議案 大田区立大森スポーツセンター条例の一部を改正する 条例	4	千葉 スポーツ推進課 長
		第 38 号議案 大田スタジアム条例の一部を改正する条例		
		第 39 号議案 大田区立水泳場条例の一部を改正する条例		
		第 40 号議案 大田区立多摩川田園調布緑地条例の一部を改正する条 例		
		第 41 号議案 大田区民プラザ条例の一部を改正する条例		
		第 42 号議案 大田区民ホール条例の一部を改正する条例		
		第 43 号議案 大田文化の森条例の一部を改正する条例		
産業経 済部	5	第 44 号議案 大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関す る条例	1	石川 産業振興課長

○補正予算案の説明 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
地域力推進部	1	令和6年度一般会計補正予算（第5次）案について	1	大淵 地域力推進課長
スポーツ・文化・国際都市部	2	令和6年度一般会計補正予算（第5次）案について	3	千葉 スポーツ推進課長
産業経済部	3	令和6年度一般会計補正予算（第5次）案について	1	石川 産業振興課長

○所管事務報告 7件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
地域力推進部	1	地域力応援基金助成事業（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）について	16	長谷川 区民協働担当課長
	2	令和6年度大田区青少年表彰について	17	竹田 青少年健全育成担当課長
スポーツ・文化・国際都市部	3	（仮称）大田区スポーツ推進計画（令和7～令和11年度版）（案）に係る区民意見公募手続（パブリックコメント）実施結果及び計画案について	30	千葉 スポーツ推進課長
	4	「国際都市おおた」推進の取組について	31	大竹 国際都市・多文化共生推進課長
産業経済部	7	大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例	18	石川 産業振興課長
	5	民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について	19	
	6	スタートアップと連携した実証実験の実施結果について	20	八木 イノベーション事業担当課長

第23号～第26号、第28号～第30号及び第32号～第36号議案

大田区休養村とうぶ条例等の一部を改正する条例について

1 一部を改正する条例

- (1) 大田区休養村とうぶ条例の一部を改正する条例（第23号議案）
- (2) 大田区青少年交流センター条例の一部を改正する条例（第24号議案）
- (3) 大田区立消費者生活センター条例の一部を改正する条例（第25号議案）
- (4) 大田区区民活動支援施設条例の一部を改正する条例（第26号議案）
- (5) 大田区特別出張所附属施設条例の一部を改正する条例（第28号議案）
- (6) 大田区立区民センター条例の一部を改正する条例（第29号議案）
- (7) 大田区立文化センター条例の一部を改正する条例（第30号議案）
- (8) 大田区立大森東地域センター条例の一部を改正する条例（第32号議案）
- (9) 大田区立ライフコミュニティ西馬込条例の一部を改正する条例（第33号議案）
- (10) 大田区立池上会館条例の一部を改正する条例（第34号議案）
- (11) 大田区立山王会館条例の一部を改正する条例（第35号議案）
- (12) 大田区田園調布せせらぎ館条例の一部を改正する条例（第36号議案）

2 改正理由

- (1) 大田区休養村とうぶ条例等の12条例（上記1の全ての議案）
受益者負担の適正化の観点から施設使用料等を見直すため、改正する。
- (2) 大田区区民活動支援施設条例（第26号議案）
区民活動支援施設大森の一時移転に伴い規定を整備するため、改正する。

3 施行日

- (1) 大田区休養村とうぶ条例等の12条例（上記1の全ての議案）
令和8年4月1日（※上記2（1）の部分）
- (2) 大田区区民活動支援施設条例（第26号議案）
規則で定める日（※上記2（2）の部分）

大田区休養村とうぶ条例（平成10年条例第6号）新旧対照表

新				旧			
大田区休養村とうぶ条例 平成10年3月10日 条例第6号 第1条から第17条まで（略） 別表第1（第6条関係）				大田区休養村とうぶ条例 平成10年3月10日 条例第6号 第1条から第17条まで（略） 別表第1（第6条関係）			
施設名	定員	使用料		施設名	定員	使用料	
和洋室	4人	<u>20,000円</u>		和洋室	4人	<u>16,000円</u>	
洋室	3人	<u>14,200円</u>		洋室	3人	<u>11,400円</u>	
和室（広縁付）	5人	<u>21,200円</u>		和室（広縁付）	5人	<u>17,000円</u>	
和室	6人	1人～4人	<u>15,000円</u>	和室	6人	1人～4人	<u>12,000円</u>
		4人を超えて利用する場合は、1人増すごとに1人当たり <u>2,500円</u> を徴収する。				4人を超えて利用する場合は、1人増すごとに1人当たり <u>2,000円</u> を徴収する。	
別棟	30人	1人～10人	<u>31,200円</u>	別棟	30人	1人～10人	<u>25,000円</u>
		10人を超えて利用する場合は、1人増すごとに1人当たり <u>1,800円</u> を徴収する。				10人を超えて利用する場合は、1人増すごとに1人当たり <u>1,500円</u> を徴収する。	
備考 (1)から(5)まで（略） 別表第2（第6条関係）				備考 (1)から(5)まで（略） 別表第2（第6条関係）			
付帯施設名	区分	使用料	摘要	付帯施設名	区分	使用料	摘要
浴室	大人 1回	<u>620円</u>	宿泊者は無料	浴室	大人 1回	<u>500円</u>	宿泊者は無料
	小人 1回	<u>370円</u>			小人 1回	<u>300円</u>	
会議室	3時間	<u>1,800円</u>	貸切使用	会議室	3時間	<u>1,500円</u>	貸切使用
大広間	3時間	<u>1,800円</u>	貸切使用	大広間	3時間	<u>1,500円</u>	貸切使用
セミナー室	A（教室型）	3時間	<u>1,800円</u>	セミナー室	A（教室型）	3時間	<u>1,500円</u>
	B（調理型）	3時間	<u>1,800円</u>		B（調理型）	3時間	<u>1,500円</u>
	C（図工型）	3時間	<u>1,800円</u>		C（図工型）	3時間	<u>1,500円</u>
ホール（体育館）	2時間	<u>2,000円</u>	貸切使用 ただし、個人使用は無料	ホール（体育館）	2時間	<u>1,600円</u>	貸切使用 ただし、個人使用は無料

新				旧			
多目的グラウンド	2 時間	<u>2,000</u> 円	貸切使用 ただし、個人使用は無料	多目的グラウンド	2 時間	<u>1,600</u> 円	貸切使用 ただし、個人使用は無料
テニスコート	2 時間	<u>2,000</u> 円	面ごとの貸切使用	テニスコート	2 時間	<u>1,600</u> 円	面ごとの貸切使用
ゲートボール場	2 時間	<u>1,200</u> 円	面ごとの貸切使用	ゲートボール場	2 時間	<u>1,000</u> 円	面ごとの貸切使用
キャンプ場・バーベキュー場	日中	<u>1,200</u> 円	1 場所単位の 使用	キャンプ場・バーベキュー場	日中	<u>1,000</u> 円	1 場所単位の 使用
	夜間	<u>1,200</u> 円			夜間	<u>1,000</u> 円	
備考 (1)から(8)まで(略) <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係るものから適用する。</u>				備考 (1)から(8)まで(略)			

大田区青少年交流センター条例（平成30年条例第44号）新旧対照表

新					旧				
○大田区青少年交流センター条例 平成30年10月3日 条例第44号					○大田区青少年交流センター条例 平成30年10月3日 条例第44号				
第1条から第17条まで（略）					第1条から第17条まで（略）				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
1 宿泊を伴う場合					1 宿泊を伴う場合				
ア 宿泊室（1人1泊当たり）					ア 宿泊室（1人1泊当たり）				
施設名	区分	区内		区外	施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般				青少年	一般	
和室	中学生以下	600円	800円	1,700円	和室	中学生以下	480円	660円	1,400円
	高校生	620円	900円	2,000円		高校生	500円	720円	1,600円
	成人	720円	1,000円	2,500円		成人	580円	860円	2,000円
洋室	中学生以下	1,200円	2,100円	3,000円	洋室	中学生以下	980円	1,700円	2,400円
	高校生	1,300円	2,300円	3,200円		高校生	1,100円	1,900円	2,600円
	成人	1,600円	3,000円	4,200円		成人	1,300円	2,400円	3,400円
指導者室	成人	1,100円	1,800円	2,600円	指導者室	成人	920円	1,500円	2,100円
備考					備考				
(1)から(4)まで（略）					(1)から(4)まで（略）				
(5) 第2条第2項の規定により洋室を使用する場合の使用時間は、宿泊する最初の日の午後3時から退所の日の午前10時までとする。					(5) 第2条第2項の規定により洋室を使用する場合の使用時間は、宿泊する最初の日の午後3時から退所の日の午前10時までとする。				
(6) 前号の規定により使用する場合の使用料は、1人1泊当たり8,200円を上限として、区長が別に定める。ただし、1名で1室を使用する場合は、当該別に定める額の2割5分増相当額とする。					(6) 前号の規定により使用する場合の使用料は、1人1泊当たり6,600円を上限として、区長が別に定める。ただし、1名で1室を使用する場合は、当該別に定める額の5割増相当額とする。				
イ 研修室、調理室及び体育室（1室当たり）					イ 研修室、調理室及び体育室（1室当たり）				
施設名	区分	区内		区外	施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般				青少年	一般	
第1研修室	午前	2,000円	3,800円	5,800円	第1研修室	午前	1,600円	3,100円	4,700円
	午後	2,600円	5,200円	7,800円		午後	2,100円	4,200円	6,300円
	夜間	2,600円	5,200円	7,800円		夜間	2,100円	4,200円	6,300円

新				
第 2 研 修室	午前	<u>900円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,800円</u>
	午後	<u>1,200円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>
	夜間	<u>1,200円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>
調理室	朝	<u>1,200円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>
	昼	<u>1,200円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>
	夜	<u>1,200円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>
体育室	午前	<u>2,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>
	午後A	<u>1,600円</u>	<u>3,300円</u>	<u>5,000円</u>
	午後B	<u>1,600円</u>	<u>3,300円</u>	<u>5,000円</u>
	夜間	<u>2,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>

備考

(1)から(7)まで(略)

2 宿泊を伴わない場合(1室当たり)

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
第 1 和 室	午前	<u>1,200円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,600円</u>
	午後	<u>1,600円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,800円</u>
第 2 和 室	夜間	<u>1,600円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,800円</u>
第 3 和 室	午前	<u>740円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,200円</u>
	午後	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>
	夜間	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>
第 4 和 室	午前	<u>600円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,700円</u>
	午後	<u>760円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,300円</u>
第 5 和 室	夜間	<u>760円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,300円</u>
第 6 和 室	午前	<u>460円</u>	<u>900円</u>	<u>1,300円</u>
	午後	<u>620円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,800円</u>
第 7 和 室	夜間	<u>620円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,800円</u>
第 1 研 修室	午前	<u>2,000円</u>	<u>3,800円</u>	<u>5,800円</u>
	午後	<u>2,600円</u>	<u>5,200円</u>	<u>7,800円</u>
	夜間	<u>2,600円</u>	<u>5,200円</u>	<u>7,800円</u>
第 2 研 修室	午前	<u>900円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,800円</u>
	午後	<u>1,200円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>
	夜間	<u>1,200円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>
調理室	昼	<u>1,200円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>
	夜	<u>1,200円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,800円</u>
体育室	午前	<u>2,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>
	午後A	<u>1,600円</u>	<u>3,300円</u>	<u>5,000円</u>
	午後B	<u>1,600円</u>	<u>3,300円</u>	<u>5,000円</u>
	夜間	<u>2,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>

旧				
第 2 研 修室	午前	<u>780円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,300円</u>
	午後	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>
	夜間	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>
調理室	朝	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>
	昼	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>
	夜	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>
体育室	午前	<u>1,600円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,800円</u>
	午後A	<u>1,300円</u>	<u>2,700円</u>	<u>4,000円</u>
	午後B	<u>1,300円</u>	<u>2,700円</u>	<u>4,000円</u>
	夜間	<u>1,600円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,800円</u>

備考

(1)から(7)まで(略)

2 宿泊を伴わない場合(1室当たり)

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
第 1 和 室	午前	<u>980円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,900円</u>
	午後	<u>1,300円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,900円</u>
第 2 和 室	夜間	<u>1,300円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,900円</u>
第 3 和 室	午前	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,800円</u>
	午後	<u>820円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,400円</u>
	夜間	<u>820円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,400円</u>
第 4 和 室	午前	<u>480円</u>	<u>940円</u>	<u>1,400円</u>
	午後	<u>620円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,900円</u>
第 5 和 室	夜間	<u>620円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,900円</u>
第 6 和 室	午前	<u>380円</u>	<u>760円</u>	<u>1,100円</u>
	午後	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>
第 7 和 室	夜間	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>
第 1 研 修室	午前	<u>1,600円</u>	<u>3,100円</u>	<u>4,700円</u>
	午後	<u>2,100円</u>	<u>4,200円</u>	<u>6,300円</u>
	夜間	<u>2,100円</u>	<u>4,200円</u>	<u>6,300円</u>
第 2 研 修室	午前	<u>780円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,300円</u>
	午後	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>
	夜間	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>
調理室	昼	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>
	夜	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>
体育室	午前	<u>1,600円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,800円</u>
	午後A	<u>1,300円</u>	<u>2,700円</u>	<u>4,000円</u>
	午後B	<u>1,300円</u>	<u>2,700円</u>	<u>4,000円</u>
	夜間	<u>1,600円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,800円</u>

新	旧
<p>備考 （１）から（７）まで（略） ３ その他（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>１ この条例は、令和８年４月１日から施行する。</u></p> <p><u>２ 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u></p>	<p>備考 （１）から（７）まで（略） ３ その他（略）</p>

大田区立消費者生活センター条例（昭和55年条例第27号）新旧対照表

新				旧			
○大田区立消費者生活センター条例 昭和55年9月25日 条例第27号 第1条から第15条まで（略） 別表（第8条関係）				○大田区立消費者生活センター条例 昭和55年9月25日 条例第27号 第1条から第15条まで（略） 別表（第8条関係）			
種別		使用単位	使用料	種別		使用単位	使用料
集会室	第一集会室	午前	<u>1,200円</u>	集会室	第一集会室	午前	<u>1,600円</u>
	第二集会室	午後	<u>1,800円</u>		第二集会室	午後	<u>2,400円</u>
	第三集会室	夜間	<u>3,000円</u>		第三集会室	夜間	<u>4,000円</u>
	第四集会室						
	第五集会室	午前	<u>1,900円</u>		第五集会室	午前	<u>2,500円</u>
	第六集会室	午後	<u>2,900円</u>		第六集会室	午後	<u>3,800円</u>
		夜間	<u>4,800円</u>			夜間	<u>6,300円</u>
	大集会室	午前	<u>5,800円</u>		大集会室	午前	<u>7,700円</u>
		午後	<u>8,700円</u>			午後	<u>11,600円</u>
		夜間	<u>14,500円</u>			夜間	<u>19,300円</u>
特殊器具類		1回	2,000円を限度とし、規則で定める額	特殊器具類		1回	2,000円を限度とし、規則で定める額
備考 (1)及び(2)（略） <u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u>				備考 (1)及び(2)（略）			

大田区区民活動支援施設条例（平成15年条例第44号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区区民活動支援施設条例 平成15年12月25日 条例第44号</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p><u>（事業）</u></p> <p><u>第4条 区は、支援施設において、区内における地域住民の福祉の向上、環境の保全、快適なまちづくり、青少年の健全育成その他の地域の社会的活動又は公益性のある活動を行う団体に対して、情報の提供、相談及び助言を行うとともに、区民及び団体間の交流の促進を図るため、活動の場所を提供する事業を行うものとする。</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p>（支援施設の使用資格）</p> <p>第5条 <u>支援施設</u>は、地域の社会的活動又は公益性のある活動を行う団体又はこれから活動を始めようとする団体であって、あらかじめ区に登録したものに限り、これを使用することができる。ただし、<u>情報交流室</u>及び相談・交流室については、この限りでない。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>（使用の申請及び承認）</p>	<p>○大田区区民活動支援施設条例 平成15年12月25日 条例第44号</p> <p>第1条から第3条まで（略）</p> <p><u>（事業）</u></p> <p><u>第4条 区は、支援施設において、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p><u>（1）協働支援施設 区内において地域住民の福祉の向上、環境の保全、快適なまちづくり、青少年の健全育成その他の地域の社会的活動又は公益性のある活動を行う団体に対して、情報の提供、相談及び助言を行うとともに、区民及び団体間の交流の促進を図るため、活動の場所を提供する。</u></p> <p><u>（2）区民利用施設 子供の健全育成、高齢者の生活の充実、地域住民の多様な自主的活動の促進又は地域防災機能の向上を目的として活動する区民及びこれを主体とする団体に、活動の場所を提供する。</u></p> <p>（支援施設の使用資格）</p> <p>第5条 <u>協働支援施設</u>は、地域の社会的活動又は公益性のある活動を行う団体又はこれから活動を始めようとする団体であって、あらかじめ区に登録したものに限り、これを使用することができる。ただし、<u>ふれあいコーナー、情報交流室</u>及び相談・交流室については、この限りでない。</p> <p><u>2 区民利用施設は、区内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又はこれらの者を主たる構成員とする団体であって、あらかじめ区に登録したものに限り、これを使用することができる。</u></p> <p>（使用の申請及び承認）</p>

新	旧
<p>第6条 施設（<u>情報交流室</u>及び相談・交流室を除く。第8条及び第10条において同じ。）又は付帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条から第9条まで（略） （使用料の納付）</p> <p>第10条 第6条の規定により施設又は付帯設備の使用の承認を受けた者は、第8条に規定する使用料を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削る）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（削る）</u></p> <p>（使用料の不返還）</p> <p>第11条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第12条 施設等を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>（1）から（4）まで（略）</p>	<p>第6条 施設（<u>軽食コーナー、ふれあいコーナー、情報交流室、ワーキングルーム</u>及び相談・交流室を除く。第8条及び第10条において同じ。）又は付帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条から第9条まで（略） （使用料の納付）</p> <p>第10条 第6条の規定により施設又は付帯設備の使用の承認を受けた者は、第8条に規定する使用料を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、共同事務室の使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。ただし、使用料を前納することを妨げない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（共同事務室の使用期間）</u></p> <p><u>第11条 共同事務室の使用期間は、3年以内とする。ただし、区画に空きがある場合で、区長が特別の理由があると認めるときは、審査の上、1年を超えない範囲内で2回を限度として、これを延長することができる。</u></p> <p>（使用料の不返還）</p> <p>第12条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>（使用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第13条 施設等を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>（1）から（4）まで（略）</p>

新		旧	
<p>(原状回復の義務)</p> <p>第14条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第15条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、支援施設の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定手続)</p> <p>第17条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第19条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、支援施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1（第1条関係）</p>		<p>(原状回復の義務)</p> <p>第15条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第16条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第17条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、支援施設の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定手続)</p> <p>第18条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第20条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、支援施設の管理を行わなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1（第1条関係）</p>	
名称	位置	名称	位置
大田区区民活動支援	大田区 <u>大森西二丁目20</u>	大田区区民活動支援	大田区 <u>大森西二丁目16</u>

新	
施設大森	<u>番17号</u>
大田区区民活動支援施設蒲田	同 蒲田五丁目13番26—101号

別表第2（第3条関係）

名称	施設
<u>大田区区民活動支援施設大森</u>	<u>調理室</u> <u>会議室</u> <u>情報交流室</u>
<u>大田区区民活動支援施設蒲田</u>	<u>相談・交流室</u> <u>教室</u> <u>多目的スペース</u>

別表第3（第8条関係）

- 1 大田区区民活動支援施設大森
（削る）
（削る）

使用区分	午前	午後	夜間
施設名	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
調理室	300円	420円	420円
会議室	620円	820円	920円

（削る）
（削る）

（削る）
（削る）

旧	
施設大森	<u>番2号</u>
大田区区民活動支援施設蒲田	同 蒲田五丁目13番26—101号

別表第2（第3条関係）

名称	施設
<u>大田区区民活動支援施設大森</u>	<u>協働支援施設</u> <u>調理室</u> <u>会議室</u> <u>共同事務室</u> <u>軽食コーナー</u> <u>ふれあいコーナー</u> <u>情報交流室</u> <u>ワーキングルーム</u>
	<u>区民利用施設</u> <u>多目的室</u> <u>いろいろルーム</u>
<u>大田区区民活動支援施設蒲田</u>	<u>協働支援施設</u> <u>相談・交流室</u> <u>教室</u> <u>多目的スペース</u>

別表第3（第8条関係）

- 1 区民活動支援施設大森
（1）協働支援施設
ア 調理室及び会議室

使用区分	午前	午後	夜間
施設名	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時
調理室	300円	420円	420円
会議室	620円	820円	920円

イ 共同事務室

施設名	区画数	金額
<u>共同事務室</u>	<u>3</u>	<u>当初3年間1区画月額5,000円</u> <u>あたり</u>
		<u>延長期間1区画当月額8,500円</u> <u>あたり</u>

（2）区民利用施設

使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
施設名	午前9時～ 正午	午後0時30分～ 午後3時	午後3時30分～ 午後6時30分	午後7時～ 午後10時
<u>多目的室</u>	<u>900円</u>	<u>860円</u>	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>

新				旧				
				<u>いろい</u>	<u>690円</u>	<u>580円</u>	<u>690円</u>	<u>900円</u>
				<u>ろルー</u>				
				<u>ム</u>				
2 <u>大田区区民活動支援施設蒲田</u>				2 <u>区民活動支援施設蒲田</u>				
使用区分	午前	午後	夜間	使用区分	午前	午後	夜間	
施設名	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～午後9時30分	施設名	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～午後9時30分	
教室	1,200円	1,800円	<u>2,600円</u>	教室	1,200円	1,800円	<u>2,700円</u>	
備考				備考				
(1)から(2) (略)				(1)から(2) (略)				
(3) 2使用区分以上の使用の場合に限り、中間の時間(調理室及び会議室においては正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの時間、教室及び多目的スペースにおいては正午から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時30分までの時間とする。)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る使用料は徴収しない。				(3) 2使用区分以上の使用の場合に限り、中間の時間(調理室及び会議室においては正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの時間、 <u>区民利用施設においては正午から午後零時30分まで、午後3時から午後3時30分まで及び午後6時30分から午後7時までの時間</u> 、教室及び多目的スペースにおいては正午から午後1時まで及び午後4時30分から午後5時30分までの時間とする。)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る使用料は徴収しない。				
<u>(削る)</u>				<u>(4) 共同事務室の使用料は、使用承認の日からこれを徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、使用承認の日以後において別に指定した日からこれを徴収する。</u>				
<u>(削る)</u>				<u>(5) 前号本文の使用承認の日若しくは同号ただし書の規定により指定した日又は共同事務室を立ち退いた日が月の中途である場合のその月の使用料は、規則で定めるところにより日割りにより徴収する。</u>				
<u>付 則</u>								
<u>(施行期日)</u>								
1 <u>この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の2区民活動支援施設蒲田の部教室の項の改正規定及び次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。</u>								

新	旧
<p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の別表第3の規定(2大田区区民活動支援施設蒲田の部教室の項に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u></p>	

大田区特別出張所付属施設条例（昭和37年条例第14号）新旧対照表

新					旧						
○大田区特別出張所付属施設条例 昭和37年10月6日 条例第14号					○大田区特別出張所付属施設条例 昭和37年10月6日 条例第14号						
第1条から第12条まで（略）					第1条から第12条まで（略）						
別表第1（略）					別表第1（略）						
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）						
種別	區別		午前	午後	夜間	種別	區別		午前	午後	夜間
	大集会室	小集会室					大集会室	小集会室			
入新井集 会室	大集会室		<u>3,000円</u>	<u>4,400円</u>	<u>7,400円</u>	入新井集 会室	大集会室		<u>3,900円</u>	<u>5,800円</u>	<u>9,800円</u>
	小集会室		<u>1,500円</u>	<u>2,300円</u>	<u>3,800円</u>		小集会室		<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>5,000円</u>
新井宿会 館	集会室		<u>3,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>7,500円</u>	新井宿会 館	集会室		<u>4,000円</u>	<u>5,900円</u>	<u>9,900円</u>
	和室		<u>500円</u>	<u>760円</u>	<u>1,200円</u>		和室		<u>660円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,600円</u>
嶺町集會 室	大集会室		<u>4,200円</u>	<u>6,300円</u>	<u>10,500円</u>	嶺町集會 室	大集会室		<u>5,600円</u>	<u>8,300円</u>	<u>13,900円</u>
	小集会室		<u>3,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>7,500円</u>		小集会室		<u>4,000円</u>	<u>5,900円</u>	<u>9,900円</u>
六郷集會 室	第一集 會室		<u>1,700円</u>	<u>2,900円</u>	<u>4,700円</u>	六郷集會 室	第一集 會室		<u>2,200円</u>	<u>3,800円</u>	<u>6,200円</u>
	第二集 會室		<u>1,700円</u>	<u>2,900円</u>	<u>4,700円</u>		第二集 會室		<u>2,200円</u>	<u>3,800円</u>	<u>6,200円</u>
付記 (1)から(3)まで（略）					付記 (1)から(3)まで（略）						
<u>付 則</u>											
<u>(施行期日)</u>											
<u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>											
<u>(経過措置)</u>											
<u>2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u>											

大田区立区民センター条例（昭和44年条例第33号）新旧対照表

新				旧				
○大田区立区民センター条例 昭和44年10月11日 条例第33号				○大田区立区民センター条例 昭和44年10月11日 条例第33号				
第1条から第22条まで（略）				第1条から第22条まで（略）				
別表第1及び別表第2（略）				別表第1及び別表第2（略）				
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）				
名称	施設名	単位	金額	名称	施設名	単位	金額	
洗足区民センター	広間	夜間	2,600円	洗足区民センター	広間	夜間	2,600円	
		静養室	夜間			940円	静養室	夜間
	第一和室	夜間	400円	第一和室	夜間	400円		
		第二和室	夜間		400円	第二和室	夜間	400円
	第三和室		夜間	660円	第三和室		夜間	660円
		第四和室	夜間	660円		第四和室	夜間	660円
	第一集会室		午前	1,500円	第一集会室		午前	1,500円
		午後	2,000円	午後		2,000円		
		夜間	2,000円			夜間	2,000円	
	第二集会室	午前	1,500円	第二集会室	午前	1,500円		
		午後	2,000円		午後	2,000円		
		夜間	2,000円			夜間	2,000円	
	体育室	午前	2,300円	体育室	午前	2,300円		
		午後	3,100円		午後	3,100円		
		夜間	3,100円			夜間	3,100円	
馬込区民センター	広間	夜間	<u>2,800円</u>	馬込区民センター	広間	夜間	<u>2,300円</u>	
		静養室	夜間			<u>1,800円</u>	静養室	夜間
	第一集会室		午前	<u>1,800円</u>	第一集会室	午前		<u>1,600円</u>
			午後	<u>2,400円</u>		午後		<u>2,100円</u>
	夜間	<u>2,400円</u>	夜間	<u>2,100円</u>				
	第二集会室	午前	<u>1,100円</u>	第二集会室	午前	<u>960円</u>		
		午後	<u>1,500円</u>		午後	<u>1,300円</u>		
		夜間	<u>1,500円</u>			夜間	<u>1,300円</u>	
	体育室	午前	<u>1,100円</u>	体育室	午前	<u>1,080円</u>		
		午後	<u>1,500円</u>		午後	<u>1,400円</u>		
		夜間	<u>1,500円</u>			夜間	<u>1,400円</u>	
	萩中集会所	シルバールーム	夜間	<u>4,500円</u>	萩中集会所	シルバールーム	夜間	<u>3,600円</u>
第一集会室			午前	<u>1,700円</u>			第一集会室	午前
		午後	<u>2,300円</u>	午後	<u>2,000円</u>			
		夜間	<u>2,300円</u>		夜間	<u>2,000円</u>		
第二集会室		午前	<u>1,600円</u>	第二集会室	午前	<u>1,400円</u>		
		午後	<u>2,200円</u>		午後	<u>1,900円</u>		

新				旧					
大森 西区 民セ ンタ ー	第三集会室	夜間	<u>2,200円</u>	第三集会室	夜間	<u>1,900円</u>			
		午前	<u>1,600円</u>		午前	<u>1,400円</u>			
		午後	<u>2,100円</u>		午後	<u>1,800円</u>			
		夜間	<u>2,100円</u>		夜間	<u>1,800円</u>			
	キッズルーム	夜間	<u>2,200円</u>	キッズルーム	夜間	<u>1,800円</u>			
		体育室	午前		<u>1,400円</u>	体育室	午前	<u>1,300円</u>	
			午後		<u>1,800円</u>		午後	<u>1,700円</u>	
	小体育室	夜間	<u>1,800円</u>	小体育室	夜間	<u>1,700円</u>			
		午前	<u>320円</u>		午前	<u>300円</u>			
		午後	<u>420円</u>		午後	<u>400円</u>			
	大森 西区 民セ ンタ ー	広間	夜間	<u>3,200円</u>	広間	夜間	<u>2,600円</u>		
			静養室	夜間		<u>1,200円</u>	静養室	夜間	<u>1,040円</u>
				レクリエーシ ョンホール		午前		<u>780円</u>	レクリエーシ ョンホール
		第二集会室	午後	<u>1,000円</u>	第二集会室	午後	<u>980円</u>		
			夜間	<u>1,000円</u>		夜間	<u>980円</u>		
午前			<u>1,900円</u>	午前		<u>1,700円</u>			
第三集会室		午後	<u>2,500円</u>	第三集会室	午後	<u>2,200円</u>			
		夜間	<u>2,500円</u>		夜間	<u>2,200円</u>			
		午前	<u>860円</u>		午前	<u>740円</u>			
和室		午後	<u>1,100円</u>	和室	午後	<u>1,000円</u>			
		夜間	<u>1,100円</u>		夜間	<u>1,000円</u>			
		午前	<u>740円</u>		午前	<u>640円</u>			
体育室		午後	<u>1,000円</u>	体育室	午後	<u>860円</u>			
		夜間	<u>1,000円</u>		夜間	<u>860円</u>			
		午前	<u>2,000円</u>		午前	<u>1,800円</u>			
矢口 区民 セン ター	第一集会室	午後	<u>2,700円</u>	第一集会室	午後	<u>2,600円</u>			
		夜間	<u>2,700円</u>		夜間	<u>2,600円</u>			
		広間	夜間		<u>4,300円</u>	広間	夜間	<u>3,500円</u>	
	第二集会室	夜間	<u>1,300円</u>	第二集会室	夜間	<u>1,060円</u>			
		第一静養室	夜間		<u>1,300円</u>	第一静養室	夜間	<u>1,060円</u>	
		第二静養室	夜間		<u>1,300円</u>	第二静養室	夜間	<u>1,060円</u>	
	第一集会室	午前	<u>1,000円</u>	第一集会室	午前	<u>880円</u>			
		午後	<u>1,400円</u>		午後	<u>1,200円</u>			
		夜間	<u>1,400円</u>		夜間	<u>1,200円</u>			
	第二集会室	午前	<u>1,100円</u>	第二集会室	午前	<u>940円</u>			
		午後	<u>1,400円</u>		午後	<u>1,300円</u>			
		夜間	<u>1,400円</u>		夜間	<u>1,300円</u>			
	多目的室	午前	<u>1,100円</u>	多目的室	午前	<u>920円</u>			
		午後	<u>1,700円</u>		午後	<u>1,400円</u>			
		夜間	<u>1,700円</u>		夜間	<u>1,400円</u>			
レクリエーシ ョンルーム	午前	<u>1,200円</u>	レクリエーシ ョンルーム	午前	<u>1,020円</u>				
	午後	<u>1,800円</u>		午後	<u>1,500円</u>				

新				旧					
	スポーツスタ ジオ	夜間		<u>1,800円</u>	スポーツスタ ジオ	夜間		<u>1,500円</u>	
		午前		<u>1,900円</u>		午前		<u>1,600円</u>	
		午後		<u>2,500円</u>		午後		<u>2,200円</u>	
		夜間		<u>2,500円</u>		夜間		<u>2,200円</u>	
	体育室	午前		<u>2,800円</u>	体育室	午前		<u>2,700円</u>	
		午後		<u>3,800円</u>		午後		<u>3,600円</u>	
		夜間		<u>3,800円</u>		夜間		<u>3,600円</u>	
	温水プール	個人 使用	一般 (高校 生以 上)	2時間以 内	<u>460 円</u>	個人 使用	一般 (高校 生以 上)	2時間以 内	<u>440 円</u>
				超過時間 30分ごと	<u>120 円</u>			超過時間 30分ごと	<u>100 円</u>
			小・中 学生	2時間以 内	100 円		小・中 学生	2時間以 内	100 円
		超過時間 30分ごと		20円	超過時間 30分ごと	20円			
		貸切り使 用			<u>22,700円</u>	貸切り使 用			<u>22,200円</u>

備考

(1)から(3)まで(略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

備考

(1)から(3)まで(略)

大田区立文化センター条例（昭和60年条例第34号）新旧対照表

新					旧				
○大田区立文化センター条例 昭和60年3月20日 条例第34号					○大田区立文化センター条例 昭和60年3月20日 条例第34号				
第1条から第15条まで（略）					第1条から第15条まで（略）				
別表第1及び別表第2（略）					別表第1及び別表第2（略）				
別表第3（第7条関係）					別表第3（第7条関係）				
名称	施設名	使用区分			名称	施設名	使用区分		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
大田区立美原文化センター	第一集会室	<u>1,600円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,100円</u>	大田区立美原文化センター	第一集会室	<u>1,400円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>
	第二集会室	<u>780円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>		第二集会室	<u>680円</u>	<u>920円</u>	<u>920円</u>
	和室	<u>900円</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,400円</u>		和室	<u>760円</u>	<u>1,140円</u>	<u>1,140円</u>
	調理室	<u>740円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>		調理室	<u>640円</u>	<u>860円</u>	<u>860円</u>
同 馬込文化センター	第一集会室	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>	同 馬込文化センター	第一集会室	<u>1,600円</u>	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>
	第二集会室	<u>780円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>		第二集会室	<u>680円</u>	<u>900円</u>	<u>900円</u>
	和室	<u>760円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>		和室	<u>660円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>
	調理室	<u>1,300円</u>	<u>1,700円</u>	<u>1,700円</u>		調理室	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>
同 南馬込文化センター	第一集会室	<u>2,200円</u>	<u>2,900円</u>	<u>2,900円</u>	同 南馬込文化センター	第一集会室	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>
	第二集会室	<u>720円</u>	<u>960円</u>	<u>960円</u>		第二集会室	<u>620円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>
	和室	<u>920円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>		和室	<u>800円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
	調理室	<u>1,400円</u>	<u>1,900円</u>	<u>1,900円</u>		調理室	<u>1,160円</u>	<u>1,700円</u>	<u>1,700円</u>
同 池上文化センター	第一集会室	<u>1,900円</u>	<u>2,600円</u>	<u>2,600円</u>	同 池上文化センター	第一集会室	<u>1,700円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>
	第二集会室	<u>920円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>		第二集会室	<u>800円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
	和室	<u>760円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>		和室	<u>640円</u>	<u>900円</u>	<u>900円</u>
	調理室	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>		調理室	<u>960円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>
同 嶺町	第一集会室	<u>2,200円</u>	<u>2,900円</u>	<u>2,900円</u>	同 嶺町	第一集会室	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>

新					旧						
文化センター	会室		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	文化センター	会室		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	第二集	<u>900円</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	第二集		<u>780円</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>		
	会室		<u>円</u>	<u>円</u>	会室			<u>円</u>	<u>円</u>		
	和室	<u>780円</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	和室		<u>680円</u>	<u>920円</u>	<u>920円</u>		
	調理室	<u>1,100</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>		調理室	<u>960円</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>		
		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>			<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
同 雪谷 文化センター	第一集	<u>2,500</u>	<u>3,300</u>	<u>3,300</u>	同 雪谷 文化センター	第一集	<u>2,200</u>	<u>2,900</u>	<u>2,900</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	第二集	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>		第二集	<u>1,100</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	和室	<u>740円</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>		和室	<u>640円</u>	<u>860円</u>	<u>860円</u>		
	調理室	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>		調理室	<u>1,100</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>		
		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>			<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	陶芸室	<u>520円</u>	<u>800円</u>	<u>800円</u>		陶芸室	<u>420円</u>	<u>640円</u>	<u>640円</u>		
同 石川 町文化センター	第一集	<u>2,400</u>	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	同 石川 町文化センター	第一集	<u>2,100</u>	<u>2,800</u>	<u>2,800</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	第二集	<u>1,500</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>		第二集	<u>1,300</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	和室	<u>540円</u>	<u>780円</u>	<u>780円</u>		和室	<u>440円</u>	<u>680円</u>	<u>680円</u>		
同 糀谷 文化センター	第一集	<u>1,900</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	同 糀谷 文化センター	第一集	<u>1,700</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	第二集	<u>960円</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>		第二集	<u>840円</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	和室	<u>800円</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>		和室	<u>700円</u>	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>		
		調理室	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>		<u>1,600</u>		調理室	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>
		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>			<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	陶芸室 (A)	<u>540円</u>	<u>720円</u>	<u>720円</u>		陶芸室 (A)	<u>480円</u>	<u>620円</u>	<u>620円</u>		
	陶芸室 (B)	<u>400円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>		陶芸室 (B)	<u>360円</u>	<u>480円</u>	<u>480円</u>		
同 羽田 文化センター (地域活動施設)	第一集	<u>1,300</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	同 羽田 文化センター (地域活動施設)	第一集	<u>1,080</u>	<u>1,440</u>	<u>1,440</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	第二集	<u>1,600</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>		第二集	<u>1,280</u>	<u>1,700</u>	<u>1,700</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
	第三集	<u>900円</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>		第三集	<u>780円</u>	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>			
	第四集	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>		第四集	<u>800円</u>	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		
同 萩中 文化センター	第一集	<u>2,100</u>	<u>2,800</u>	<u>2,800</u>	同 萩中 文化センター	第一集	<u>1,900</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>		
	会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		会室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		

新					旧				
	第二集	<u>720円</u>	<u>960円</u>	<u>960円</u>		第二集	<u>640円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>
	会室					会室			
	和室	<u>620円</u>	<u>880円</u>	<u>880円</u>		和室	<u>500円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>
	調理室	<u>820円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>		調理室	<u>700円</u>	<u>940円</u>	<u>940円</u>
同 六郷 文化センター	第一集	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>	同 六郷 文化センター	第一集	<u>960円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>
	会室					会室			
	第二集	<u>1,800円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>		第二集	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
	会室					会室			
	和室	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>940円</u>		和室	<u>500円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>
	調理室	<u>1,100円</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,400円</u>		調理室	<u>940円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>

備考

1 及び 2 (略)

別表第 4 (第 7 条関係)

名称	施設名	1日に徴収できる額
大田区立美原文化センター	体育室	<u>5,800円</u>
同 馬込文化センター	体育室	<u>6,600円</u>
同 南馬込文化センター	体育室	<u>5,800円</u>
同 池上文化センター	体育室	<u>6,600円</u>
同 嶺町文化センター	体育室	<u>6,200円</u>
同 雪谷文化センター	体育室	<u>6,600円</u>
同 石川町文化センター	レクリエーションホール	<u>3,080円</u>
同 糞谷文化センター	体育室	<u>6,600円</u>
同 羽田文化センター (体育施設)	体育室	<u>5,800円</u>
同 萩中文化センター	体育室	<u>5,400円</u>
同 六郷文化センター	体育室	<u>6,600円</u>

備考

1 及び 2 (略)

別表第 4 (第 7 条関係)

名称	施設名	1日に徴収できる額
大田区立美原文化センター	体育室	<u>5,200円</u>
同 馬込文化センター	体育室	<u>5,900円</u>
同 南馬込文化センター	体育室	<u>5,200円</u>
同 池上文化センター	体育室	<u>5,900円</u>
同 嶺町文化センター	体育室	<u>5,700円</u>
同 雪谷文化センター	体育室	<u>6,100円</u>
同 石川町文化センター	レクリエーションホール	<u>2,860円</u>
同 糞谷文化センター	体育室	<u>5,800円</u>
同 羽田文化センター (体育施設)	体育室	<u>5,000円</u>
同 萩中文化センター	体育室	<u>5,060円</u>
同 六郷文化センター	体育室	<u>5,800円</u>

新	旧
<p data-bbox="256 208 360 241"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="209 253 376 286"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="169 297 807 376"><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="209 387 376 421"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="169 432 807 566"><u>2 改正後の別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u></p>	

大田区立大森東地域センター条例（昭和57年条例第6号）新旧対照表

新				旧			
○大田区立大森東地域センター条例 昭和57年3月25日 条例第6号				○大田区立大森東地域センター条例 昭和57年3月25日 条例第6号			
第1条から第14条まで（略）				第1条から第14条まで（略）			
別表第1（第3条関係）（略）				別表第1（第3条関係）（略）			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
施設名	単位			施設名	単位		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
広間			<u>3,200円</u>	広間			<u>2,600円</u>
静養室			<u>1,500円</u>	静養室			<u>1,200円</u>
第一集会室	<u>1,700円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>	第一集会室	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
第二集会室	<u>1,700円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>	第二集会室	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>
備考 2使用区分以上を使用する場合には限り、中間の時間（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る料金は、徴収しない。				備考 2使用区分以上を使用する場合には限り、中間の時間（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る料金は、徴収しない。			
<u>付 則</u>							
<u>（施行期日）</u>							
<u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>							
<u>（経過措置）</u>							
<u>2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u>							

大田区立ライフコミュニティ西馬込条例（平成8年条例第43号）新旧対照表

新						旧					
○大田区立ライフコミュニティ西馬込条例 平成8年10月17日 条例第43号						○大田区立ライフコミュニティ西馬込条例 平成8年10月17日 条例第43号					
第1条から第10条まで（略）						第1条から第10条まで（略）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
1 音楽スタジオ等						1 音楽スタジオ等					
使用 区分 施設 名	使用日	午前	午後	夜間	全日	使用 区分 施設 名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時			午前9時～午後	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
音楽 スタ ジオ	平日	<u>720円</u>	<u>1,400円</u>	<u>2,100円</u>	<u>4,220円</u>	音楽 スタ ジオ	平日	<u>940円</u>	<u>1,800円</u>	<u>2,800円</u>	<u>5,540円</u>
	土曜日・日曜日・休日	<u>860円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,700円</u>	<u>5,260円</u>		土曜日・日曜日・休日	<u>1,140円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,500円</u>	<u>6,840円</u>
調 理 室	平日	<u>1,100円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,300円</u>	<u>6,500円</u>	調 理 室	平日	<u>1,400円</u>	<u>2,800円</u>	<u>4,300円</u>	<u>8,500円</u>
	土曜日・日曜日・休日	<u>1,300円</u>	<u>2,700円</u>	<u>3,900円</u>	<u>7,900円</u>		土曜日・日曜日・休日	<u>1,700円</u>	<u>3,500円</u>	<u>5,200円</u>	<u>10,400円</u>
第 一 和 室	平日	<u>580円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,580円</u>	第 一 和 室	平日	<u>520円</u>	<u>1,060円</u>	<u>1,600円</u>	<u>3,180円</u>
	土曜日・日曜日・休日	<u>720円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,220円</u>		土曜日・日曜日・休日	<u>640円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,740円</u>
第 二 和 室	平日	<u>580円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,580円</u>	第 二 和 室	平日	<u>520円</u>	<u>1,060円</u>	<u>1,600円</u>	<u>3,180円</u>
	土曜日・日曜日・休日	<u>720円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,220円</u>		土曜日・日曜日・休日	<u>640円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,740円</u>
会 議 室	平日	<u>860円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,500円</u>	<u>5,060円</u>	会 議 室	平日	<u>1,140円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,300円</u>	<u>6,640円</u>
	土曜日・日曜日・休日	<u>980円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,100円</u>	<u>6,180円</u>		土曜日・日曜日・休日	<u>1,300円</u>	<u>2,700円</u>	<u>4,100円</u>	<u>8,100円</u>
特 別 研 修 室	平日	<u>3,400円</u>	<u>6,800円</u>	<u>10,200円</u>	<u>20,400円</u>	特 別 研 修 室	平日	<u>4,500円</u>	<u>9,000円</u>	<u>13,500円</u>	<u>27,000円</u>
	土曜日・日曜日・休日	<u>4,000円</u>	<u>8,100円</u>	<u>12,200円</u>	<u>24,300円</u>		土曜日・日曜日・休日	<u>5,300円</u>	<u>10,800円</u>	<u>16,200円</u>	<u>32,300円</u>
2 健康室						2 健康室					
使用 区分	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	使用 区分	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
	午前9	正午～	午後2	午後5	午後7		午前9	正午～	午後2	午後5	午後7

新						旧					
使用日	時30分 ～午前 11時30 分	午後2 時	時30分 ～午後 4時30 分	時～午 後7時	時30分 ～午後 9時30 分	使用日	時30分 ～午前 11時30 分	午後2 時	時30分 ～午後 4時30 分	時～午 後7時	時30分 ～午後 9時30 分
平日	<u>1,200</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>2,900</u> 円	<u>2,900</u> 円	平日	<u>1,600</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>3,800</u> 円	<u>3,800</u> 円
土曜日・日曜日・休日	<u>1,500</u> 円	<u>2,400</u> 円	<u>2,400</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>3,500</u> 円	土曜日・日曜日・休日	<u>2,000</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>4,600</u> 円	<u>4,600</u> 円
<p>3 トレーニングルーム</p> <p><u>1回につき1人400円</u></p> <p>備考</p> <p>(1)から(5)まで(略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u></p>						<p>3 トレーニングルーム</p> <p><u>1回につき1人330円</u></p> <p>備考</p> <p>(1)から(5)まで(略)</p>					

大田区立池上会館（平成5年条例第7号）新旧対照表

新				旧			
○大田区立池上会館条例 平成5年3月12日 条例第7号				○大田区立池上会館条例 平成5年3月12日 条例第7号			
第1条から第12条まで（略） 別表（第4条関係） 1 集会室等				第1条から第12条まで（略） 別表（第4条関係） 1 集会室等			
使用区分 施設名	単位		使用料 （1回につき）	使用区分 施設名	単位		使用料 （1回につき）
松の間	平日	午前	<u>1,400円</u>	松の間	平日	午前	<u>1,800円</u>
		午後	<u>2,100円</u>			午後	<u>2,700円</u>
		夜間	<u>3,400円</u>			夜間	<u>4,500円</u>
		全日	<u>6,900円</u>			全日	<u>9,000円</u>
	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>1,400円</u>		土曜日・日曜日・休日	午前	<u>1,800円</u>
		午後	<u>2,400円</u>			午後	<u>3,200円</u>
		夜間	<u>4,100円</u>			夜間	<u>5,400円</u>
		全日	<u>7,900円</u>			全日	<u>10,400円</u>
竹の間	平日	午前	<u>1,200円</u>	竹の間	平日	午前	<u>1,600円</u>
		午後	<u>1,800円</u>			午後	<u>2,300円</u>
		夜間	<u>3,000円</u>			夜間	<u>3,900円</u>
		全日	<u>6,000円</u>			全日	<u>7,800円</u>
	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>1,200円</u>		土曜日・日曜日・休日	午前	<u>1,600円</u>
		午後	<u>2,100円</u>			午後	<u>2,800円</u>
		夜間	<u>3,600円</u>			夜間	<u>4,700円</u>
		全日	<u>6,900円</u>			全日	<u>9,100円</u>
紅梅の間	平日	午前	<u>3,500円</u>	紅梅の間	平日	午前	<u>4,600円</u>
		午後	<u>5,200円</u>			午後	<u>6,900円</u>

新				旧					
		夜間	<u>8,700円</u>			夜間	<u>11,500円</u>		
		全日	<u>17,400円</u>			全日	<u>23,000円</u>		
		土曜日・日曜日・休日	午前			<u>3,500円</u>	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>4,600円</u>
			午後			<u>6,300円</u>		午後	<u>8,300円</u>
			夜間			<u>10,400円</u>		夜間	<u>13,800円</u>
			全日			<u>20,200円</u>		全日	<u>26,700円</u>
白梅の間	平日	午前	<u>3,500円</u>	白梅の間	平日	午前	<u>4,600円</u>		
		午後	<u>5,200円</u>			午後	<u>6,900円</u>		
		夜間	<u>8,700円</u>			夜間	<u>11,500円</u>		
		全日	<u>17,400円</u>			全日	<u>23,000円</u>		
	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>3,500円</u>		土曜日・日曜日・休日	午前	<u>4,600円</u>		
		午後	<u>6,300円</u>			午後	<u>8,300円</u>		
		夜間	<u>10,400円</u>			夜間	<u>13,800円</u>		
		全日	<u>20,200円</u>			全日	<u>26,700円</u>		
多目的ホール	平日	午前	<u>1,900円</u>	多目的ホール	平日	午前	<u>2,500円</u>		
		午後	<u>2,800円</u>			午後	<u>3,700円</u>		
		夜間	<u>4,700円</u>			夜間	<u>6,200円</u>		
		全日	<u>9,400円</u>			全日	<u>12,400円</u>		
	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>1,900円</u>		土曜日・日曜日・休日	午前	<u>2,500円</u>		
		午後	<u>3,400円</u>			午後	<u>4,500円</u>		
		夜間	<u>5,700円</u>			夜間	<u>7,500円</u>		
		全日	<u>11,000円</u>			全日	<u>14,500円</u>		
和室	平日	午前	<u>360円</u>	和室	平日	午前	<u>300円</u>		
		午後	<u>500円</u>			午後	<u>440円</u>		

新				旧							
			後		後						
			夜間	<u>900円</u>	夜間	<u>760円</u>					
			全日	<u>1,760円</u>	全日	<u>1,500円</u>					
		土曜日・日曜日・休日		午前	<u>360円</u>	午前	<u>300円</u>				
				午後	<u>600円</u>	午後	<u>540円</u>				
				夜間	<u>1,100円</u>	夜間	<u>920円</u>				
				全日	<u>2,060円</u>	全日	<u>1,760円</u>				
展示ホール	展示使用	全日	午前9時から午後10時まで	<u>15,800円</u>	展示ホール	展示使用	全日	午前9時から午後10時まで	<u>21,000円</u>		
		集会使用	平日	午前			<u>5,300円</u>	集会使用	平日	午前	<u>7,000円</u>
				午後			<u>10,500円</u>			午後	<u>14,000円</u>
				夜間			<u>15,600円</u>			夜間	<u>20,800円</u>
				全日			<u>31,400円</u>			全日	<u>41,800円</u>
		土曜日・日曜日・休日		午前			<u>6,300円</u>	土曜日・日曜日・休日		午前	<u>8,300円</u>
				午後			<u>12,600円</u>			午後	<u>16,800円</u>
				夜間			<u>18,900円</u>			夜間	<u>25,100円</u>
				全日			<u>37,800円</u>			全日	<u>50,200円</u>
		第一会議室	平日	午前			<u>4,800円</u>	第一会議室	平日	午前	<u>6,300円</u>
午後	<u>9,500円</u>			午後	<u>12,600円</u>						
夜	<u>14,300円</u>			夜	<u>19,000円</u>						

新				旧			
		間		間			
		全日	<u>28,600円</u>	全日	<u>37,900円</u>		
		土曜日・日曜日・休日	午前	<u>5,700円</u>	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>7,600円</u>
			午後	<u>11,400円</u>		午後	<u>15,100円</u>
			夜間	<u>17,100円</u>		夜間	<u>22,700円</u>
全日	<u>34,200円</u>	全日	<u>45,400円</u>				
第二会議室	平日	午前	<u>2,400円</u>	平日	午前	<u>3,100円</u>	
		午後	<u>4,700円</u>		午後	<u>6,200円</u>	
		夜間	<u>7,000円</u>		夜間	<u>9,300円</u>	
		全日	<u>14,100円</u>		全日	<u>18,600円</u>	
	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>2,800円</u>	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>3,700円</u>	
		午後	<u>5,700円</u>		午後	<u>7,500円</u>	
		夜間	<u>8,400円</u>		夜間	<u>11,200円</u>	
		全日	<u>16,900円</u>		全日	<u>22,400円</u>	
第三会議室	平日	午前	<u>1,900円</u>	平日	午前	<u>2,500円</u>	
		午後	<u>3,600円</u>		午後	<u>4,700円</u>	
		夜間	<u>5,400円</u>		夜間	<u>7,200円</u>	
		全日	<u>10,900円</u>		全日	<u>14,400円</u>	
	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>2,100円</u>	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>2,800円</u>	
		午後	<u>4,400円</u>		午後	<u>5,800円</u>	
		夜間	<u>6,600円</u>		夜間	<u>8,800円</u>	
		全日	<u>13,100円</u>		全日	<u>17,400円</u>	
集会室	平日	午前	<u>10,800円</u>	平日	午前	<u>14,300円</u>	
		午後	<u>21,600円</u>		午後	<u>28,700円</u>	

新				旧					
		夜間	<u>32,300円</u>			夜間	<u>43,000円</u>		
		全日	<u>64,700円</u>			全日	<u>86,000円</u>		
		土曜日・日曜日・休日	午前			<u>12,900円</u>	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>17,200円</u>
			午後			<u>25,800円</u>		午後	<u>34,400円</u>
			夜間			<u>38,700円</u>		夜間	<u>51,600円</u>
			全日			<u>77,400円</u>		全日	<u>103,200円</u>
視聴覚室	平日	午前	<u>2,100円</u>	視聴覚室	平日	午前	<u>2,700円</u>		
		午後	<u>4,200円</u>			午後	<u>5,600円</u>		
		夜間	<u>6,400円</u>			夜間	<u>8,500円</u>		
		全日	<u>12,700円</u>			全日	<u>16,800円</u>		
	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>2,500円</u>		土曜日・日曜日・休日	午前	<u>3,300円</u>		
		午後	<u>5,000円</u>			午後	<u>6,600円</u>		
		夜間	<u>7,700円</u>			夜間	<u>10,200円</u>		
		全日	<u>15,200円</u>			全日	<u>20,100円</u>		
中研修室	平日	午前	<u>1,400円</u>	中研修室	平日	午前	<u>1,800円</u>		
		午後	<u>2,900円</u>			午後	<u>3,800円</u>		
		夜間	<u>4,300円</u>			夜間	<u>5,700円</u>		
		全日	<u>8,600円</u>			全日	<u>11,300円</u>		
	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>1,600円</u>		土曜日・日曜日・休日	午前	<u>2,100円</u>		
		午後	<u>3,500円</u>			午後	<u>4,600円</u>		
		夜間	<u>5,100円</u>			夜間	<u>6,800円</u>		
		全日	<u>10,200円</u>			全日	<u>13,500円</u>		
小研修室	平日	午前	<u>800円</u>	小研修室	平日	午前	<u>1,060円</u>		
		午後	<u>1,700円</u>			午後	<u>2,200円</u>		

新				旧			
		後		後			
		夜間	<u>2,500円</u>	夜間	<u>3,300円</u>		
	土曜日・日曜日・休日	全日	<u>5,000円</u>	全日	<u>6,560円</u>		
		午前	<u>900円</u>	午前	<u>1,200円</u>		
		午後	<u>2,100円</u>	午後	<u>2,700円</u>		
		夜間	<u>3,000円</u>	夜間	<u>4,000円</u>		
		全日	<u>6,000円</u>	全日	<u>7,900円</u>		
調理室	平日	午前	<u>2,100円</u>	午前	<u>2,800円</u>		
		午後	<u>4,400円</u>	午後	<u>5,800円</u>		
		夜間	<u>6,600円</u>	夜間	<u>8,800円</u>		
		全日	<u>13,100円</u>	全日	<u>17,400円</u>		
	土曜日・日曜日・休日	午前	<u>2,700円</u>	午前	<u>3,500円</u>		
		午後	<u>5,400円</u>	午後	<u>7,100円</u>		
		夜間	<u>8,000円</u>	夜間	<u>10,600円</u>		
		全日	<u>16,100円</u>	全日	<u>21,200円</u>		
2 駐車場 (略) 備考 (略) <u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u>				2 駐車場 (略) 備考 (略)			

大田区立山王会館条例（平成7年条例第4号）新旧対照表

新						旧					
○大田区立山王会館条例 平成7年3月15日 条例第4号						○大田区立山王会館条例 平成7年3月15日 条例第4号					
第1条から第13条まで（略）						第1条から第13条まで（略）					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日	使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
集会室	平日	<u>1,500</u> 円	<u>2,900</u> 円	<u>4,300</u> 円	<u>8,700</u> 円	集会室	平日	<u>1,900</u> 円	<u>3,800</u> 円	<u>5,700</u> 円	<u>11,400</u> 円
	土曜日、日曜日、休日	<u>1,800</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>5,100</u> 円	<u>10,400</u> 円		土曜日、日曜日、休日	<u>2,300</u> 円	<u>4,600</u> 円	<u>6,800</u> 円	<u>13,700</u> 円
備考 （1）から（5）まで（略） <u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u>						備考 （1）から（5）まで（略）					

大田区田園調布せせらぎ館条例（令和元年条例第6号）新旧対照表

新					旧						
○大田区田園調布せせらぎ館条例 令和元年6月27日 条例第6号 第1条から第16条まで（略） 別表第1（略） 別表第2（第4条関係）					○大田区田園調布せせらぎ館条例 令和元年6月27日 条例第6号 第1条から第16条まで（略） 別表第1（略） 別表第2（第4条関係）						
施設名		使用区分			施設名		使用区分				
		午前	午後1	午後2	夜間			午前	午後1	午後2	夜間
体育室A		8,000円	8,000円	8,600円	9,800円	体育室A		8,000円	8,000円	8,600円	9,800円
体育室B		8,000円	8,000円	8,600円	9,800円	体育室B		8,000円	8,000円	8,600円	9,800円
トレーニング グループ		1回につき1人 <u>400円</u>				トレーニング グループ		1回につき1人 <u>330円</u>			
備考					備考						
(1)から(5)まで（略）					(1)から(5)まで（略）						
<u>付 則</u>											
<u>(施行期日)</u>											
<u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>											
<u>(経過措置)</u>											
<u>2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u>											

受益者負担の適正化に向けた施設使用料の見直しについて

概 要

- 施設使用料は、施設サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があり、原則4年ごとに見直しを行うこととしており、施設使用料の基本的な考え方に基づき、令和7年第一回定例会において施設使用料の改定、令和8年4月に条例施行を予定している（一部施設（大田区民ホール等）は令和8年10月施行）。
- こうした受益者負担の適正化は、健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、区民間の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を目的として取り組むもの。

対象施設

- 公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、施設使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要がある。
- 具体的には、施設サービスを「公共性と市場性」「必需性と選択性」で分類し、区分に応じた受益者負担割合を定める。
- 施設使用料の見直し対象は、全ての公共施設のうち、受益者負担割合区分④⑤に該当する施設とする。（一斉見直しにおける対象施設数は93、条例数は23、規則数は23）

■公共性と市場性

同様のサービス提供が民間では困難な施設か、または可能な施設か。

■必需性と選択性

大半の区民が必要とする施設か、または個人の価値観や嗜好の違いに応じて選択的に利用する施設か。

施設使用料の主な算定基準

■施設使用料

1㎡・1時間当たりの使用料原価
 × 貸出面積 × 使用時間 × (補正係数) × 受益者負担割合

■1㎡・1時間 当たりの使用料原価

対象経費合計 ÷ 貸出面積 ÷ 利用可能時間

■個人利用施設使用料

対象経費合計 ÷ 利用者数 × 受益者負担割合

■対象経費

- 人 件 費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費
- 維持管理費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費
- 資本的経費：施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費

■補正係数等

- 使用区分（曜日・時間帯別）の施設使用料の設定
 曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とする。ただし、従前の経過や利用実態等を勘案し、施設使用料に差を設けることができるものとする。
- 体育室等
 区民センターや文化センターの体育室等については一室あたりの所要面積が大きく、単純に原価により施設使用料を算定すると施設使用料額が非常に高額となってしまうことから、利用実態を考慮して補正を行う。

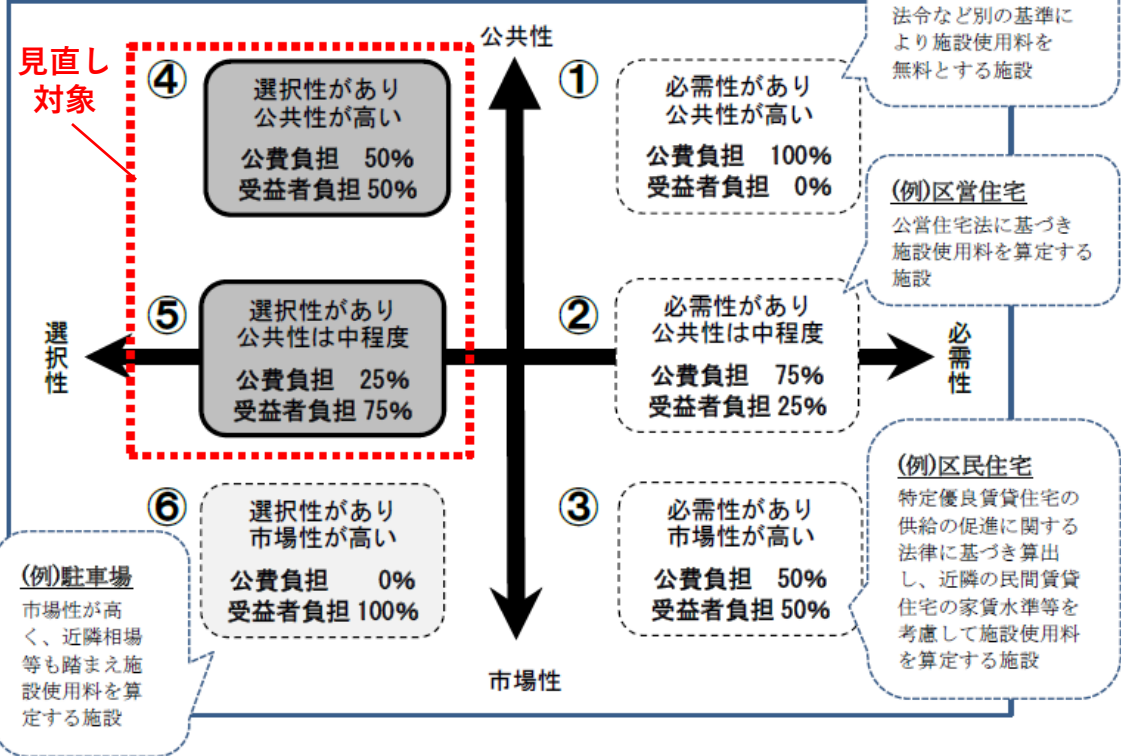
■激変緩和措置

施設使用料額が現行と比較して25%を超える増減となる場合は、25%を上限額とする激変緩和措置を講じる。

■今後のスケジュール



< 受益者負担区分 >



(参考) 政策的減免

公の施設は、住民福祉の向上を目的として設置し、区民が利用しやすい施設使用料を設定しているため、全額納付を基本とする。ただし、利用者支援や施設利用の促進など政策的に利用者負担を軽減する必要がある場合には、施設使用料を減額または免除ができることとする。

今後は、施設の設置目的や利用目的等を鑑みた上で政策的効果を検証し、負担と公平性のバランスを十分図りつつ、減免基準（対象者の範囲も含む）の統一化を進めていく。

第27号議案

大田区区民活動施設条例の一部を改正する条例について

1 一部改正の目的

大森西二丁目複合施設内に、大森西区民活動施設を新設することに伴い、規定を整備するため。

2 改正案の要旨（詳細は別紙新旧対照表のとおり）

(1) 構成施設

- ・ 体育室
- ・ 多目的室
- ・ 音楽スタジオ

(2) 使用料

ア 体育室及び多目的室

施設名	使用区分			
	午前	午後1	午後2	夜間
体育室全面	16,200円	16,200円	16,200円	16,200円
体育室半面	8,100円	8,100円	8,100円	8,100円
多目的室	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円

【使用区分】 午前：午前9時～午前11時30分
 午後1：午後0時30分～午後3時
 午後2：午後4時～午後6時30分
 夜間：午後7時30分～午後10時

イ 音楽スタジオ

使用者	使用区分				
	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

【使用区分】 午前：午前9時30分～午前11時30分
 午後1：正午～午後2時
 午後2：午後2時30分～午後4時30分
 夜間1：午後5時～午後7時
 夜間2：午後7時30分～午後9時30分

(3) 管理運営手法

指定管理者によることができる。

民間事業者のノウハウを活用し、効果的・効率的な運営が期待できる。

3 施行日

別途規則で定める日から施行する。

ただし、本条例の実施のために必要な準備行為は、公布の日から施行する。

令和7年9月以降の供用開始を予定。

大田区区民活動施設条例（令和2年条例第65号）新旧対照表

新		旧																											
<p>○大田区区民活動施設条例 令和2年12月14日 条例第65号</p> <p>第1条から第5条まで（略） （使用料等）</p> <p>第6条 区民活動施設の施設の使用料は、別表第2から別表第4までのとおりとする。 2から6まで（略）</p> <p>第7条から第17条まで（略） 別表第1（第1条関係）</p>		<p>○大田区区民活動施設条例 令和2年12月14日 条例第65号</p> <p>第1条から第5条まで（略） （使用料等）</p> <p>第6条 区民活動施設の施設の使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。 2から6まで（略）</p> <p>第7条から第17条まで（略） 別表第1（第1条関係）</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新蒲田区民活動施設</td> <td>大田区新蒲田一丁目18番16号</td> </tr> <tr> <td>大森北区民活動施設</td> <td>同 大森北四丁目6番7号</td> </tr> <tr> <td><u>大森西区民活動施設</u></td> <td><u>同 大森西二丁目16番2号</u></td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	新蒲田区民活動施設	大田区新蒲田一丁目18番16号	大森北区民活動施設	同 大森北四丁目6番7号	<u>大森西区民活動施設</u>	<u>同 大森西二丁目16番2号</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新蒲田区民活動施設</td> <td>大田区新蒲田一丁目18番16号</td> </tr> <tr> <td>大森北区民活動施設</td> <td>同 大森北四丁目6番7号</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	新蒲田区民活動施設	大田区新蒲田一丁目18番16号	大森北区民活動施設	同 大森北四丁目6番7号												
名称	位置																												
新蒲田区民活動施設	大田区新蒲田一丁目18番16号																												
大森北区民活動施設	同 大森北四丁目6番7号																												
<u>大森西区民活動施設</u>	<u>同 大森西二丁目16番2号</u>																												
名称	位置																												
新蒲田区民活動施設	大田区新蒲田一丁目18番16号																												
大森北区民活動施設	同 大森北四丁目6番7号																												
<p>別表第2（略） 備考（略） <u>別表第3（第6条関係）</u></p>		<p>別表第2（略） 備考（略）</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="4">使用区分</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後1</th> <th>午後2</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大森西区民活動施設</td> <td>体育室全面</td> <td>16,200円</td> <td>16,200円</td> <td>16,200円</td> <td>16,200円</td> </tr> <tr> <td>体育室半面</td> <td>8,100円</td> <td>8,100円</td> <td>8,100円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>5,800円</td> <td>5,800円</td> <td>5,800円</td> <td>5,800円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	施設名	使用区分				午前	午後1	午後2	夜間	大森西区民活動施設	体育室全面	16,200円	16,200円	16,200円	16,200円	体育室半面	8,100円	8,100円	8,100円	8,100円	多目的室	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円		
名称	施設名			使用区分																									
		午前	午後1	午後2	夜間																								
大森西区民活動施設	体育室全面	16,200円	16,200円	16,200円	16,200円																								
	体育室半面	8,100円	8,100円	8,100円	8,100円																								
	多目的室	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円																								
<p>備考</p> <p><u>（1） 使用区分の午前とは午前9時から午前11時30分まで、午後1とは午後0時30分から午後3時まで、午後2とは午後4時から午後6時30分まで、夜間とは午後7時30分から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。</u></p> <p><u>（2） 2使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（午前11時30分から午後0時30分まで、午後3時から午後4時まで、午後6時30分から午後7時30分ま</u></p>																													

で)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。

(3) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

別表第4 (第6条関係)

名称	施設名	使用者	使用区分				
			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
新蒲田区民活動施設	音楽スタジオ1	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	音楽スタジオ2	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
大森北区民活動施設	音楽スタジオ	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
大森西区民活動施設	音楽スタジオ	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

備考(略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

別表第3 (第6条関係)

名称	施設名	使用者	使用区分				
			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
新蒲田区民活動施設	音楽スタジオ1	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	音楽スタジオ2	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
大森北区民活動施設	音楽スタジオ	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

備考(略)

2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

地域産業委員会 令和7年2月26・27日
地域力推進部 資料4番
所管 地域力推進課 大森西特別出張所

第31号議案

大田区大森西二丁目複合施設条例の制定について

1 条例制定の目的

大森西地区における地域づくりの拠点として、各施設が連携し、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するため、本条例を制定し、大田区大森西二丁目複合施設（以下「大森西二丁目複合施設」という。）を大田区大森西二丁目16番2号に設置する。

2 条例案の要旨（詳細は別紙のとおり）

(1) 構成施設

- ・大森西特別出張所
- ・大森西区民活動施設
- ・大田福祉作業所大森西分場
- ・大森西保育園
- ・包括的支援事業を実施する施設
- ・その他必要な施設

(2) 管理

- ア 大森西特別出張所、大森西区民活動施設、大田福祉作業所大森西分場及び大森西保育園
各条例の定めるところによる。
- イ 包括的支援事業を実施する施設
法律の定めるところにより、区がこれを行う。
- ウ その他必要な施設
大田区大森西二丁目複合施設条例による。

(3) 管理運営手法

指定管理者によることができる。
これにより、民間事業者のノウハウを活用した効果的・効率的な運営が期待できる。

3 施行日

別途規則で定める日から施行する。
ただし、本条例の実施のために必要な準備行為は、公布の日から施行する。
令和7年9月以降の供用開始を予定。

第 31 号議案

大田区大森西二丁目複合施設条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区大森西二丁目複合施設条例

(設置)

第 1 条 地域づくりの拠点として各施設が連携し、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するため、大田区大森西二丁目複合施設（以下「大森西二丁目複合施設」という。）を大田区大森西二丁目 16 番 2 号に設置する。

(構成施設)

第 2 条 大森西二丁目複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大田区特別出張所設置条例（昭和 25 年条例第 5 号）に規定する大森西特別出張所
- (2) 大田区区民活動施設条例（令和 2 年条例第 65 号）に規定する大森西区民活動施設
- (3) 大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）に規定する大田福祉作業所大森西分場
- (4) 大田区立保育園条例（昭和 26 年条例第 14 号）に規定する大森西保育園
- (5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業を実施する施設
- (6) その他必要な施設

(管理)

第 3 条 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる施設の管理に関し必要な事項は、当該各号に規定する条例の定めるところによる。

2 前条第5号に掲げる施設の管理については、同号に規定する法律の定めるところにより、区がこれを行う。

3 前条第6号に掲げる施設の管理については、この条例の定めるところによる。
(事業)

第4条 大森西二丁目複合施設においては、第1条に規定する目的を達成するため、第2条各号に掲げる施設の連携を推進する事業を行う。

(施設の変更制限)

第5条 大森西二丁目複合施設(第2条第6号に掲げる施設に限る。次条から第8条まで、第10条第1項第3号、同条第3項、第11条及び第12条において同じ。)の使用者(以下「使用者」という。)は、その使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、大森西二丁目複合施設への入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者

(2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者

(3) 前2号に掲げるもののほか、大森西二丁目複合施設の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、大森西二丁目複合施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 使用者は、大森西二丁目複合施設を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを

得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、大森西二丁目複合施設（第2条第1号及び第3号から第5号までに掲げる施設を除く。）の管理を行わせることができる。この場合において、第2条第2号に掲げる施設にあつては、同号に規定する条例の定めるところによる。

(指定管理者の指定手続)

第10条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) 大森西二丁目複合施設の効用を最大限に発揮することができること。
- (3) 大森西二丁目複合施設の管理を安定的かつ効率的に行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は大森西二丁目複合施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 大森西二丁目複合施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、大森西二丁目複合施設の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条第1号、第2号及び第5号の規定 規則で定める日

(経過措置)

2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

大田区大森西二丁目複合施設を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

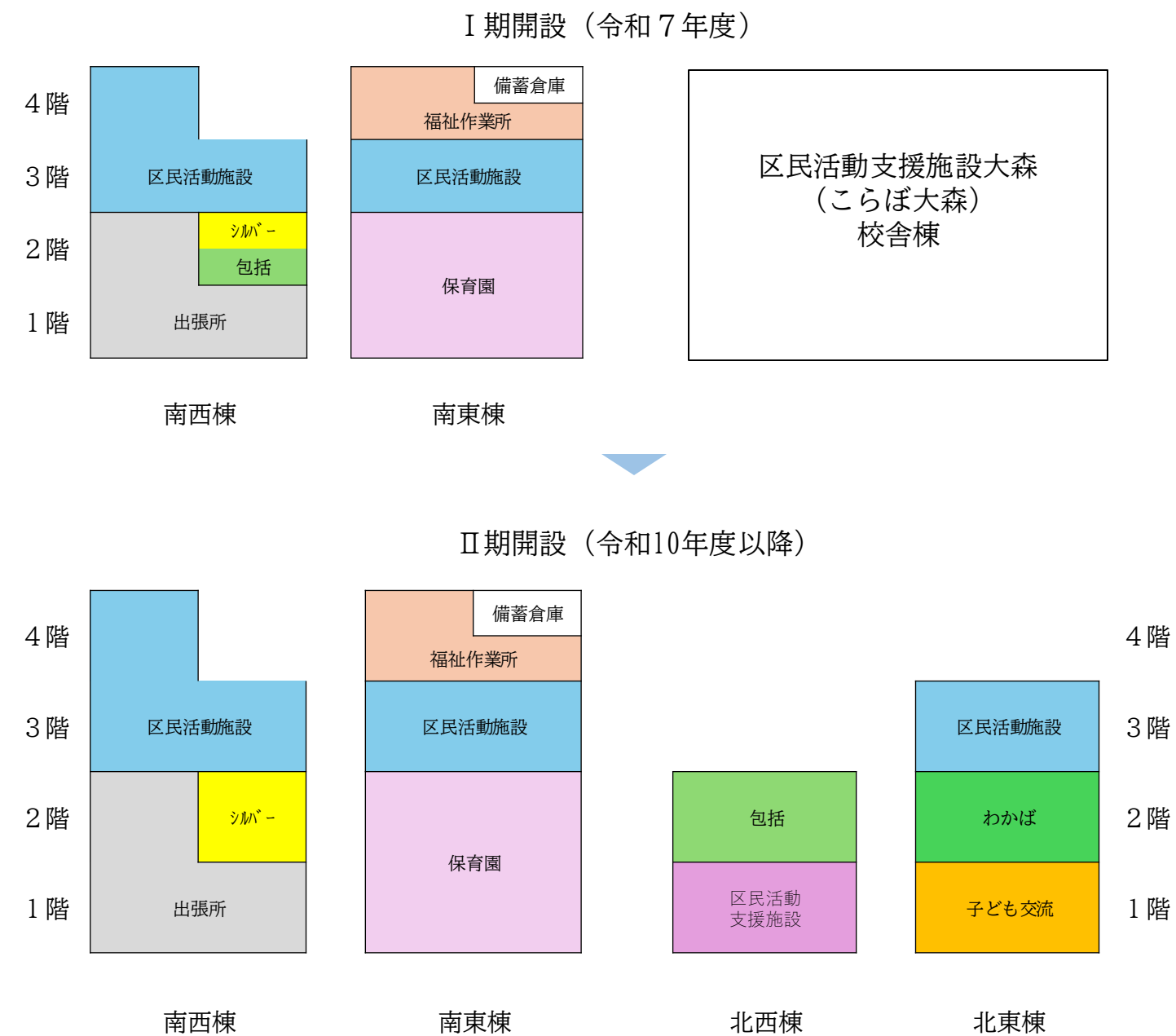
1 コンセプト

- ・利便性の向上
こらぼ大森の敷地を中心とした施設の再編
- ・地域のにぎわい創出
多世代の方が集う地域の活性化拠点の整備
- ・災害時に備えた防災拠点機能の強化
安全・安心なまちづくりの推進

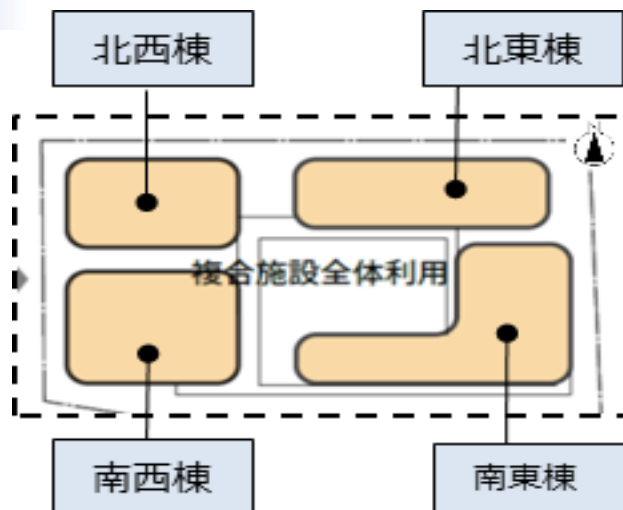
2 構成施設

	現況	I 期開設 (令和7年度)	II 期開設 (令和10年度以降)
区民活動支援施設大森 (こらぼ大森)	大森西特別出張所	大森西特別出張所	大森西特別出張所
	区民活動支援施設大森 (こらぼ大森)	大森西区民活動施設 (一部)	大森西区民活動施設
	地域包括支援センター 大森	地域包括支援センター 大森	区民活動支援施設大森 地域包括支援センター 大森
	シルバー人材センター 大森西作業所	シルバー人材センター 大森分室	シニアステーション 大森
	子ども交流センター	大田福祉作業所 大森西分場	シルバー人材センター 大森分室
大森西区民センター	区民センター	大森西保育園	大田福祉作業所 大森西分場
	大田福祉作業所 大森西分場	地区備蓄倉庫	子ども発達センター わかばの家分館
	子ども発達センター わかばの家分館	区民センター	大森西保育園
	大森西保育園	大森西区民センター	子ども交流センター
		子ども交流センター	地区備蓄倉庫

4 断面図



3 平面図

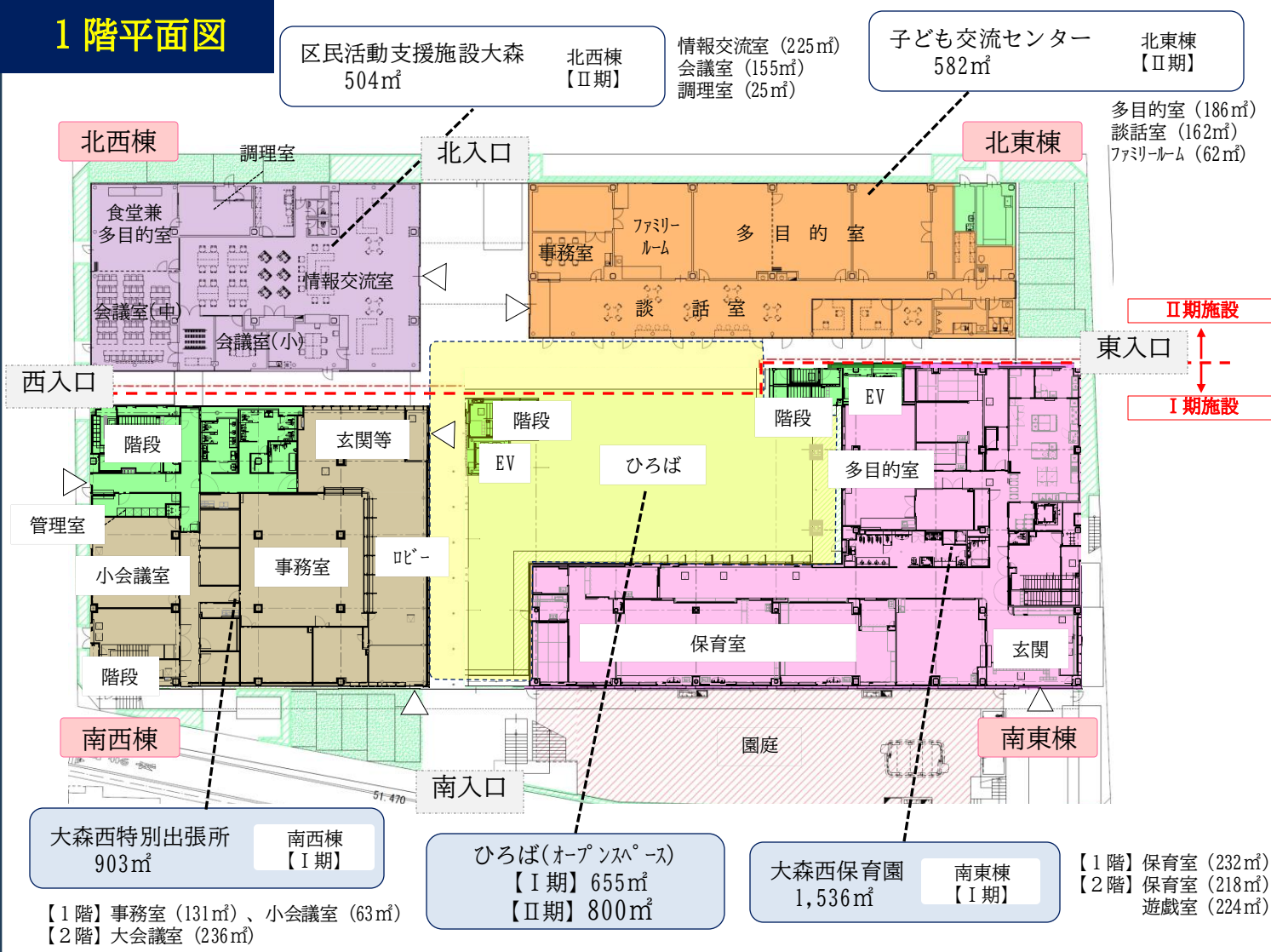


イメージパース (南東側上空から)

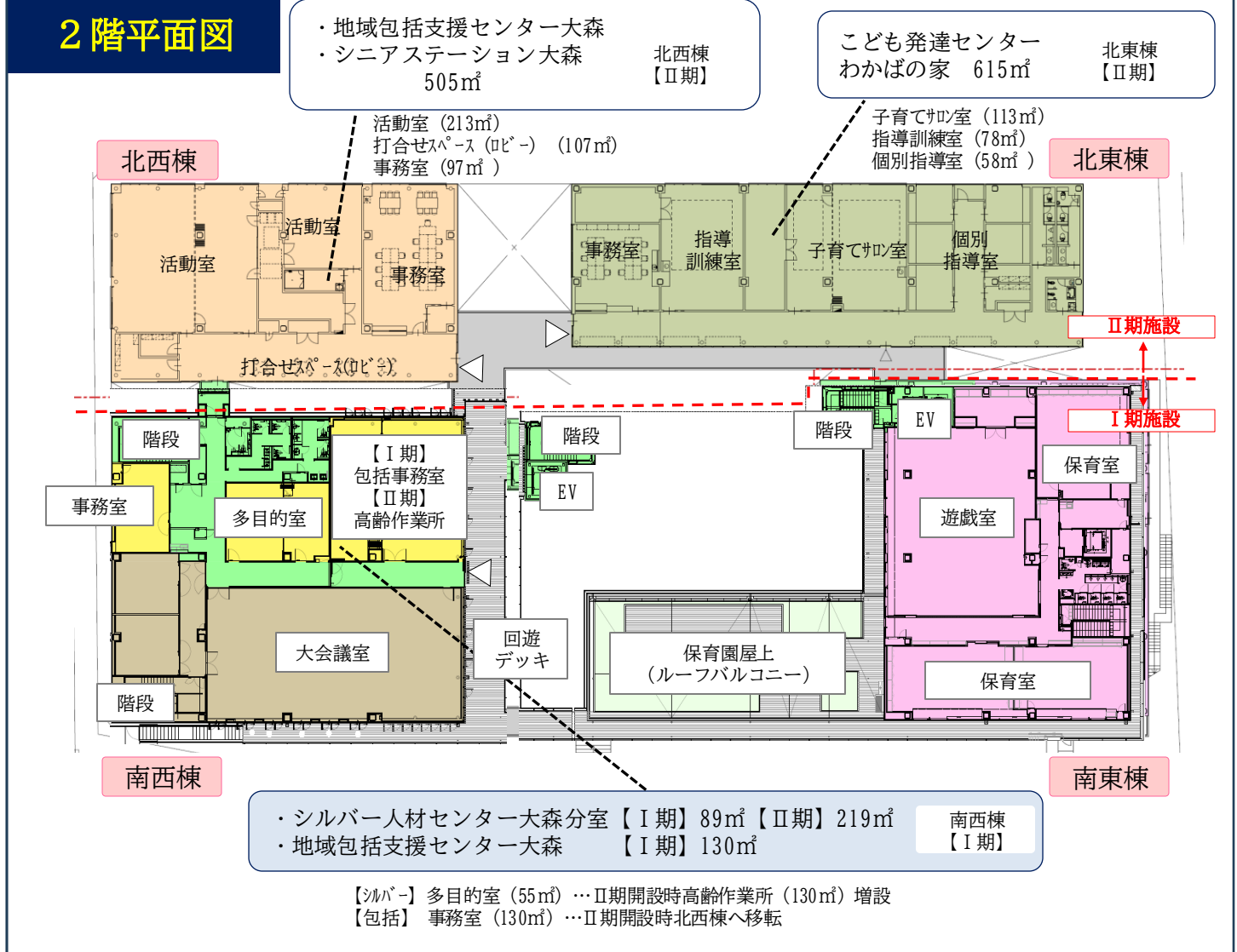
5 今後のスケジュール (予定)

- | | |
|------------|--------------------------|
| 令和7年6月 | I 期工事竣工 |
| 令和7年9月以降 | 供用開始 |
| 令和7~8年度 | 区民活動支援施設大森 (こらぼ大森) 校舎棟解体 |
| 令和8~10年度以降 | II 期工事 |
| 令和10年度以降 | II 期工事竣工・グランドオープン |

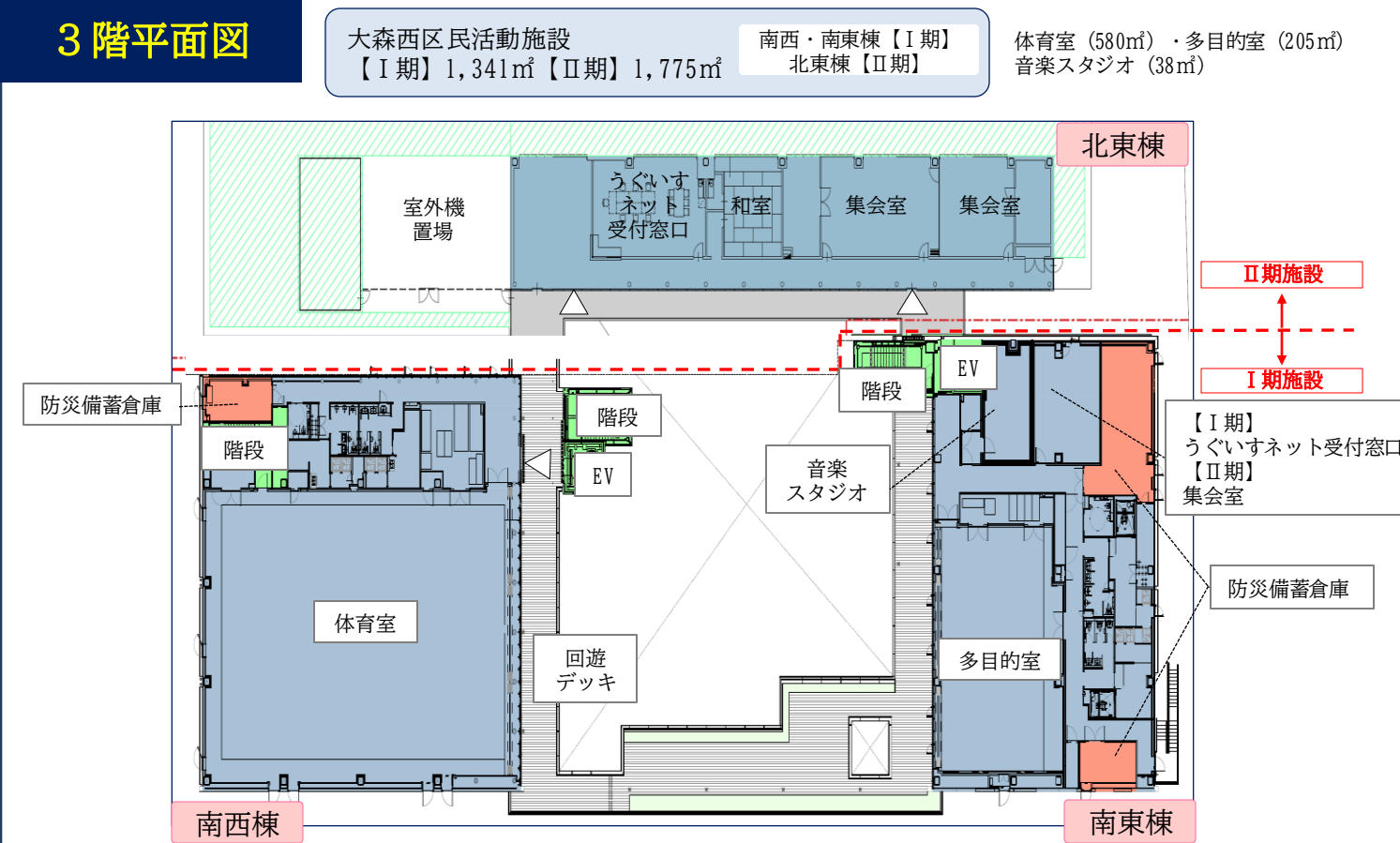
1階平面図



2階平面図



3階平面図



4階平面図



※ 本資料の内容は現時点のものであり、今後の検討により整備内容やスケジュールが一部変更となる可能性がある。

地域産業委員会 令和7年2月26・27日
スポーツ・文化・国際都市部 資料4番
所管 スポーツ推進課

第 37～43 号議案

大田区立大森スポーツセンター条例の一部を改正する条例ほかについて

1 一部を改正する条例

- (1) 大田区立大森スポーツセンター条例の一部を改正する条例（第 37 号議案）
- (2) 大田区スタジアム条例の一部を改正する条例（第 38 号議案）
- (3) 大田区立水泳場条例の一部を改正する条例（第 39 号議案）
- (4) 大田区立多摩川田園調布緑地条例の一部を改正する条例（第 40 号議案）
- (5) 大田区民プラザ条例の一部を改正する条例（第 41 号議案）
- (6) 大田区民ホール条例の一部を改正する条例（第 42 号議案）
- (7) 大田文化の森条例の一部を改正する条例（第 43 号議案）

2 改正理由

受益者負担の適正化の観点から施設使用料等を見直すため改正する。

3 施行日

令和8年4月1日

項番1(5)の別表の改正規定(大ホール、大ホール(舞台のみ)、第一楽屋、第二楽屋、第三楽屋、第四楽屋及び第五楽屋)並びに項番1(6)の別表の改正規定(大ホール、大ホール(舞台のみ)、特別第一楽屋、特別第二楽屋、第一楽屋、第二楽屋、第三楽屋、第四楽屋、第五楽屋及び第六楽屋)は、令和8年10月1日から施行する。

大田区立大森スポーツセンター条例（平成8年条例第23号）新旧対照表

新						旧								
○大田区立大森スポーツセンター条例 平成8年3月15日 条例第23号						○大田区立大森スポーツセンター条例 平成8年3月15日 条例第23号								
第1条から第17条まで（略） 別表第1（第2条関係）（略） 別表第2（第4条関係）						第1条から第17条まで（略） 別表第1（第2条関係）（略） 別表第2（第4条関係）								
1 競技場						1 競技場								
区分		アマチュアスポーツに使用する場合			アマチュアスポーツ以外に使用する場合		区分		アマチュアスポーツに使用する場合			アマチュアスポーツ以外に使用する場合		
		小・中学校及びその児童・生徒	高等学校及びその生徒	その他					小・中学校及びその児童・生徒	高等学校及びその生徒	その他			
午前	午前9時～正午	4,200円	8,100円	24,100円	40,700円	午前	午前9時～正午	3,400円	6,500円	19,300円	32,600円			
午後	午後1時～午後5時	6,500円	12,000円	28,300円	60,300円	午後	午後1時～午後5時	5,200円	9,600円	22,700円	48,300円			
夜間	午後6時～午後10時	9,600円	18,300円	40,700円	81,200円	夜間	午後6時～午後10時	7,700円	14,700円	32,600円	65,000円			
全日	午前9時～午後10時	20,300円	38,400円	93,100円	182,200円	全日	午前9時～午後10時	15,500円	29,100円	64,800円	130,000円			
2 ミーティングルーム						2 ミーティングルーム								
種別		区分			種別		区分			種別		区分		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
A室		620円	1,200円	1,900円	A室		520円	1,040円	1,600円	A室		520円	1,040円	1,600円
B室		620円	1,200円	1,900円	B室		520円	1,040円	1,600円	B室		520円	1,040円	1,600円
3 小ホール						3 小ホール								
午前		午後		夜間		午前		午後		夜間				
午前9時～正午		午後1時～午後5時		午後6時～午後10時		午前9時～正午		午後1時～午後5時		午後6時～午後10時				
4,400円		8,800円		13,400円		4,100円		8,200円		12,500円				
4 トレーニングルーム						4 トレーニングルーム								
1人1入場1回につき400円						1人1入場1回につき330円								

新							旧							
5 健康体育室							5 健康体育室							
種別	区分	スポーツに使用する場合			スポーツ以外に使用する場合			区分	スポーツに使用する場合			スポーツ以外に使用する場合		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後	午前	午後	午後		
	9時～午後	1時～午後5時	6時～午後10時	9時～午後	1時～午後5時	6時～午後10時	9時～午後	1時～午後5時	6時～午後10時	9時～午後	1時～午後5時	6時～午後10時		
B室	1,100 円	1,500 円	2,500 円	1,800 円	3,200 円	5,000 円	B室	920円	1,200 円	2,000 円	1,500 円	2,600 円	4,000 円	
C室	760円	1,000 円	1,600 円	1,300 円	2,200 円	3,300 円	C室	620円	860円	1,300 円	1,040 円	1,800 円	2,700 円	
全室	1,860 円	2,500 円	4,100 円	3,100 円	5,400 円	8,300 円	全室	1,540 円	2,060 円	3,300 円	2,540 円	4,400 円	6,700 円	
6 駐車場							6 駐車場							
自動車1台30分につき600円以内							自動車1台30分につき600円以内							
備考							備考							
<p>(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に競技場、<u>ミーティングルーム</u>、小ホール又は健康体育室を使用する場合の使用料は、本表使用料の額にその2割相当額（計算方法については、区長が別に定める。以下同じ。）を加えた額とする。</p>							<p>(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に競技場、小ホール又は健康体育室を使用する場合の使用料は、本表使用料の額にその2割相当額（計算方法については、区長が別に定める。以下同じ。）を加えた額とする。</p>							
<p>(2) 競技場は、2分（競技場の床面積の2分の1）して使用することができる。この場合の使用料は、本表使用料（前号の規定に該当するときは、同号を適用した額）の5割相当額（計算方法については、区長が別に定める。以下同じ。）とする。</p>							<p>(2) 競技場は、2分（競技場の床面積の2分の1）して使用することができる。この場合の使用料は、本表使用料（前号の規定に該当するときは、同号を適用した額）の5割相当額（計算方法については、区長が別に定める。以下同じ。）とする。</p>							
<p>(3) 行事の事前準備又は原状回復に使用する場合の使用料は、本表使用料（第1号又は前号の規定に該当するときは、当該規定を適用した額）の8割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）とする。</p>							<p>(3) 行事の事前準備又は原状回復に使用する場合の使用料は、本表使用料（第1号又は前号の規定に該当するときは、当該規定を適用した額）の8割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）とする。</p>							
<p>(4) 小ホールにおいて、入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合の使用料は、本表使用料（第1号又</p>							<p>(4) 小ホールにおいて、入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合の使用料は、本表使用料（第1号又</p>							

新	旧
<p>は前号の規定に該当するときは、当該規定を適用した額)の額にその5割相当額を加えた額とする。</p> <p>(5) 区外のもの(個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者(以下「区内居住者等」という。)以外の者をいい、団体についてはその代表者が区内居住者等以外のもの又はその構成員の半数以上が区内居住者等以外のものをいう。)が施設を使用する場合の使用料は、<u>次に掲げる施設に応じ、それぞれ次に定める額</u>とする。ただし、トレーニングルーム<u>若しくは</u>駐車場を使用する場合<u>又は</u>前号の規定により本表使用料が割増しとなる場合は、この限りでない。</p> <p><u>ア 競技場又は健康体育室 本表使用料(第1号から第3号までの規定のいずれかに該当するときは、当該規定を適用した額。以下同じ。)の額にその5割相当額を加えた額</u></p> <p><u>イ ミーティングルーム又は小ホール 本表使用料の額にその2割相当額を加えた額</u></p> <p><u>(6) その他使用料の計算方法については、区長が別に定める。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(同表備考第5号に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u></p>	<p>は前号の規定に該当するときは、当該規定を適用した額)の額にその5割相当額を加えた額とする。</p> <p>(5) 区外のもの(個人についてはその者が区に在住し、在勤し、又は在学する者(以下「区内居住者等」という。)以外の者をいい、団体についてはその代表者が区内居住者等以外のもの又はその構成員の半数以上が区内居住者等以外のものをいう。)が施設を使用する場合の使用料は、<u>本表使用料(第1号から第3号までの規定のいずれかに該当するときは、当該規定を適用した額。以下同じ。)</u>の額にその2割相当額を加えた額とする。ただし、トレーニングルーム<u>及び</u>駐車場を使用する場合並びに前号の規定により本表使用料が割増しとなる場合は、この限りでない。</p> <p><u>(6) 使用料の計算において生じた1円未満の端数は、切り捨てる。</u></p>

大田スタジアム条例（平成30年条例第43号）新旧対照表

新					旧				
○大田スタジアム条例 平成30年10月1日 条例第43号					○大田スタジアム条例 平成30年10月1日 条例第43号				
第1条から第7条まで（略） （使用料等の納付）					第1条から第7条まで（略） （使用料等の納付）				
第8条 第2条第1項の規定により使用の承認を受けた者又は第4条第1項の規定により占用の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、第3条第1項及び第2項の使用料又は第5条第1項の占用料（以下「使用料等」という。）を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。					第8条 第2条第1項の規定により使用の承認を受けた者又は第4条第1項の規定により占用の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、第3条第1項及び第2項の使用料又は第5条第1項の占用料（以下「使用料等」という。）を使用承認又は占用許可（以下「使用承認等」という。）の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。				
第9条から第11条まで（略） （使用承認等の取消し等）					第9条から第11条まで（略） （使用承認等の取消し等）				
第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等の使用の承認若しくは占用の許可（以下「使用承認等」という。）を取り消し、又は使用若しくは占用を制限し、若しくは停止することができる。					第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認等を取り消し、又は使用若しくは占用を制限し、若しくは停止することができる。				
(1)～(4)（略）					(1)～(4)（略）				
第13条から第18条まで（略） 別表第1（第3条関係）					第13条から第18条まで（略） 別表第1（第3条関係）				
施設		区分	単位	使用日	使用料		チーム等の所在地		
					区内	区外			
野球場			2時間以内	平日	9,300円	18,600円	7,500円		15,000円
				土曜・日曜・休日	15,600円	31,200円	12,500円		25,000円
付帯設備	電光掲示スコアボード	一部使用	略						
		全部使用							
	グラウンド照	半点灯							
		全点	略						

新						旧					
	明	灯					明	灯			
		均一 点灯						均一 点灯			
	小会議室	略			小会議室		略				
	大会議室				大会議室						
本部室				本部室							
別表第2 (略) <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。</u>						別表第2 (略)					

大田区立水泳場条例（令和6年条例第6号）新旧対照表

新					旧						
○大田区立水泳場条例 令和6年3月11日 条例第6号 第1条から第24条まで（略） 別表（第6条、第20条関係）					○大田区立水泳場条例 令和6年3月11日 条例第6号 第1条から第24条まで（略） 別表（第6条、第20条関係）						
名称	単位		使用日	使用料		名称	単位		使用日	使用料	
				使用者の住所 又は使用団体の所在地						使用者の住所 又は使用団体の所在地	
				区内	区外					区内	区外
平和島公園水泳場	1人・1回		夏季	<u>450円</u>	<u>450円</u>	平和島公園水泳場	1人・1回		夏季	<u>360円</u>	<u>360円</u>
東調布公園水泳場	1人・2時間以内		夏季以外の季	<u>600円</u>	<u>600円</u>	東調布公園水泳場	1人・2時間以内		夏季以外の季	<u>480円</u>	<u>480円</u>
	1回超過時間30分ごと						<u>150円</u>			<u>150円</u>	1回超過時間30分ごと
萩中公園水泳場	1人・3時間以内		夏季	<u>450円</u>	<u>450円</u>	萩中公園水泳場	1人・3時間以内		夏季	<u>360円</u>	<u>360円</u>
	1回2時間以内		夏季以外の季	<u>600円</u>	<u>600円</u>		1回2時間以内		夏季以外の季	<u>480円</u>	<u>480円</u>
	超過時間30分ごと				<u>150円</u>		<u>150円</u>		超過時間30分ごと		
平和島公園水泳場	貸切り・1回	2時間以内	夏季以外の季	<u>44,500円</u>	<u>53,300円</u>	平和島公園水泳場	貸切り・1回	2時間以内	夏季以外の季	<u>35,600円</u>	<u>42,700円</u>
		1時間30分以内	夏季	<u>25,100円</u>	<u>30,100円</u>			1時間30分以内	夏季	<u>20,100円</u>	<u>24,100円</u>
東調布公園水泳場			夏季以外の季	<u>33,500円</u>	<u>40,200円</u>	東調布公園水泳場			夏季以外の季	<u>26,800円</u>	<u>32,200円</u>
			夏季	<u>31,700円</u>	<u>38,100円</u>				夏季	<u>25,400円</u>	<u>30,500円</u>
萩中公園水泳場			夏季	<u>18,000円</u>	<u>21,600円</u>	萩中公園水泳場			夏季	<u>14,400円</u>	<u>17,300円</u>
			夏季以外の季	<u>23,800円</u>	<u>28,600円</u>				夏季以外の季	<u>19,100円</u>	<u>22,900円</u>
			夏季	<u>25,100円</u>	<u>30,100円</u>				夏季	<u>20,100円</u>	<u>24,100円</u>

備考
(略)

備考
(略)

新	旧
<p data-bbox="256 206 357 237"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="169 246 805 322"><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="169 331 805 537"><u>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は利用に係る利用料金について適用し、同日前の使用又は利用に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>	

大田区立多摩川田園調布緑地条例（昭和53年条例第43号）新旧対照表

新				旧			
○大田区立多摩川田園調布緑地条例 昭和53年11月25日 条例第43号				○大田区立多摩川田園調布緑地条例 昭和53年11月25日 条例第43号			
第1条から第16条まで（略） 別表（第10条関係） 運動施設等の使用料				第1条から第16条まで（略） 別表（第10条関係） 運動施設等の使用料			
ア 運動施設				ア 運動施設			
種別	単位	使用日	使用料	種別	単位	使用日	使用料
野球場 A	1面・1回	平日	3,600円	野球場 A	1面・1回	平日	3,000円
	1時間以内	土・日曜日	7,200円		1時間以内	土・日曜日	6,000円
		休日				休日	
野球場 B	同	平日	750円	野球場 B	同		平日
野球場 C		土・日曜日	1,500円	野球場 C		土・日曜日	1,300円
野球場 D		休日		野球場 C		休日	
庭球場	同	平日	750円	庭球場	同	平日	650円
		土・日曜日	1,150円			土・日曜日	1,000円
		休日					休日
サッカー場	同	平日	750円	サッカー場	同	平日	650円
		土・日曜日	1,500円			土・日曜日	1,300円
		休日					休日
<p><u>付記 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</u></p> <p><u>（削る）</u></p>				<p><u>付記</u></p> <p><u>（1） この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</u></p> <p><u>（2） 野球場Cについては、中学生以下の者が使用する場合は無料とする。</u></p>			
イ 付属施設				イ 付属施設			
種別	単位	使用料		種別	単位	使用料	
駐車場	1台・ <u>20分以内</u>	100円		駐車場	1台・ <u>30分以内</u>	100円	
温水シャワー	1回・5分以内	100円		温水シャワー	1回・5分以内	100円	
<p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>							

大田区民プラザ条例（昭和62年条例第6号）新旧対照表

新						旧					
○大田区民プラザ条例 昭和62年3月13日 条例第6号						○大田区民プラザ条例 昭和62年3月13日 条例第6号					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日	使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
大ホール	平日	<u>26,500</u> 円	<u>52,900</u> 円	<u>79,400</u> 円	<u>158,800</u> 円	大ホール	平日	25,100 円	50,100 円	75,200 円	150,400 円
	土曜・日曜・休日	<u>31,800</u> 円	<u>63,500</u> 円	<u>95,300</u> 円	<u>190,600</u> 円		土曜・日曜・休日	30,100 円	60,100 円	90,200 円	180,400 円
大ホール （舞台のみ）	平日	<u>13,300</u> 円	<u>26,500</u> 円	<u>39,700</u> 円	<u>79,500</u> 円	大ホール （舞台のみ）	平日	12,600 円	25,100 円	37,600 円	75,200 円
	土曜・日曜・休日	<u>15,900</u> 円	<u>31,800</u> 円	<u>47,700</u> 円	<u>95,400</u> 円		土曜・日曜・休日	15,100 円	30,100 円	45,100 円	90,200 円
第一楽屋		<u>340</u> 円	<u>700</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>2,040</u> 円	第一楽屋		<u>300</u> 円	<u>600</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,800</u> 円
第二楽屋		<u>620</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>4,120</u> 円	第二楽屋		<u>600</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,700</u> 円	<u>3,500</u> 円
第三楽屋		<u>740</u> 円	<u>1,500</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>4,340</u> 円	第三楽屋		<u>600</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,700</u> 円	<u>3,500</u> 円
第四楽屋		<u>1,200</u> 円	<u>2,400</u> 円	<u>3,400</u> 円	<u>7,000</u> 円	第四楽屋		<u>960</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>5,760</u> 円
第五楽屋		<u>1,500</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>4,500</u> 円	<u>8,800</u> 円	第五楽屋		<u>1,200</u> 円	<u>2,300</u> 円	<u>3,600</u> 円	<u>7,100</u> 円
リハーサル室	平日	<u>3,200</u> 円	<u>6,200</u> 円	<u>9,400</u> 円	<u>18,800</u> 円	リハーサル室	平日	<u>2,600</u> 円	<u>5,100</u> 円	<u>7,700</u> 円	<u>15,400</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>3,800</u> 円	<u>7,400</u> 円	<u>11,200</u> 円	<u>22,400</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>3,100</u> 円	<u>6,100</u> 円	<u>9,200</u> 円	<u>18,400</u> 円
小ホール（公演・集会用）	平日	<u>5,800</u> 円	<u>11,600</u> 円	<u>17,500</u> 円	<u>34,900</u> 円	小ホール（公演・集会用）	平日	<u>4,800</u> 円	<u>9,700</u> 円	<u>14,600</u> 円	<u>29,100</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>7,000</u> 円	<u>13,900</u> 円	<u>21,000</u> 円	<u>41,900</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>5,800</u> 円	<u>11,600</u> 円	<u>17,500</u> 円	<u>34,900</u> 円

新						旧					
	日						日				
小ホール（展示使用）					<u>17,500</u> 円	小ホール（展示使用）					<u>14,800</u> 円
展示室（全室）（展示使用）					<u>32,800</u> 円	展示室（全室）（展示使用）					<u>29,200</u> 円
第一展示室					<u>7,400</u> 円	第一展示室					<u>7,300</u> 円
第二展示室					<u>9,100</u> 円	第二展示室					<u>7,300</u> 円
第三展示室					<u>9,100</u> 円	第三展示室					<u>7,300</u> 円
第四展示室					<u>7,100</u> 円	第四展示室					<u>7,300</u> 円
展示室（集会使用）	平日	<u>10,900</u> 円	<u>21,900</u> 円	<u>32,700</u> 円	<u>65,500</u> 円	展示室（集会使用）	平日	<u>9,700</u> 円	<u>19,500</u> 円	<u>29,100</u> 円	<u>58,300</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>13,000</u> 円	<u>26,200</u> 円	<u>39,300</u> 円	<u>78,500</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>11,600</u> 円	<u>23,300</u> 円	<u>35,000</u> 円	<u>69,900</u> 円
第一会議室	平日	<u>1,500</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>4,500</u> 円	<u>8,800</u> 円	第一会議室	平日	<u>1,200</u> 円	<u>2,300</u> 円	<u>3,600</u> 円	<u>7,100</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>1,600</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>5,200</u> 円	<u>10,300</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>1,300</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>4,200</u> 円	<u>8,300</u> 円
第二会議室	平日	<u>1,800</u> 円	<u>3,700</u> 円	<u>5,600</u> 円	<u>11,000</u> 円	第二会議室	平日	<u>1,500</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>4,500</u> 円	<u>9,000</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,100</u> 円	<u>4,500</u> 円	<u>6,600</u> 円	<u>13,200</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>1,700</u> 円	<u>3,600</u> 円	<u>5,300</u> 円	<u>10,600</u> 円
第三会議室	平日	<u>2,100</u> 円	<u>4,400</u> 円	<u>6,500</u> 円	<u>13,000</u> 円	第三会議室	平日	<u>2,000</u> 円	<u>4,200</u> 円	<u>6,200</u> 円	<u>12,400</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,600</u> 円	<u>5,300</u> 円	<u>7,900</u> 円	<u>15,800</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>2,500</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>7,500</u> 円	<u>15,000</u> 円
第四会議室	平日	<u>1,100</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>3,200</u> 円	<u>6,400</u> 円	第四会議室	平日	<u>900</u> 円	<u>1,700</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>5,200</u> 円

新						旧					
議室		円	円	円		議室		円	円		
	土曜・日曜・休日	<u>1,300</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>7,900</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>1,060</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>3,200</u> 円	<u>6,360</u> 円
美術室	平日	<u>1,600</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>9,900</u> 円	美術室	平日	<u>1,300</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>8,000</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,000</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>6,000</u> 円	<u>12,000</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>1,600</u> 円	<u>3,200</u> 円	<u>4,800</u> 円	<u>9,600</u> 円
第一和室	平日	<u>440</u> 円	<u>920</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>2,760</u> 円	第一和室	平日	<u>360</u> 円	<u>740</u> 円	<u>1,120</u> 円	<u>2,220</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>540</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>3,240</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>440</u> 円	<u>920</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,660</u> 円
第二和室	平日	<u>440</u> 円	<u>920</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>2,760</u> 円	第二和室	平日	<u>360</u> 円	<u>740</u> 円	<u>1,120</u> 円	<u>2,220</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>540</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>3,240</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>440</u> 円	<u>920</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,660</u> 円
茶室	平日	<u>360</u> 円	<u>680</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>2,140</u> 円	茶室	平日	<u>460</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,360</u> 円	<u>2,720</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>420</u> 円	<u>800</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>2,520</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>540</u> 円	<u>1,060</u> 円	<u>1,660</u> 円	<u>3,260</u> 円
体育室 (貸切り使用)	平日	<u>4,200</u> 円	<u>8,600</u> 円	<u>13,100</u> 円	<u>25,900</u> 円	体育室 (貸切り使用)	平日	<u>3,400</u> 円	<u>6,900</u> 円	<u>10,500</u> 円	<u>20,800</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>5,100</u> 円	<u>10,500</u> 円	<u>15,600</u> 円	<u>31,200</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>4,100</u> 円	<u>8,400</u> 円	<u>12,500</u> 円	<u>25,000</u> 円
体育室 (オートテニス時間使用)	30分につき1人 <u>400</u> 円					体育室 (オートテニス時間使用)	30分につき1人 <u>330</u> 円				
体育室 (卓球時間使用)	1時間につき1台 <u>400</u> 円					体育室 (卓球時間使用)	1時間につき1台 <u>330</u> 円				

新		旧	
用)		用)	
第一音楽スタジオ	2時間につき <u>3,800</u> 円	第一音楽スタジオ	2時間につき 3,600円
第二音楽スタジオ	2時間につき <u>1,900</u> 円	第二音楽スタジオ	2時間につき 1,800円
トレーニングルーム	1回につき 1人 <u>400</u> 円	トレーニングルーム	1回につき 1人 330円
(略)		(略)	

付則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

ただし、別表中体育室（オートテニス時間使用）、体育室（卓球時間使用）、トレーニングルームは、令和8年4月1日から施行する。

大田区民ホール条例（平成10年条例第5号）新旧対照表

新						旧					
○大田区民ホール条例 平成10年3月10日 条例第5号						○大田区民ホール条例 平成10年3月10日 条例第5号					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
使用区分	使用日	午前	午後	夜間	全日	使用区分	使用日	午前	午後	夜間	全日
施設名		午前9時～午後	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時	施設名		午前9時～午後	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
大ホール	平日	<u>78,10</u> 0円	<u>156,2</u> 00円	<u>234,30</u> 0円	<u>468,60</u> 0円	大ホール	平日	<u>62,50</u> 0円	<u>125,0</u> 00円	<u>187,5</u> 00円	<u>375,00</u> 0円
	土曜・日曜・休日	<u>93,70</u> 0円	<u>187,5</u> 00円	<u>281,20</u> 0円	<u>562,40</u> 0円		土曜・日曜・休日	<u>75,00</u> 0円	<u>150,0</u> 00円	<u>225,0</u> 00円	<u>450,00</u> 0円
	大ホール（舞台のみ）	平日	<u>39,00</u> 0円	<u>78,10</u> 0円	<u>117,10</u> 0円		<u>234,20</u> 0円	大ホール（舞台のみ）	平日	<u>31,20</u> 0円	<u>62,50</u> 0円
	土曜・日曜・休日	<u>46,80</u> 0円	<u>93,70</u> 0円	<u>140,60</u> 0円	<u>281,10</u> 0円		土曜・日曜・休日	<u>37,50</u> 0円	<u>75,00</u> 0円	<u>112,5</u> 00円	<u>225,00</u> 0円
特別第一楽屋		<u>1,200</u> 円	<u>2,400</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>7,100</u> 円	特別第一楽屋		<u>1,120</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>6,620</u> 円
特別第二楽屋		<u>1,200</u> 円	<u>2,400</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>7,100</u> 円	特別第二楽屋		<u>1,120</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>6,620</u> 円
第一楽屋		<u>1,200</u> 円	<u>2,400</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>7,100</u> 円	第一楽屋		<u>1,120</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>6,620</u> 円
第二楽屋		<u>1,200</u> 円	<u>2,400</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>7,100</u> 円	第二楽屋		<u>1,120</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>6,620</u> 円
第三楽屋		<u>700</u> 円	<u>1,500</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>4,400</u> 円	第三楽屋		<u>620</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>3,620</u> 円
第四楽屋		<u>700</u> 円	<u>1,500</u> 円	<u>2,200</u> 円	<u>4,400</u> 円	第四楽屋		<u>620</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>3,620</u> 円
第五楽屋		<u>440</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>2,740</u> 円	第五楽屋		<u>360</u> 円	<u>740</u> 円	<u>1,120</u> 円	<u>2,220</u> 円
第六楽屋		<u>440</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>2,740</u> 円	第六楽屋		<u>360</u> 円	<u>740</u> 円	<u>1,120</u> 円	<u>2,220</u> 円
小ホール	平日	<u>7,700</u>	<u>15,40</u>	<u>23,100</u>	<u>46,200</u>	小ホール	平日	<u>6,200</u>	<u>12,50</u>	<u>18,70</u>	<u>37,400</u>

新					旧								
(公演・集会使用)	土曜日・休日	円	<u>0</u> 円	円	円	(公演・集会使用)	土曜日・休日	円	<u>0</u> 円	<u>0</u> 円	円		
		9,300円	<u>18,500</u> 円	<u>27,800</u> 円	<u>55,600</u> 円			7,500円	<u>15,000</u> 円	<u>22,500</u> 円	45,000円		
小ホール(展示使用)					<u>21,600</u> 円	小ホール(展示使用)					<u>17,500</u> 円		
第一控室		<u>440</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>2,740</u> 円	第一控室		<u>360</u> 円	<u>740</u> 円	<u>1,120</u> 円	<u>2,220</u> 円		
第二控室		<u>440</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>2,740</u> 円	第二控室		<u>360</u> 円	<u>740</u> 円	<u>1,120</u> 円	<u>2,220</u> 円		
展示室(展示使用)	全室				<u>43,000</u> 円	展示室(展示使用)	全室				<u>35,000</u> 円		
	二分割	展示室A					<u>21,100</u> 円	二分割	展示室A				<u>17,500</u> 円
		展示室B					<u>21,100</u> 円		展示室B				<u>17,500</u> 円
	三分割	展示室一					<u>10,600</u> 円	三分割	展示室一				<u>10,000</u> 円
		展示室二					<u>18,700</u> 円		展示室二				<u>15,000</u> 円
		展示室三					<u>10,600</u> 円		展示室三				<u>10,000</u> 円
展示室(集会使用)	平日	<u>15,600</u> 円	<u>31,200</u> 円	<u>46,800</u> 円	<u>93,600</u> 円	展示室(集会使用)	平日	<u>12,500</u> 円	<u>25,000</u> 円	<u>37,500</u> 円	<u>75,000</u> 円		
	土曜日・休日	<u>18,700</u> 円	<u>37,500</u> 円	<u>56,200</u> 円	<u>112,400</u> 円		土曜日・休日	<u>15,000</u> 円	<u>30,000</u> 円	<u>45,000</u> 円	<u>90,000</u> 円		
Aスタジオ	2時間につき <u>4,300</u> 円					Aスタジオ	2時間につき <u>3,700</u> 円						
Bスタジオ	(略)					Bスタジオ	(略)						
備考					備考								
(略)					(略)								

付則（令和7年月日条例第号）

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

大田文化の森条例（平成13年条例第19号）新旧対照表

新						旧					
○大田文化の森条例 平成13年3月16日 条例第19号						○大田文化の森条例 平成13年3月16日 条例第19号					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日	使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
ホール	平日	<u>14,700</u> 円	<u>22,200</u> 円	<u>29,600</u> 円	<u>66,500</u> 円	ホール	平日	11,800 円	17,800 円	23,700 円	53,300 円
	土曜・日曜・休日	<u>17,700</u> 円	<u>26,800</u> 円	<u>35,600</u> 円	<u>80,100</u> 円		土曜・日曜・休日	14,200 円	21,500 円	28,500 円	64,200 円
ホール（舞台のみ）	平日	<u>7,300</u> 円	<u>11,000</u> 円	<u>14,700</u> 円	<u>33,000</u> 円	ホール（舞台のみ）	平日	5,900 円	8,800 円	11,800 円	26,700 円
	土曜・日曜・休日	<u>8,800</u> 円	<u>13,200</u> 円	<u>17,700</u> 円	<u>39,700</u> 円		土曜・日曜・休日	7,100 円	10,600 円	14,200 円	32,100 円
第一楽屋		<u>900</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>3,700</u> 円	第一楽屋		740円	<u>1,000</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>3,040</u> 円
第二楽屋		<u>900</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>3,700</u> 円	第二楽屋		740円	<u>1,000</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>3,040</u> 円
第一スポーツスタジオ（リハーサル室）	平日	<u>2,200</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>4,700</u> 円	<u>10,400</u> 円	第一スポーツスタジオ（リハーサル室）	平日	1,800 円	2,800 円	3,800 円	8,400 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,700</u> 円	<u>4,300</u> 円	<u>4,600</u> 円	<u>10,300</u> 円		土曜・日曜・休日	2,200 円	3,500 円	4,600 円	10,300 円
展示コーナー	平日	<u>2,200</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>4,700</u> 円	<u>10,400</u> 円	展示コーナー	平日	1,800 円	2,800 円	3,800 円	8,400 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,700</u> 円	<u>4,300</u> 円	<u>5,700</u> 円	<u>12,700</u> 円		土曜・日曜・休日	2,200 円	3,500 円	4,600 円	10,300 円
第一創作工房（調理室）	平日	<u>1,600</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>7,500</u> 円	第一創作工房（調理室）	平日	1,300 円	2,100 円	2,700 円	6,100 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,000</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>9,100</u> 円		土曜・日曜・休日	1,600 円	2,500 円	3,200 円	7,300 円
第二創作工房（美術室）	平日	<u>1,800</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>3,800</u> 円	<u>8,400</u> 円	第二創作工房（美術室）	平日	1,500 円	2,300 円	3,100 円	6,900 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,100</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>4,600</u> 円	<u>10,200</u> 円		土曜・日曜・休日	1,700 円	2,800 円	3,700 円	8,200 円
第三創作工房	平日	<u>1,600</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>7,500</u> 円	第三創作工房	平日	1,300 円	2,100 円	2,700 円	6,100 円

新					旧						
(工芸室)	土曜・日曜・休日	<u>2,000</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>9,100</u> 円	(工芸室)	土曜・日曜・休日	<u>1,600</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>3,200</u> 円	<u>7,300</u> 円
和室	平日	<u>1,600</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>7,500</u> 円	和室	平日	<u>1,300</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>6,100</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,000</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>9,100</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>1,600</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>3,200</u> 円	<u>7,300</u> 円
第一集会室	平日	<u>1,200</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>5,500</u> 円	第一集会室	平日	<u>1,000</u> 円	<u>1,500</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>4,500</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>1,500</u> 円	<u>2,100</u> 円	<u>2,800</u> 円	<u>6,400</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>1,200</u> 円	<u>1,700</u> 円	<u>2,300</u> 円	<u>5,200</u> 円
第二集会室	平日	<u>2,100</u> 円	<u>3,200</u> 円	<u>4,300</u> 円	<u>9,600</u> 円	第二集会室	平日	<u>1,700</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>7,800</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,600</u> 円	<u>3,800</u> 円	<u>5,200</u> 円	<u>11,600</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>2,100</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>4,200</u> 円	<u>9,400</u> 円
第三集会室	平日	<u>2,200</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>4,600</u> 円	<u>10,100</u> 円	第三集会室	平日	<u>1,800</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>3,700</u> 円	<u>8,200</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,700</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>5,600</u> 円	<u>12,300</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>2,200</u> 円	<u>3,200</u> 円	<u>4,500</u> 円	<u>9,900</u> 円
第四集会室	平日	<u>2,200</u> 円	<u>3,300</u> 円	<u>4,600</u> 円	<u>10,100</u> 円	第四集会室	平日	<u>1,800</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>3,700</u> 円	<u>8,200</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>2,700</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>5,600</u> 円	<u>12,300</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>2,200</u> 円	<u>3,200</u> 円	<u>4,500</u> 円	<u>9,900</u> 円
控室		<u>700</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>1,400</u> 円	<u>3,100</u> 円	控室		<u>620</u> 円	<u>860</u> 円	<u>1,120</u> 円	<u>2,600</u> 円
多目的室	平日	<u>11,500</u> 円	<u>17,500</u> 円	<u>23,200</u> 円	<u>52,200</u> 円	多目的室	平日	<u>9,200</u> 円	<u>14,000</u> 円	<u>18,600</u> 円	<u>41,800</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>13,800</u> 円	<u>20,800</u> 円	<u>27,800</u> 円	<u>62,400</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>11,100</u> 円	<u>16,700</u> 円	<u>22,300</u> 円	<u>50,100</u> 円
広場	平日	<u>400</u> 円	<u>600</u> 円	<u>700</u> 円	<u>1,700</u> 円	広場	平日	<u>360</u> 円	<u>500</u> 円	<u>620</u> 円	<u>1,480</u> 円
	土曜・日曜・休日	<u>600</u> 円	<u>700</u> 円	<u>900</u> 円	<u>2,200</u> 円		土曜・日曜・休日	<u>500</u> 円	<u>620</u> 円	<u>740</u> 円	<u>1,860</u> 円
第一音楽スタジオ	2時間につき	<u>2,000</u> 円				第一音楽スタジオ	2時間につき	<u>1,700</u> 円			
第二音楽スタジオ	2時間につき	<u>2,200</u> 円				第二音楽スタジオ	2時間につき	<u>1,800</u> 円			
第三音楽スタジオ	2時間につき	<u>1,800</u> 円				第三音楽スタジオ	2時間につき	<u>1,600</u> 円			
第二スポーツ	1時間につき	<u>1,000</u> 円				第二スポーツ	1時間につき	<u>860</u> 円			

新		旧	
スタジ オ (スカ ッシュ コート)		スタジ オ (スカ ッシュ コート)	
(略)		(略)	

付則（令和7年月日条例第号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

受益者負担の適正化に向けた施設使用料の見直しについて

概 要

- 施設使用料は、施設サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があり、原則4年ごとに見直しを行うこととしており、施設使用料の基本的な考え方に基づき、令和7年第一回定例会において施設使用料の改定、令和8年4月に条例施行を予定している（一部施設（大田区民ホール等）は令和8年10月施行）。
- こうした受益者負担の適正化は、健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、区民間の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を目的として取り組むもの。

対象施設

- 公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、施設使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要がある。
- 具体的には、施設サービスを「公共性と市場性」「必需性と選択性」で分類し、区分に応じた受益者負担割合を定める。
- 施設使用料の見直し対象は、全ての公共施設のうち、受益者負担割合区分④⑤に該当する施設とする。（一斉見直しにおける対象施設数は93、条例数は23、規則数は23）

■公共性と市場性

同様のサービス提供が民間では困難な施設か、または可能な施設か。

■必需性と選択性

大半の区民が必要とする施設か、または個人の価値観や嗜好の違いに応じて選択的に利用する施設か。

施設使用料の主な算定基準

■施設使用料

1㎡・1時間当たりの使用料原価
 × 貸出面積 × 使用時間 × (補正係数) × 受益者負担割合

■1㎡・1時間 当たりの使用料原価

対象経費合計 ÷ 貸出面積 ÷ 利用可能時間

■個人利用施設使用料

対象経費合計 ÷ 利用者数 × 受益者負担割合

■対象経費

- 人 件 費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費
- 維持管理費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費
- 資本的経費：施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費

■補正係数等

- 使用区分（曜日・時間帯別）の施設使用料の設定
 曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とする。ただし、従前の経過や利用実態等を勘案し、施設使用料に差を設けることができるものとする。
- 体育室等
 区民センターや文化センターの体育室等については一室あたりの所要面積が大きく、単純に原価により施設使用料を算定すると施設使用料額が非常に高額となってしまうことから、利用実態を考慮して補正を行う。

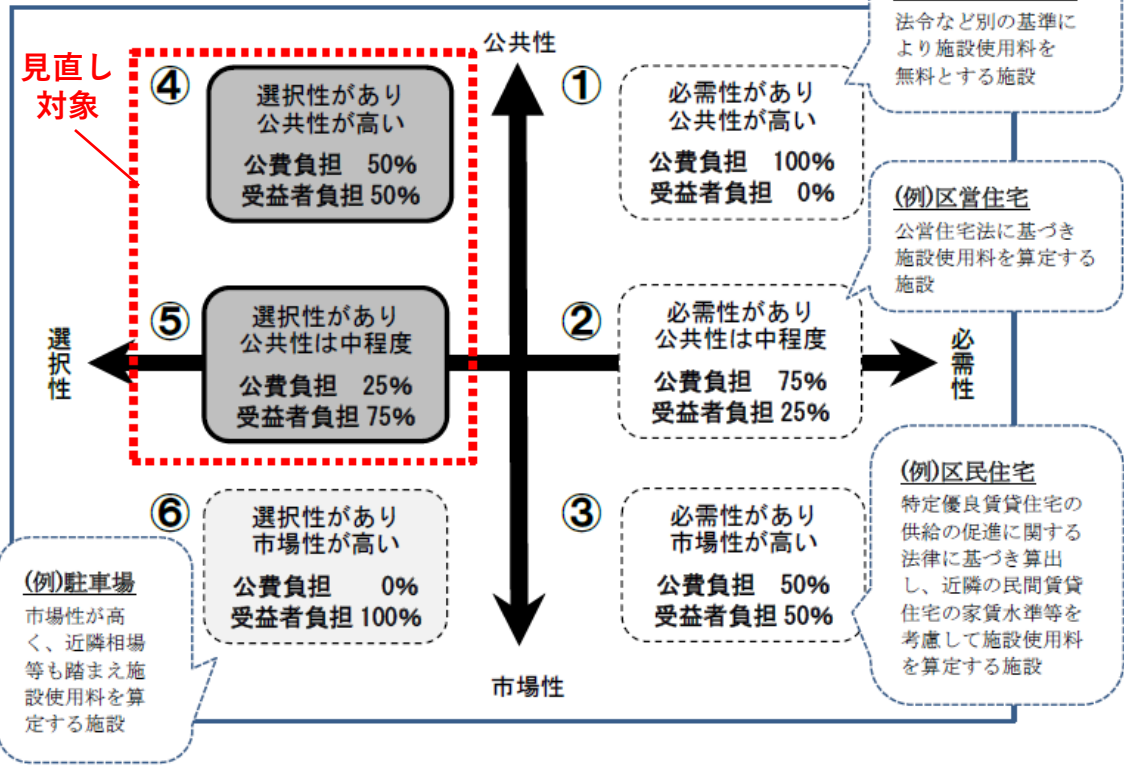
■激変緩和措置

施設使用料額が現行と比較して25%を超える増減となる場合は、25%を上限額とする激変緩和措置を講じる。

■今後のスケジュール



< 受益者負担区分 >



(参考) 政策的減免

公の施設は、住民福祉の向上を目的として設置し、区民が利用しやすい施設使用料を設定しているため、全額納付を基本とする。ただし、利用者支援や施設利用の促進など政策的に利用者負担を軽減する必要がある場合には、施設使用料を減額または免除ができることとする。

今後は、施設の設置目的や利用目的等を鑑みた上で政策的効果を検証し、負担と公平性のバランスを十分図りつつ、減免基準（対象者の範囲も含む）の統一化を進めていく。

地域産業委員会 令和7年2月26・27日
産業経済部 資料1番
所管 産業振興課

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例

1 制定理由

大田区産業プラザの大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、当該施設の一部の供用を停止するため。

2 条例内容

別紙のとおり

3 施行年月日

令和7年7月1日

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例

大田区産業プラザ条例（平成6年条例第39号）に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設は、それぞれ当該各号に定める期間、その供用を停止する。

(1) C会議室、D会議室及びE会議室 令和7年7月1日から令和9年2月28日まで

(2) F会議室及びG会議室 令和7年7月1日から令和8年9月30日まで

付 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

令和6年度一般会計補正予算（第5次）案について

歳入

（款）寄附金 （項）寄附金

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	補正額の説明
寄附金	415,938	139,077	555,015	寄附金 139,077	1 寄附金（地域力推進課） 地域力応援基金寄附金 5,795

事項別明細書（第5次）42・43頁

1 寄附金（地域力推進課）

補正前：0千円 補正額：5,795千円 補正後：5,795千円

地域力応援基金寄附金を受領したことに伴う増

歳出

（款）総務費 （項）総務管理費

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	補正額の説明
複合施設 建設費	6,625,579	△151,994	6,473,585	工事請負費 △151,994	1（仮称）大森西二丁目複合施設の 整備 （大森西特別出張所） （2）特別出張所 △19,864 （3）区民センター △60,815 2（仮称）西蒲田七丁目複合施 設の整備 （蒲田西特別出張所） （1）地域活動 拠点 △22,097

事項別明細書（第5次）48・49頁

（次項あり）

1 (仮称) 大森西二丁目複合施設の整備 (大森西特別出張所)

補正前 : 1,820,606 千円 補正額 : △80,679 千円 補正後 : 1,739,927 千円

地中障害等に対応する経費も見込んで予算計上していたが、地中障害が少なかったことや既存建物地下にアスベストの含有がなかったため執行残額が生じることによる減

2 (仮称) 西蒲田七丁目複合施設の整備 (蒲田西特別出張所)

補正前 : 166,942 千円 補正額 : △22,097 千円 補正後 : 144,845 千円

高性能高効率の機器を設置する想定をしていたが、設計において通常機器でも基準を満たすことが判明し契約落差が生じたことによる減

令和6年度一般会計補正予算（第5次）案について

歳入

(款) 13 使用料及び手数料 (項) 1 使用料 単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
1 総務使用料	896,188	39,467	935,655	09 区民ホール 使用料	1 区民ホール使用料 39,467
					39,467

事項別明細書(第5次)34、35頁

1 区民ホール使用料

補正前： 116,208 千円 補正額： 39,467 千円 補正後： 155,675 千円

区民ホールにおける区外利用や営利目的での利用増に伴う使用料の増

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
8 総務費 補助金	586,082	21,178	607,260	10 スポーツ文化 国際費補助金 △9,655	1 住宅・建築物安全 ストック形成事業 △16,237 2 学校施設環境改善 交付金 6,582

事項別明細書(第5次)36、37頁

1 住宅・建築物安全ストック形成事業

補正前： 63,103 千円 補正額： △16,237 千円 補正後： 46,866 千円

補助金交付額変更による減

2 学校施設環境改善交付金

補正前： 0 千円 補正額： 6,582 千円 補正後： 6,582 千円

補助金交付決定による増

(款) 15 都支出金 (項) 2 都補助金 単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
1 総務費 補助金	9,788,282	△653,116	9,135,166	4 スポーツ文化 国際費補助金 67,396	1 スポーツ空間 バージョンアップ補助金 67,396

事項別明細書(第5次)38、39頁

1 スポーツ空間バージョンアップ補助金

補正前： 0 千円 補正額： 67,396 千円 補正後： 67,396 千円

補助金交付決定による増

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
1 寄附金	415,938	139,077	555,015	1 寄附金 139,077	1 寄附金 984

事項別明細書(第5次)42、43頁

1 寄附金

補正前： 1,987 千円 補正額： 984 千円 補正後： 2,971 千円

勝海舟基金寄附金を受領したことによる増

歳出

(款) 2 総務費

(項) 3 スポーツ文化国際費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
2 スポーツ振興費	3,655,239	△265,180	3,390,059	12 委託料 △229,313	2 大森スポーツセンター 維持管理 △14,783
				14 工事請負費 △35,867	3 大田区総合体育館 維持管理 △12,995

事項別明細書(第5次)52、53項

2 大森スポーツセンター維持管理

補正前： 51,298 千円 補正額： △14,783 千円 補正後： 36,515 千円

大森スポーツセンター健康体育室天井灯 LED 化更新工事における契約落差による減

3 大田区総合体育館維持管理

補正前： 511,683 千円 補正額： △12,995 千円 補正後： 498,688 千円

特定天井改修その他工事における契約落差による減

(款) 2 総務費

(項) 3 スポーツ文化国際費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
3 文化国際費	5,891,289	△145,742	5,745,547	11 役務費 △1,100	1 (公財) 大田区文化 振興協会の運営
				12 委託料 △35,429	△5,000 (1) 運営費補助
				14 工事請負費 △100,105	(△5,000)
				18 負担金、補助及び交付金 △5,000	2 文化施設管理運営費 △115,895
				22 償還金、利子及び割引料 △5,100	(1) 管理代行費 (△18,000)
				24 積立金 992	(2) その他施設費 (△97,895)
					3 大森海苔のふるさと館の運営 △25,839

事項別明細書(第5次)52,53頁

1 (公財) 大田区文化振興協会の運営

(1) 運営費補助

補正前： 161,886 千円 補正額： △5,000 千円 補正後： 156,886 千円

公益財団法人大田区文化振興協会の人件費の執行状況を加味した減

2 文化施設管理運営費

(1) 管理代行費

補正前： 844,737 千円 補正額： △18,000 千円 補正後： 826,737 千円

公益財団法人大田区文化振興協会による指定管理代行経費の執行状況を加味した減

(2) その他施設費

補正前： 3,773,666 千円 補正額： △97,895 千円 補正後： 3,675,771 千円

区文化施設の維持に係る工事の契約落差等による減

3 大森海苔のふるさと館の運営

(1) 大森海苔のふるさと館の運営

補正前： 146,449 千円 補正額： △25,839 千円 補正後： 120,610 千円

空調交換工事・LED 交換工事の契約落差による減

令和6年度一般会計補正予算（第5次）案について

歳入

(款) 15 都支出金 (項) 2 都補助金

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	説明
4 産業経済費 補助金	287,673	△43,289	244,384	1 産業経済 費補助金 △43,289	1 東京都商店街チャレン ジ戦略支援事業 △45,334 2 東京の多様性を活か した観光まちづくり推 進支援事業 2,045

事項別明細書（第5次）38、39頁

1 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業

補正前：172,673千円 補正額：△45,334千円 補正後：127,339千円
商店街チャレンジ戦略支援事業減額補正に伴う東京都補助金の減

2 東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業

補正前：0千円 補正額：2,045千円 補正後：2,045千円
補助金交付決定に伴う東京都補助金の増

歳出

(款) 5 産業経済費 (項) 1 産業経済費

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	説明
2 産業振興費	4,165,326	△91,599	4,073,727	12 委託料 △6,300 18 負担金、 補助及び 交付金 △85,299	1 にぎわい・つながりの 創出 △50,323 (1) 商店街チャレンジ戦 略支援事業 (△50,323) 2 経営基盤の強化支援 △41,276 (1) 中小企業融資 (△41,276)

事項別明細書 (第5次) 72、73 頁

- 1 にぎわい・つながりの創出
(1) 商店街チャレンジ戦略支援事業

補正前：316,044 千円 補正額：△50,323 千円 補正後：265,721 千円
執行見込に伴う減

- 2 経営基盤の強化支援
(1) 中小企業融資

補正前：1,621,137 千円 補正額：△41,276 千円 補正後：1,579,861 千円
執行見込に伴う減

地域力応援基金助成事業（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）について

地域力応援基金助成事業（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）について、大田区
区民協働推進会議から区長へ推薦のあった以下の事業を令和7年度助成事業とする。

1 対象事業

(1) チャレンジ助成

新たな地域課題又は新規事業へ取り組み、当該活動を発展させる意向のあるものと
し、団体の提案する事業を実施するもの。

(2) チャレンジプラス助成

チャレンジ助成の対象となる事業、かつ区が提示するテーマに即した事業を実施す
るもの。

テーマ：「大田区で働く「福祉のしごと」魅力発信事業」
 高齢社会の進行による要支援・要介護認定者数の増加や、障害者手帳所持者の
 増加などに伴い、ますます区民の福祉サービス需要の増加が見込まれています。
 今後、福祉人材は長期的に必要とされます。求職者や就職活動中の学生のみな
 らず、こども・若者・中高年など、幅広い年代に対し福祉の仕事の魅力を発信し
 ていくため、SNS等を活用して福祉の仕事のイメージアップに取り組む事業を
 募集します。

2 助成事業

◆申請事業数2事業 ◆助成事業2事業（総額 4,303,000円）

	【助成区分】 団体名・代表者	事業名 主な事業内容	交付額	評価のポイント
1	【チャレンジプラス】 おおた地域見守りネッ トワーク 片山 敬一	福祉職体験と SNS での 情報発信（オンライン 地域コミュニティの構 築） ・福祉の仕事とはどの ようなものか、実際の 仕事内容や体力的・技 術的に大丈夫かなどを 学ぶ説明や講座を開 催。 ・有償ボランティア が、SNS で自らの仕事 体験を発信する。定期 的なインターネットラ ジオ（ツイキャス配	2,330,000 円	○本事業は様々な方が関わっ ており、実行力もある団体だ と評価できる。 ○SNS 発信はシニア層にはハ ードルが高いが、基礎講座を 開催し、フォローできる体制 が整備されている。 ○ボランティアが福祉の仕事 紹介を有効に発信できるよ うな体制となることを期待した い。

		信) を行い、継続的な練習の場を整備。スマホやパソコンでの SNS 基礎講座を開催。		
2	<p>【チャレンジプラス】 特定非営利活動法人 あかしろきいろ</p> <p>上出 匡高</p>	<p>未来の担い手と一緒に考える「福祉の仕事」の魅力発信（子ども分野編）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生視点による「福祉の仕事」魅力発信事業。主に大学生が福祉の仕事を経験し、その価値を知り、映像記録など魅力を発信する。また、主に高校生とその保護者が、発信された動画などを事業評価する。 ・福祉団体 SNS 発信支援事業。情報発信を希望する団体に対し、SNS の使い方を支援する。 	1,973,000 円	<p>○若い世代を中心に「担い手」をつくり出そうとする視点は、評価できる。</p> <p>○学生からの意見をフィードバックすることがとても重要であり、その評価が楽しい事業である。</p>

令和6年度大田区青少年表彰について

大田区青少年表彰について選考委員会における選考結果に基づき決定したため、以下のとおり表彰する。

1 目的

青少年又は青少年団体が日頃行っている活動等を奨励し、表彰することにより、活動の一層の普及と活動意欲の高揚を図る。

2 選考委員会

(1) 開催日

令和7年1月21日（火）

(2) 構成

自治会連合会代表1名、青少年対策地区委員会会長会代表1名、小学校長会代表1名、中学校長会代表1名、警察署長代表1名、消防署長代表1名、教育総務部長、地域力推進部長

3 被表彰者数

個人：60名 / 団体：17団体

【内訳】	模範青少年部門	個人：43名 / 団体：1団体
	善行青少年部門	該当なし
	スポーツ及び文化部門	個人：17名 / 団体：14団体
	伝統文化部門	個人：該当なし / 団体：2団体

4 表彰式

(1) 開催日時・会場

令和7年3月2日（日） 午後1時30分から午後3時30分まで
大田区民プラザ（大田区下丸子3-1-3）大ホール

(2) 内容

表彰状授与、被表彰者代表スピーチ、記念撮影

(仮称) 大田区スポーツ推進計画(令和7～令和11年度版)(案)に係る 区民意見公募手続(パブリックコメント)実施結果及び計画(案)について

大田区スポーツ推進計画の改定にあたり、広く区民から意見を募り、計画の内容に反映させるため、区民意見公募手続(パブリックコメント)を実施した。意見に対する区の考え方については、区ホームページにて周知する。区民意見により修正した計画(案)は、以下のとおり。

1 区民意見公募手続(パブリックコメント)について

(1) 閲覧・意見募集期間

令和6年11月25日(月)から12月9日(月)まで

(2) 意見の提出者数(件数)、意見の内訳

ア 提出者数 5名(電子申請2名、FAX2名、持参1名)

イ 意見数 11件

ウ 意見の内訳

(ア) スポーツ施設について 3件

(イ) スポーツイベントについて 3件

(ウ) スポーツ推進委員について 3件

(エ) 計画全般について 2件

(3) 提出された意見要旨(抜粋)と区の考え方

別紙1のとおり

(4) パブリックコメントによる計画案修正箇所

別紙2のとおり

2 (仮称) 大田区スポーツ推進計画(令和7～令和11年度版)(案)について

(1) 計画概要

別紙3のとおり

(2) 計画(案)

別紙4のとおり

(仮称) 大田区スポーツ推進計画(令和7~令和11年度版)(案)に係る
 区民意見公募手続(パブリックコメント)に提出された意見要旨及び区の考え方

No	分類	意見の要旨	区の考え方
1	スポーツ施設	テニスは年齢が高くなっても続けることができ、また人とのコミュニケーションを図ることで互いに尊重し合えるスポーツである。区内には臨海部や河川敷にテニスコートが設置されているが、雨天でも比較的早く乾く特徴のあるオムニコートは臨海部に集中している。河川敷にも天候の影響を受けにくいオムニコートの設置を検討してほしい。	本計画において、スポーツ環境の整備などについては、以下の箇所に方向性を記載しています。 【計画該当箇所】 P50基本目標2の1 (1) スポーツ施設の適切な管理運営 (2) スポーツ施設の計画的な整備
2	スポーツ施設	大田区総合体育館を優先的に利用している団体が多く、一般利用が難しい。「みるスポーツ」の観点も大事ではあるが、優先的に利用している団体と一般利用の適切なバランスをとることが必要である。	今後、優先利用と一般利用とのバランスを検討します。また、大森スポーツセンターも大規模なアリーナを有しているため、大田区総合体育館と合わせて利用バランスを検討します。 【計画該当箇所】 P17(2)①大田区総合体育館 ②大森スポーツセンター
3	スポーツ施設	スポーツ施設マップを見ると環八通りより内側、JRの北西側には東調布公園しかないことが一目瞭然である。スポーツができる施設や場所を大田区全体に偏りなく作ってほしい。	本計画において、以下の箇所に方向性を記載しています。また、令和6年11月17日に田園調布せせらぎ公園内に体育施設を新たにオープンしました。 【計画該当箇所】 P51基本目標2の1 (2) スポーツ施設の計画的な整備 取組例「将来的な需要を見据えたスポーツ施設の検討」
4	スポーツイベント	ラージボールは子どもから高齢者まで幅広い年齢層で卓球を楽しめるようにという目的で生まれた卓球の種目である。近年では全国大会が行われるようになり、参加者も増えてきている。大田区の卓球人口は多いが、年齢が上がると辞めてしまう人も多い。ラージボールは高齢者も取り組みやすい種目であり、大田区の施設には卓球台を備えている施設も多い。初心者向けラージボール教室の開催や、定期的に大会を開催するなど、ラージボールを普及してほしい。	本計画において、ユニバーサルスポーツについては、以下の箇所に方向性を記載しています。 【計画該当箇所】 P47基本目標1の4 (2) ユニバーサルスポーツの啓発・普及
5	スポーツイベント	せっかくだくさんのスポーツイベントを実施しているので、年間を通して行事のスタンプラリーを行うなど、イベント同士の横のつながりを意識し、継続的なスポーツ実施につなげてほしい。	以下の取組例により、各イベントをつなげます。 【計画該当箇所】 P42基本目標1の2 (1) 働き盛り世代のスポーツ習慣化促進 P45基本目標1の3 (2) スポーツ実施を習慣化させるための事業 取組例「健康ポイントアプリの活用」
6	スポーツイベント	子育て世代・ファミリー世代を主なターゲットとし、子供主体のイベントを実施してほしい。	本計画において、以下の箇所に方向性を記載しています。 ランニング大会では「ファミリーラン」を実施するなど、親子でスポーツを楽しめる場を提供します。 【計画該当箇所】 P43基本目標1の2 (2) 子育て世代のスポーツ参加機会の充実

**(仮称) 大田区スポーツ推進計画 (令和7～令和11年度版) (案) に係る
区民意見公募手続 (パブリックコメント) に提出された意見要旨及び区の考え方**

No	分類	意見の要旨	区の考え方
7	スポーツ推進委員	第2章に記載されているスポーツ推進委員について、「連絡調整」と一言で書かれているが、近年ではコーディネーターの役割が重要視されているため、大田区ホームページに記載されているとおり「地域と行政及び区民相互の調整役 (コーディネーター)」という文言を入れてほしい。	本計画の以下の箇所に、その旨記載します。 【計画該当箇所】 P21②大田区スポーツ推進委員
8	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員の負担が大きすぎる。若い世代の加入が激減して、人材・人手不足が一番の問題 「やれるときにやれる人がやる」というような形態にできないか。 定員以外のサポート委員を募りたい 各事業実施時に募集するサポート委員制度を創設し、業務の分散化と専門化を図りたい。	大規模事業実施などの際、臨時のサポートメンバーとして、ボランティアスタッフを随時募集することなどを、今後の検討課題といたします。 【計画該当箇所】 P21②大田区スポーツ推進委員
9	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員の組織・制度見直しを早急に考えていかないと、継続できない状況になる。	重要な課題として認識し、今後検討していきます。 【計画該当箇所】 P21②大田区スポーツ推進委員
10	計画全般	アンケート結果に基づき、課題を抽出し、その課題に応じた目標と施策方針になっていると思う。ただ、第3期スポーツ基本計画には3つの新たな視点が示されたとの記載があるものの、素案の後半には「する」「みる」「ささえる」という従来の視点のみしか記載がないため、新たな視点も大事であるというPRは必要だと思う。	本計画の以下の箇所に、本計画でも新たな3つの視点を活かして、施策・実施する旨記載します。 【計画該当箇所】 P34第3章1基本理念
11	計画全般	①品川区の計画には「ICT活用」が明記されているが、大田区の素案にはICTという言葉が入っていない。ICTの活用を入れてみていいのではないかと。 ②大田区の素案では、「地元企業や地域団体等」「地元プロスポーツチーム」という記載があるが、品川区の計画では、「商店街や地元メディア」の記載もあり、こうした単語もあった方がいいのではないかと。	①本計画の以下の箇所に、「ICT活用」について、記載を加えます。 【計画該当箇所】 P62基本目標3の4 スポーツに関する広報・情報発信の充実 ②本計画の以下の取組例の中に、商店街や地元メディアも含まれます。 【計画該当箇所】 P61基本目標3の3 (2)地域に密着したスポーツ活動の推進 取組例「民間企業との連携」

区民意見公募手続（パブリックコメント）による（仮称）大田区スポーツ推進計画（令和7～令和11年度版）（案）修正箇所一覧

No	計画該当箇所	修正前	修正後
1	P21②大田区スポーツ推進委員	<p>スポーツ基本法に基づき、本区のスポーツ推進のため、<u>スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びに区民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員</u>です。特別出張所ごとに選出され、定数は65人以内です。区民へのスポーツ推進を図り、本区のスポーツの中核的役割を担うことが期待されています。各地域での委員活動のほか、O T Aウォーキング、区民スポーツまつり等本区が実施する事業に協力するなど、幅広く活動しています。</p>	<p>特別出張所ごとに選出され、本区が委嘱する非常勤職員（定数65人以内）です。本区のスポーツ推進のため、<u>地域と行政及び区民相互の調整役（コーディネーター）として地域で幅広く活動しています。</u>主な活動内容は、地域スポーツ推進に関する情報提供、要望、助言、指導及び調整（コーディネート）です。その他O T Aウォーキングなど、本区の事業にも協力しており、本区のスポーツの中核的役割を担うことが期待されています。</p>
2	P34 第3章 1 基本理念	<p>また、<u>誰もが身近な場所で、ウォーキングやランニングなどのスポーツに気軽に取り組める環境が整備され、スポーツが区民の生活に根差すことをめざし、各取組を推進します。</u></p>	<p>また、<u>国の第3期スポーツ基本計画で示された新たな3つの視点「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」を踏まえ、各取組を推進します。</u></p>
3	P62基本目標3の4 スポーツに関する広報・情報発信の充実	<p>区民が主体的にスポーツ活動に取り組み、活動の輪を広げるためには、スポーツに関する情報を容易に入手できる環境を整備することが重要です。区民がスポーツに興味・関心が持てるよう、効果的な広報活動を行い、スポーツに関する情報発信の充実を図ります。</p>	<p>区民が主体的にスポーツ活動に取り組み、活動の輪を広げるためには、スポーツに関する情報を容易に入手できる環境を整備することが重要です。区民がスポーツに興味・関心が持てるよう、<u>I C Tの活用や効果的な広報活動を行い、スポーツに関する情報発信の充実を図ります。</u></p>

スポーツ推進課

1 計画策定の趣旨

スポーツの多面的な価値の再認識、誰もがスポーツを楽しみ、いきいき暮らせるまちへ

スポーツには、健康増進や体力向上、ストレスの解消など心身の健康に大きな効果をもたらす力がある。また、スポーツは人々の交流・コミュニケーションを図るきっかけとなり、人と人がつながり、地域の一体感を創出する重要な役割を担っている。

本計画を策定することで、区民にこれらのスポーツが持つ多面的な価値を改めて認識してもらい、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康でいきいき暮らすことができるまちの実現をめざす。

2 計画理念

「スポーツで創る 誰もが健康でいきいき暮らせる豊かなまち」

3 基本目標

	基本目標	方向性
1	誰もがスポーツを楽しめる機会づくり	各世代・ライフステージに応じた取組を行い、継続的なスポーツの実施を推進する。
2	ニーズに即したスポーツ環境の整備	誰もが気軽に身近な場所で、スポーツに取り組めるような環境を整備する。
3	スポーツを通じた活力あるまちづくり	スポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ関係団体、アスリートなどと連携し、地域の活性化を図る。

4 施策の方向性

1 誰もがスポーツを楽しめる機会づくり

こどもには体を動かす楽しさにふれるきっかけづくり、働き盛り世代・子育て世代には、気軽にスポーツに親しめるきっかけづくり等、ライフステージに応じた取組を行い、継続的なスポーツの実施を推進する。

(施策方針)

- ⇒①こどものスポーツの推進 ②働き盛り世代・子育て世代のスポーツの推進
- ③高齢者のスポーツの推進 ④障がい者のスポーツの推進
- ⑤すべての区民に対するスポーツの推進

2 ニーズに即したスポーツ環境の整備

多様化している区民のスポーツに関するニーズを把握し、適切に対応するとともに、誰もが気軽に身近な場所でスポーツに取り組めるような環境を整備する。スポーツ施設の多目的利用を推進し、施設の有効活用を図る。

(施策方針)

- ⇒①スポーツ施設の適切な管理及び整備 ②スポーツ施設の多目的な活用
- ③身近な環境でのスポーツ促進

3 スポーツを通じた活力あるまちづくり

スポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ関係団体、アスリートやスポーツをささえる人材との連携を推進し、地域の活性化を図る。

(施策方針)

- ⇒①スポーツを通じた交流促進
- ②羽田空港からの利便性を活かしたスポーツによる国際交流の推進
- ③地域のスポーツ活動の促進 ④スポーツに関する広報・情報発信の充実

5 計画の推進

本計画は、成果指標を掲げ、施策・取組の進捗状況を把握する。目標値については、毎年度達成度合いを確認し、必要に応じて目標値または新たな指標の設定など見直しを図る。

●本計画全体における指標

区民スポーツ実施率(週に1回以上スポーツを実施している18歳以上の区民の割合)

現状値 (令和6年度) 目標値 (令和11年度)

66.5% **70.0%**

各目標における指標及び目標値

目標	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標1	直近1年間でスポーツを行わなかった区民の割合	10.4%	7%
基本目標2	区のスポーツ環境に対する満足度	22.5%	26%
基本目標3	スポーツが地域の活性化に役立っていると思う区民の割合	—	30%

(仮称) 大田区スポーツ推進計画
(令和 7 ～令和 11 年度版) (案)

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 スポーツに関する国や東京都の動向	2
3 本区のスポーツ推進に係るこれまでの取組	4
4 計画の位置付け	9
5 計画の期間	10
6 本計画における「スポーツ」の考え方	10
7 本計画とSDGs	11
第2章 区のスポーツを取り巻く現状と課題	12
1 本区の人口動向	12
2 本区のスポーツ実施率	13
3 スポーツ施設マップ	14
4 スポーツ関係団体等	20
5 区民のスポーツ活動の状況	22
6 区のスポーツ施策に関する課題・方向性	31
第3章 計画の理念・目標	34
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策体系	36
第4章 施策の展開方針	38
基本目標1 誰もがスポーツを楽しめる機会づくり	38
1 こどものスポーツの推進	38
2 働き盛り世代・子育て世代のスポーツの推進	42
3 高齢者のスポーツの推進	44
4 障がい者のスポーツの推進	46
5 すべての区民に対するスポーツの推進	48
基本目標2 ニーズに促したスポーツ環境の整備	50
1 スポーツ施設の適正な管理及び整備	50
2 スポーツ施設の多目的な活用	53
3 身近な環境でのスポーツ促進	55
基本目標3 スポーツを通じた活力あるまちづくり	57
1 スポーツを通じた交流促進	57
2 羽田空港からの利便性を活かしたスポーツによる交流促進の推進	59
3 地域のスポーツ活動の促進	60
4 スポーツに関する広報・情報発信の充実	62

第5章 計画の推進	63
1 推進体制.....	63
2 進行管理.....	64

関連資料

1 大田区スポーツ推進審議会委員名簿.....	65
2 (仮称)大田区スポーツ推進計画(第三次)策定庁内検討会.....	66
3 大田区スポーツ推進計画(第三次)策定の経過.....	67
4 「大田区 運動・スポーツに関するアンケート」実施結果.....	68

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

大田区(以下「本区」といいます。)は、スポーツ施策推進のため、平成24(2012)年に「大田区スポーツ推進計画」を策定し、同年6月には、スポーツを通じて区民が豊かで健康的な生活を営み、まちが賑わいと活力を増していくことを願い、「スポーツ健康都市宣言」を行いました。

その後、平成30(2018)年に「大田区スポーツ推進計画」を改定し、スポーツを通じた地域の活力づくりやスポーツによる国際交流の推進など、さまざまなスポーツ施策を推進してきました。

令和2(2020)年、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」といいます。)の開催に向け、関連イベント実施や展示等による気運醸成に取り組んでいる中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、東京2020大会は延期となり、本区のスポーツイベント・事業も中止・延期を余儀なくされました。

スポーツ活動の中止、スポーツ施設の利用制限、外出そのものをしなくなったことによって、体を動かす機会が少なくなり、こどもの体力低下なども社会的な問題となりました。

令和5(2023)年に新型コロナウイルスが5類感染症へ移行したことにより、スポーツイベント・事業は、コロナ禍前と同様に実施されていますが、スポーツ習慣を失ってしまったまま、スポーツから遠ざかってしまったままの人も少なくありません。

スポーツを実施することは、健康増進や体力向上、ストレスの解消など心身の健康に大きな効果をもたらすだけでなく、自らの可能性に挑戦することで、達成感、自信につながり、生活の質を高め、充実感のある生活を送ることに繋がります。

また、スポーツを通して、人々が交流しコミュニケーションを深めることは、人と人とのつながりを生み、地域の一体感を創出するなど、社会的にも大きな効果があります。

本計画を通して、人々が改めてスポーツの持つ多面的な価値を認識し、気軽にスポーツを楽しみ、「誰もが健康でいきいき暮らせる豊かなまち」を実現するため、本計画を策定します。

2 スポーツに関する国や東京都の動向

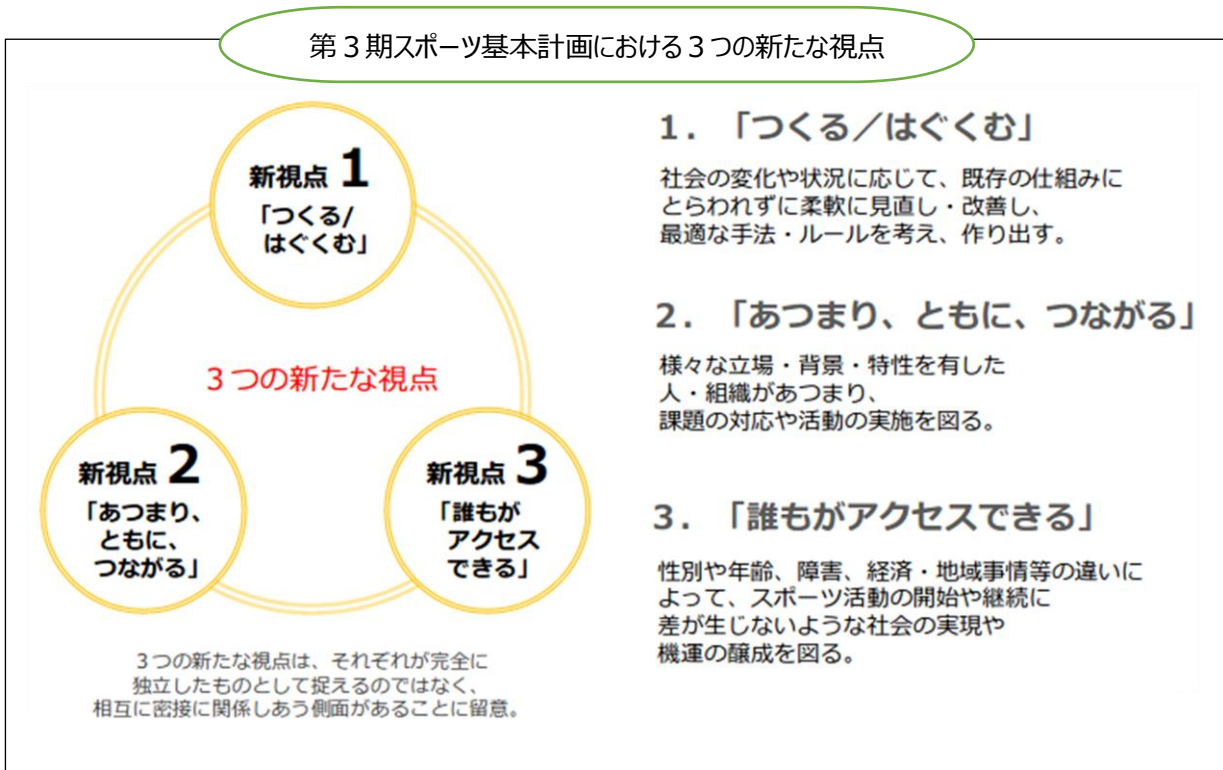
(1) 国の動向

平成23(2011)年に施行されたスポーツ基本法において「スポーツ立国の実現をめざし、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する」という方針が示され、以降、国のスポーツ政策は、この方針に沿って推進されてきました。

平成24(2012)年には、国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」(第1期)が策定され、第1期計画は、地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針としても位置づけられました。

平成29(2017)年、「第2期スポーツ基本計画」が策定され、その中で「スポーツで『人生』が変わる!」として、スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大とそのための人材育成・場の充実が施策として掲げられ、「成人の週1回以上のスポーツ実施率」が65%程度となることをめざす、とされました。

令和4(2022)年には、令和8(2026)年度までの5年間を計画期間とする「第3期スポーツ基本計画」が策定され、東京2020大会のスポーツレガシーの継承・発展に資する重点施策が示されるとともに、次の新たな3つの視点が示されました。



本計画においても、この新たな3つの視点を踏まえ、計画を策定します。

また、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として「多様な主体におけるスポーツの機会創出」「スポーツによる健康増進」等が掲げられました。

具体的な目標としては、成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%（障がい者は40%）とし、1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける（障がい者は70%をめざす）こととしています。

令和4（2022）年12月には、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方などについての考え方が提示されました。

（2）東京都の動向

東京都は、「東京都スポーツ推進計画」（平成25（2013）年）と「東京都障害者スポーツ振興計画」（平成24（2012）年）を策定し、都のスポーツ施策を推進しました。

両計画の策定後、東京2020大会の開催決定、都民の障がい者スポーツへの関心の高まりなど、都のスポーツを取り巻く環境が大きく変化したことにより、新たな施策を効果的に展開するとともに、スポーツ振興全般について、障がいのある人に配慮した視点を持って施策を普遍的に展開するため、平成30（2018）年に2つの計画を統合し「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。

同計画は、「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念とし、「スポーツを通じた健康長寿の達成」「スポーツを通じた共生社会の実現」「スポーツを通じた地域・経済の活性化」の3つの政策目標を掲げています。

具体的な数値目標としては、令和2（2020）年までに「都民（18歳以上）の週1回以上のスポーツ実施率」を70%とし、令和2（2020）年以降はこれを維持する、としています。

また、東京都も令和5（2023）年3月に「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

3 本区のスポーツ推進に係るこれまでの取組

(1) 大田区スポーツ推進計画（第一次計画）

本区は平成24(2012)年に、前年に施行されたスポーツ基本法の趣旨を踏まえ、区のスポーツ施策の方向性を示す「大田区スポーツ推進計画 スポーツいきいきプランおおた」を策定しました。

本計画は「誰もがずっと元気にいきいき地域の力で未来を築くスポーツ健康都市おおた」を基本理念とし、「ライフステージに応じたスポーツの提供」、「スポーツを通じた地域力の向上」、「スポーツ環境の整備」の3つの基本目標を掲げ、区のスポーツ施策を体系化し、その方向性を明らかにしました。

(2) スポーツ健康都市宣言

第一次計画策定後、平成24(2012)年6月に、スポーツを通じて区民が健康で豊かな生活を営み、まちが賑わいと活力を増していくことを願い、大田区総合体育館の開館に合わせ「スポーツ健康都市宣言」を行いました。

スポーツ健康都市宣言

スポーツしよう
みんな 心も からだも 元気にしよう
スポーツ楽しもう
みんな 世界の人と 手をつなごう
スポーツで健康になろう
いきいき 輝く笑顔いっぱいの まちにしよう

区民がスポーツを通じて健康で豊かに暮らし、
まちが賑わいと活力を増していくことを願い、
大田区をスポーツ健康都市とすることを宣言する。

平成24年6月30日
大田区

(3) 大田区スポーツ推進計画（改定版）（第二次計画）

第一次計画策定後、平成 25（2013）年に東京 2020 大会の開催が決定、平成 29（2017）年に、大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場が完成しました。

東京 2020 大会の開催を控えた平成 30（2018）年、本区は、「大田区スポーツ推進計画（改定版）～スポーツ健康都市おおたの実現に向けて～」(第二次計画)を策定しました。第二次計画は「スポーツで創る健康で豊かなくらしとまちの活力」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、東京 2020 大会を区のスポーツ施策の契機とする内容も記載されています。

東京 2020 大会の開催に向け、関連イベント実施や展示等による気運醸成に取り組んでいる中、令和 2（2020）年、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、同年 3 月に東京 2020 大会の 1 年延期が決定、本区のスポーツイベント・事業も中止・延期を余儀なくされました。

スポーツ活動の中止、スポーツ施設の利用制限、外出そのものをしなくなったことによって、区民のスポーツに親しむ機会が失われていきました。

そのような状況を改善するため、本区は、国の感染症ガイドラインの活用、従来当日に参加受付をしていたイベントを事前申込制に変更し参加者数を制限、デジタル技術を活用し、オンラインで自宅などでもスポーツイベントに参加できるようにするなど工夫し、コロナ禍においても区民がスポーツに親しむ機会を提供するため、取組を続けました。

令和 3（2021）年の東京 2020 大会は、原則無観客での開催となりましたが、ブラジルオリンピックチームの大会直前事前キャンプとして、男子バレーボール、ビーチバレー、ハンドボール、ボクシング、レスリング、テコンドーの 6 競技を 4 施設で受け入れました。また、ホッケー競技が大井ホッケー競技場サウスピッチで実施されました。

第二次計画の基本目標と進捗状況は、次のとおりです。

●基本目標1 「誰もがいきいき暮らせる地域づくり」

大田区をスポーツの盛んなまちにし、区民の暮らしの質を向上させることをねらいとした基本目標です。

目標値

成人の週1回以上のスポーツ実施率 65%程度

【目標に係る施策の進捗状況】

こどもから高齢者までライフステージに応じたスポーツに親しめる機会の充実、パラスポーツの推進、一般介護予防事業やO T Aウォーキングなどのスポーツによる健康づくりなどを推進した結果、令和6年度の本区の区民意識調査で、18歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は66.5%となりました。

「スポーツ実施率」については、本計画においても引き続き指標とし、区民がスポーツに親しむきっかけをつくり、スポーツを継続して実施できる取組を推進します。

●基本目標2 「スポーツを通じた地域の活力づくり」

スポーツの力で本区の様々な地域課題を解決するとともに、スポーツ関連産業の振興により地域経済の活性化を図ることをねらいとした基本目標です。

目標値

区民の「新スポーツ健康ゾーン」認知率 100%

【目標に係る施策の進捗状況】

大田区総合体育館や大森ふるさとの浜辺公園などスポーツ施設、公園が集積するエリアを「新スポーツ健康ゾーン」と位置づけ、「スポーツ健康都市」を象徴するエリアとして活性化を図る取組を進めました。

大森ふるさとの浜辺公園内の都内唯一の常設ビーチバレー場を活用したイベントの実施や、ビーチバレー場の無料開放、ビーチヨガ教室などを実施しました。

また、本区の各種スポーツイベントにおいても、当該ゾーンの認知率向上のため、PRを行いました。

しかし、令和5年度に実施した「大田区 運動・スポーツに関するアンケート（以下「アンケート調査」といいます。）において、新スポーツ健康ゾーンの認知

率は約19%となり、目標値から大きく乖離する結果となりました。

この結果を踏まえ、本計画では各スポーツ施設、スポーツ施設における取組を強く発信していきます。

その他、スポーツによる地域活性化事業のため、区内を拠点とする女子バスケットボールクラブ、東京羽田ヴィッキーズと令和6（2024）年に「地域活性化や地域づくりに関すること。」「シティプロモーションに関すること。」などを盛り込んだ連携協定を締結しました。今後、地域活性化に関することなどについて、新たな連携事業を構築していきます。

●基本目標3 「スポーツによる国際交流の推進」

東京2020大会開催を契機に「世界に開かれた大田区」を実現し、本区のアイデンティティ・個性を形成することをねらいとした基本目標です。

目標値

東京2020大会本区独自ボランティアの登録100人

【目標に係る施策の進捗状況】

東京2020大会に向けて、平成30（2018）年「おおたウエルカムボランティア」事業を立ち上げ、約450名を採用しました。（高校生ボランティアは約150名）

令和3（2021）年の東京2020大会は、新型コロナウイルスの影響で無観客での開催となったため、観光分野の活動は行いませんでしたが、ブラジルオリンピックチームの大会直前事前キャンプにおいて、大田区総合体育館や大森スポーツセンター、青少年交流センターなどの区施設で、ブラジルチームの活動をサポートしました。

事前キャンプ受入によるブラジルオリンピックチームとの縁は、本区における東京2020大会のレガシーとして残り、令和4・5（2022・2023）年に、大田区総合体育館において、「ブラジル大使館杯バレーボール大会」を開催しています。

本計画においても、羽田空港からのアクセスを活かし、スポーツを通じた国際交流を推進し、スポーツイベント等を目的として訪れる人によるにぎわいの創出、地域の活性化を促進します。

また、令和7年度に東京で開催されるデフリンピックにおいて、大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場でビーチバレーボールが、大田区総合体育館でバスケットボールが行われます。

●基本目標4 「スポーツ健康都市を支える基盤の整備」

スポーツを効果的に推進できる人、場、情報の環境・基盤を整備することをねらいとした基本目標です。

目標値

大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場利用率
土日祝 90% 平日30%

【目標に係る施策の進捗状況】

本区のスポーツ活動を推進する人材として、スポーツ推進委員に対して、指導技術向上などを目的とし、各種研修を実施しました。

また、コロナ禍においても、体を動かす機会の提供、スポーツに親しむ機会の創出を図るため、自宅で気軽にできるストレッチなどスポーツに関する情報を紹介する情報紙「SPOOTA!」の発行、動画の配信などを行いました。

都内で唯一の常設ビーチバレー場である、大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場の令和5（2023）年度の利用率は、土日 77.1%、平日 38.5%となっています。

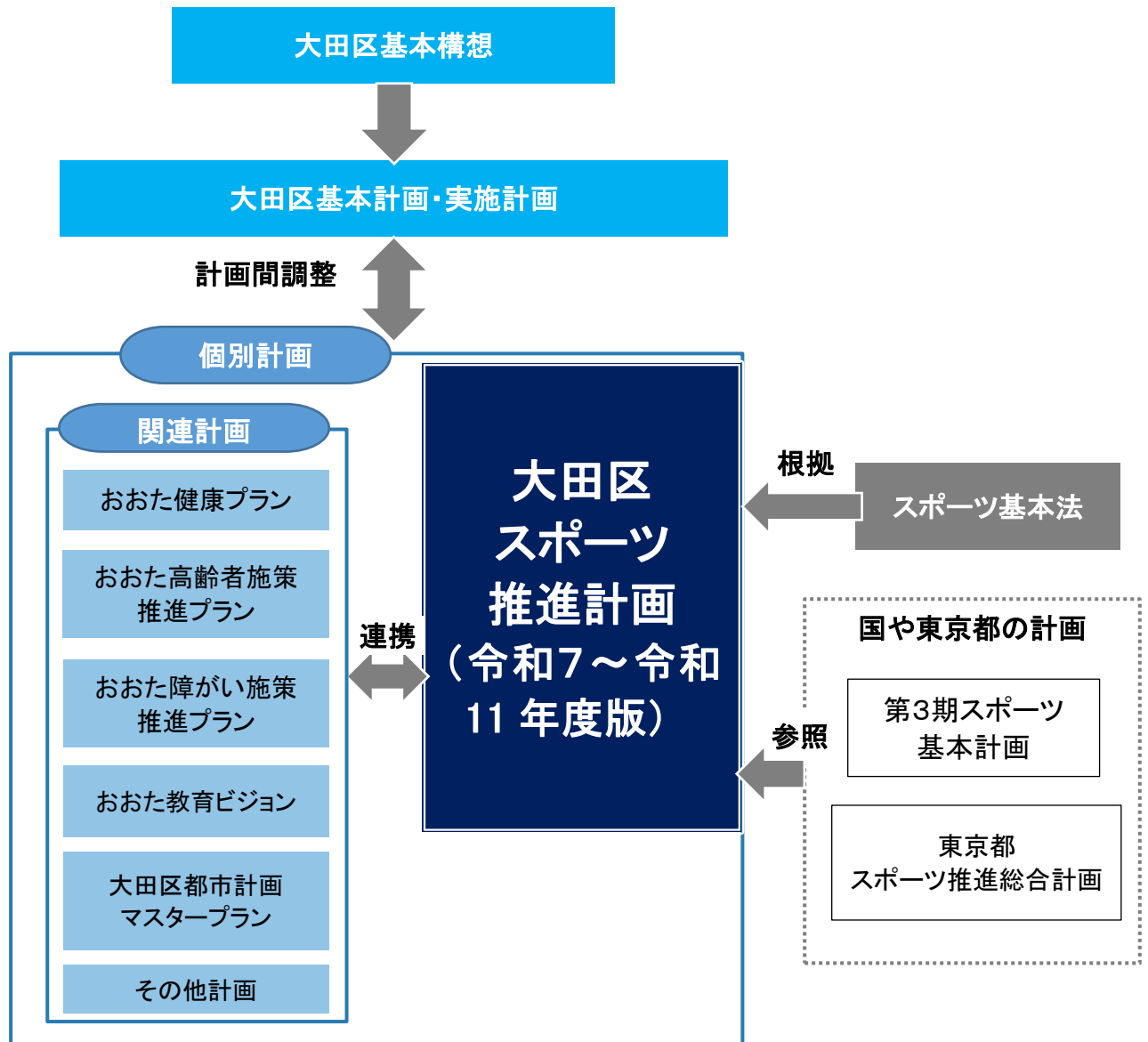
今後も同ビーチバレー場の無料開放、ビーチヨガ教室などを実施し、認知度向上に努め、利用率の向上、スポーツ実施の促進に努めます。

4 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」と位置付け、国の「第3期スポーツ基本計画」及び東京都の「東京都スポーツ推進総合計画」を踏まえて、策定します。

本区の最上位指針である大田区基本構想では、令和22年ごろ（2040年ごろ）の将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現するためのまちの姿の一つとして、基本目標「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」を定めています。本計画は、このうち、『気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。』を実現するための施策や取組などを体系的に示す個別計画です。

また、「おおた健康プラン」「おおた高齢者施策プラン」「おおた障がい施策推進プラン」「おおた教育ビジョン」「大田区都市計画マスタープラン」などの本区の各種関連計画と連携した計画とします。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

また、社会情勢や本区の基本計画の改定などに合わせ、適宜見直しを行います。

6 本計画における「スポーツ」の考え方

スポーツ（sport）は、ラテン語の「deportare（デポルターレ）」に由来する単語とされています。「deportare」は、「ある物がある場所から他の場所に移す」という意味から派生し、「心の重い、嫌な、塞いだ状態をそうでない状態に移す」、すなわち「気晴らしをする」、「楽しむ」、「遊ぶ」などを意味していました。この言葉が、古フランス語の「desport」を経て、現在の「sport」に至ったとされています。

本計画では「スポーツ」について、スポーツの語源を踏まえ、ルールに基づいて勝敗や記録を競うものだけでなく、余暇時間や仕事時間等を問わず健康を目的に行われる身体活動、遊びや楽しみを目的とした運動・レクリエーション活動まで広く捉えます。

そのため、ウォーキングや軽いランニングはもとより、室内で行う体操・ストレッチや筋力トレーニング、また、ペットの散歩や意識的な階段利用なども「スポーツ」に含め、これまでスポーツから遠ざかっていた方にも気軽に親しんでいただくことをめざしていきます。

7 本計画とSDGs

本区は、令和4（2022）年に「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」を定め、SDGsの目標年次である令和12（2030）年に向けて、17の目標（ゴール）達成のための取組を意識的に推進し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進める方針を掲げています。

また、本区は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5（2023）年度の「SDGs未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。

本計画においては、SDGsの全17の目標（ゴール）のうち、「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」を関わりの深い目標として、重点的に施策を推進し、目標（ゴール）の達成に繋げていきます。

本計画において関わりの深い目標



③すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



④質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



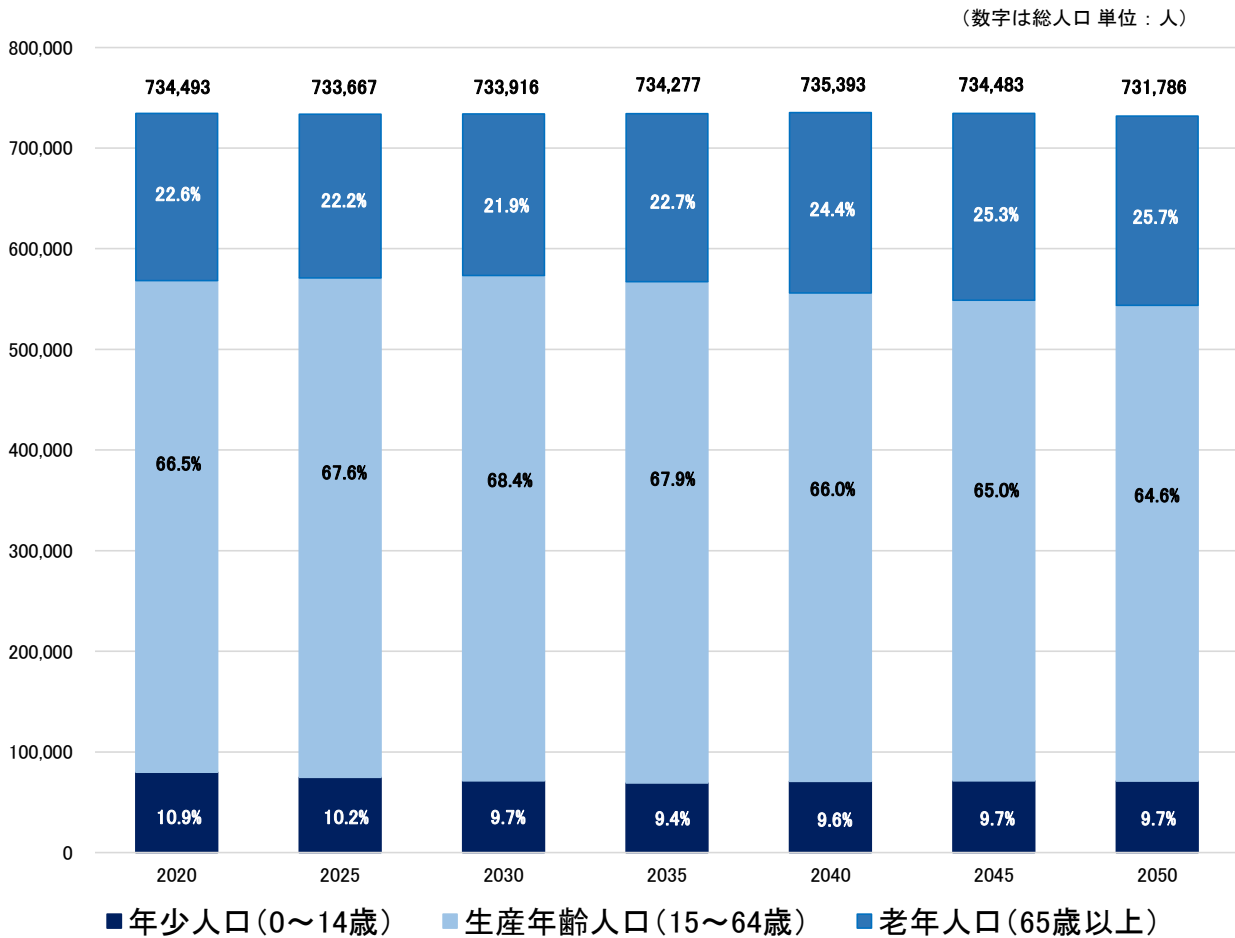
第2章 区のスポーツを取り巻く現状と課題

1 本区の人口動向

本区の人口は、「大田区人口推計（令和6年4月）」によると、令和22（2040）年頃に約73.5万人でピークを迎え、以後は緩やかに減少しますが、長期的には70万人を維持するとされています。

年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）比率は9～10%台の横ばいで推移し、生産年齢人口（15～64歳）比率は、緩やかに下降し、令和32（2050）年には64.6%となると予想されています。一方、老年人口（65歳以上）比率は年々上昇し、令和32（2050）年には25.7%となり、おおよそ区民の4人に1人が高齢者となると予想されています。

■年齢3区分別人口の推移・予測



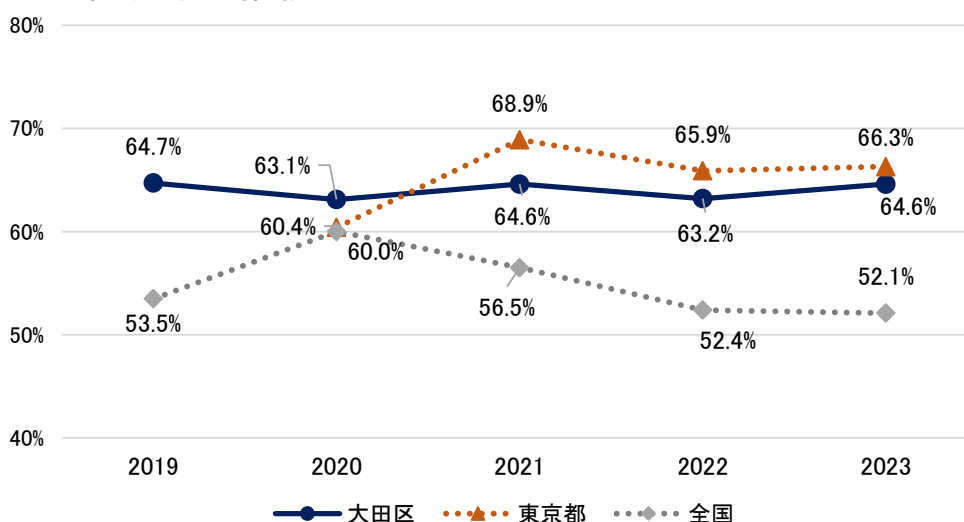
出典：大田区人口推計（令和6年4月）

2 本区のスポーツ実施率

本区の令和6(2024)年度の18歳以上の週1日以上スポーツ実施率は、66.5%となり、大田区スポーツ推進計画(改定版)の目標値を達成しました。

過去5年間の、国、東京都との比較は以下のとおりです。

■スポーツ実施率の推移



(出典)

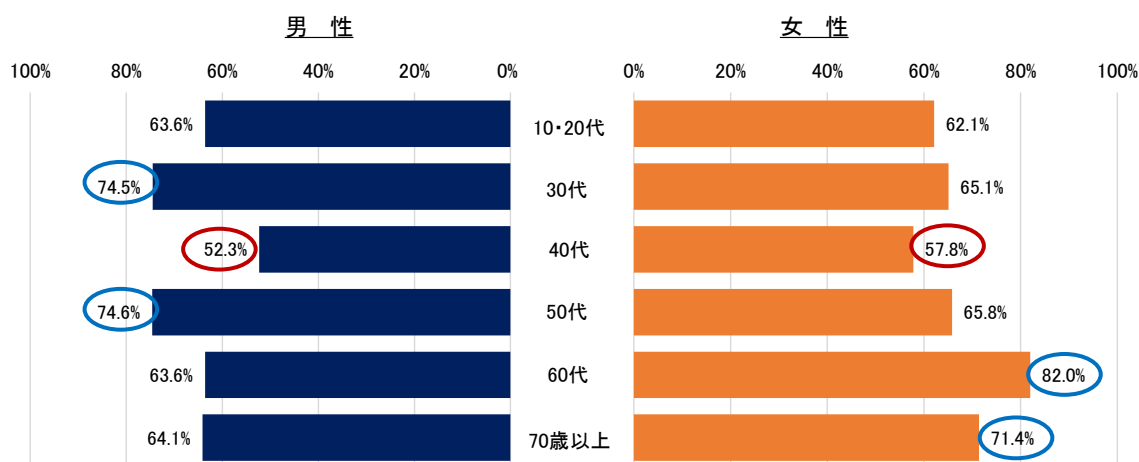
大田区：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

東京都：都民のスポーツ活動に関する実態調査

全 国：スポーツの実施状況等に関する世論調査(スポーツ庁)

年代別にみると、男性は30代と50代、女性は60代以上が70%以上と高い一方で、男女とも40代が最も低くなっています。

■年代別スポーツ実施率



出典：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査(令和6(2024)年度)

3 スポーツ施設マップ

(1) スポーツ施設の現況

本区の主な区立スポーツ施設、スポーツ施設のある区立公園などは、次のとおりです。

主な区立スポーツ施設などの配置図



No.	施設名	主な施設内容	所在地
1	大田スタジアム	野球グラウンド（センター122m、両翼97.6m） 収容人数 3,223 人（メインスタンド 751 人、内野スタンド 2,472 人）	東海 1-2-10
2	大田区青少年交流センター「ゆいっつ」	体育室（596㎡）、宿泊室（和室7室、洋室24室、バリアフリー室1室）、研修室2室、調理室	平和島 4-2-15
3	平和島公園	野球場1面（少年野球場4面）、水泳場（屋内25mプール・幼児用プール、屋外50mプール・こども用プール）、キャンプ場	平和島 4-2-2
4	平和の森公園	フィールドアスレチックコース、テニスコート4面、相撲場、弓道場、アーチェリー場	平和の森公園 2-1

No.	施設名	主な施設内容	所在地
5	大森スポーツセンター	アリーナ(1,620㎡、観客席376席)、健康体育室2室、トレーニングルーム	大森本町2-2-5
6	大森ふるさとの浜辺公園	ビーチバレー場4面、フットサル場1面、多目的スポーツ場1面(少年サッカー場1面、フットサル場2面)	平和の森公園2-2ふるさとの浜辺公園1-1
7	昭和島二丁目公園	テニス場2面、フットサル場3面(少年サッカー場1面)	昭和島2-3-1
8	昭和島運動場	野球場2面、少年野球場1面	昭和島1-7-1
9	森ヶ崎公園	サッカー場1面、フットサル場3面(少年サッカー場1面)、テニス場3面	大森南5-2-111
10	大田区総合体育館	メインアリーナ(1,824㎡、観客席4,012)、サブアリーナ(646㎡、観客席200)、体育室1・2、弓道場	東蒲田1-11-1
11	あさひ海老取川公園	3×3バスケットコート(Nako Motohashi 2020 記念3×3バスケットボールコート)	羽田旭町11-1
12	萩中公園	野球場1面、少年野球場1面、屋外プール、屋内プール	萩中3-25-26、萩中3-26-46
13	本羽田公園	テニス場5面	本羽田3-23-10、本羽田3-29-4
14	多摩川大師橋緑地	野球場2面	本羽田1～2先
15	多摩川六郷橋緑地	野球場5面、少年野球場1面、球技場6面	東六郷3先～南六郷3先
16	多摩川緑地	野球場16面、少年野球場3面、サッカー場2面	西六郷4先
17	矢口区民センター温水プール	温水プール25m×7コース	矢口2-21-14
18	多摩川ガス橋緑地	野球場8面、少年野球場1面、テニス場5面、球技場2面、小球技場1面	下丸子2～4先
19	下丸子公園	テニス場2面	下丸子4-21-2
20	多摩川田園調布南・鵜の木緑地	球技場1面、多目的小球技場1面	田園調布南6、鵜の木3-32・33先
21	多摩川丸子橋緑地	少年野球場1面	田園調布本町31先
22	東調布公園	野球場1面、屋外プール、屋内(25mプール、こどもプール、流水プール等)	南雪谷5-12-1 南雪谷5-13-1
23	田園調布せせらぎ館体育施設	体育室(約400㎡×2室)、トレーニングルーム、多目的室2室、集会室4室	田園調布1-53-12
24	多摩川田園調布緑地	テニスコート8面、硬式野球場2面、軟式野球場2面、サッカー場1面	田園調布4・5先

施設が集積しているエリア

本区の区立スポーツ施設は、臨海部と多摩川河川敷エリアに多く立地しています。

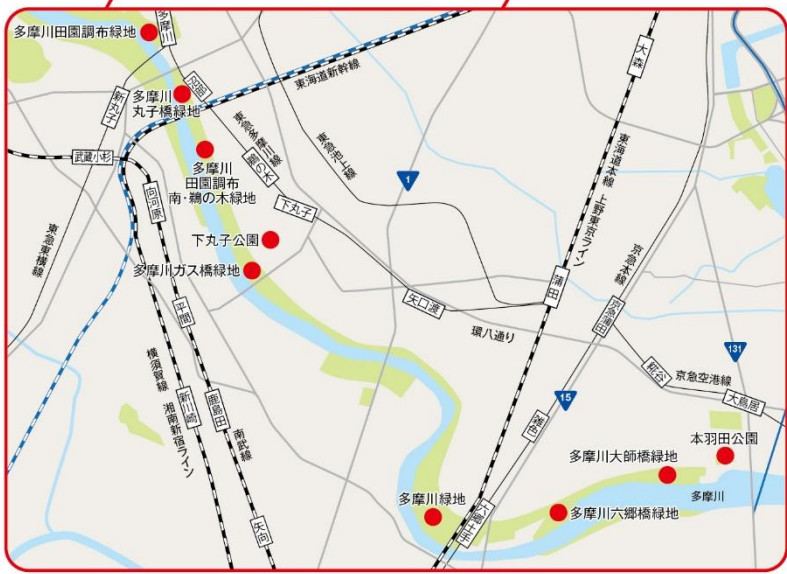
■臨海エリア

様々なスポーツ施設が集積しているエリアであり、各スポーツが盛んに行われています。



■河川敷エリア

野球場、サッカー場、テニスコートなどが多く点在している、多摩川に沿ったエリアです。



(2) 主な区立スポーツ施設

①大田区総合体育館



区民に良質な「する」「みる」「ささえる」スポーツの機会を提供するとともに、区民の生涯スポーツの活動の拠点となることを目的として、平成 24（2012）年に開館しました。

メインアリーナは4,000席の観客席を有し、各競技のトップレベルのプレーを観戦することができます。

そのほか、サブアリーナ、体育室、弓道場等の施設があり、区民が各種スポーツを楽しむことができます。

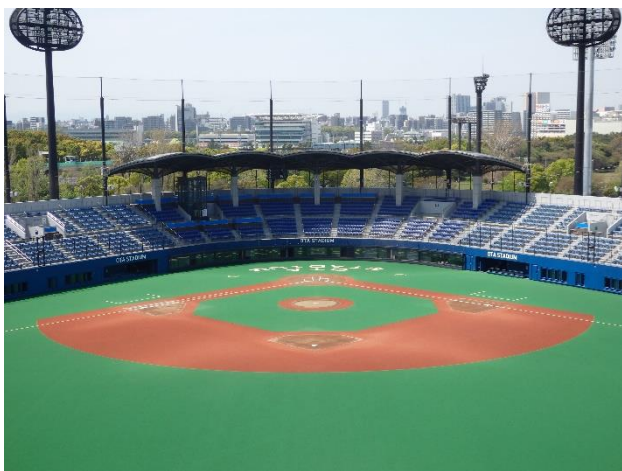
②大森スポーツセンター



区民の体育・スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的に、平成9（1997）年に開設しました。館内には、アリーナ、健康体育室、トレーニングルーム、小ホール等の施設があります。

トレーニングルームでは、トレーニングマシンの利用以外に、各種スポーツ教室も開催しています。また、令和2（2020）年には、施設周辺でランニング等を行う際に便利な「ランニングステーション」を開設しています。

③大田スタジアム



余暇活動の充実や健康増進に寄与することを目的として、平成7（1995）年に開館した全面人工芝の野球場です。設備の機能更新やバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進、さらに多目的利用の拡大を目的に改修が行われ、令和元（2019）年にリニューアルオープンしました。

④大森ふるさとの浜辺公園



かつて賑わいを見せた大森海岸を再現した、都内初の浜辺のある区立公園です。

公設では都内唯一の常設ビーチバレー場を有しており、ビーチバレー場の無料開放やビーチヨガ教室を実施しています。

令和6（2024）年4月に多目的スポーツ広場が人工芝化され、新たに多目的スポーツ場としてリニューアルしました。また、ビーチバレー場、フットサル場のナイター利用を開始しました。

⑤平和の森公園



昭和 57 (1982) 年に開設、こどもたちに人気のフィールドアスレチックコースを有し、豊かな自然を感じられる、こどもからお年寄りまで楽しめる区内最大級の公園です。公園内には、テニスコート、相撲場、弓道場、アーチェリー場などがあります。

⑥平和島公園



昭和 45 (1970) 年に開設、キャンプ場や野球場、水泳場を有する公園です。

水泳場の屋外プール（夏季のみ）には、50mプールが設置されています。



4 スポーツ関係団体等

本計画の施策推進のため、本区を拠点とするトップスポーツチーム、区内スポーツ事業者などのスポーツ関係団体等と連携を図ります。

主なスポーツ関係団体等は次のとおりです。

①大田区スポーツ協会

(公財)大田区スポーツ協会(以下「スポーツ協会」といいます。)は、昭和23(1948)年に大田区体育会として発足しました。その後、昭和59(1984)年に財団法人大田区体育協会を設立、平成25(2013)年から(公財)大田区体育協会へ移行し、令和元(2019)年に名称を「大田区スポーツ協会」に変更しました。

区内におけるスポーツの振興を図り、区民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として活動しています。現在は51のスポーツ団体が加盟しています。

スポーツ協会の主な事業は以下のとおりです。

区分	内容
区の受託事業	区民スポーツ大会、区民スポーツまつり等の事業を区から受託しています。
指定管理業務	大森スポーツセンター、大田スタジアムの指定管理者グループの代表団体として施設の管理運営を行っています。
自主事業	年少者スポーツ育成事業、健康教室事業、指導者・団体育成事業等区民にレクリエーションを含めた生涯スポーツの推進・普及を図るため、スポーツ協会が主体的に取り組んでいます。



ビーチヨガ教室

②大田区スポーツ推進委員

特別出張所ごとに選出され、本区が委嘱する非常勤職員（定数 65 人以内）です。本区のスポーツ推進のため、地域と行政及び区民相互の調整役（コーディネーター）として地域で幅広く活動しています。

主な活動内容は、地域スポーツ推進に関する情報提供、要望、助言、指導及び調整（コーディネート）です。その他OTAウォーキングなど、本区の事業にも協力しており、本区のスポーツの中核的役割を担うことが期待されています。



③総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々に、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブです。

本区では、令和6（2024）年10月現在、以下の11のクラブが活動しています。

NPO 法人地域総合スポーツ倶楽部・ピボットフット	一般社団法人 田園調布グリーンコミュニティ
NPO 法人大田ウェルネスクラブ	NPO 法人スマイルかまた
NPO 法人ベアーズ	NPO 法人大森コラボレーション
一般社団法人大森フットボールクラブ	総合型地域スポーツクラブ ソシオ大森
一般社団法人 Sports Design Lab	レスポ大森クラブ
一般社団法人松仙 FC	NPO 法人ド素人スポーツ

④一般社団法人 おおたスポーツコミッション

区内にあるスポーツ資源を連携させるプラットフォームとしての組織です。スポーツの有する社会的効果と経済的効果を追求し、スポーツを軸とした街づくりと地域の活性化に寄与するため、関連団体や施設を繋ぐ事業を推進します。

5 区民のスポーツ活動の状況

本計画の策定にあたり、区民のスポーツ活動の状況・意識を把握するため、令和5年度に「大田区 運動・スポーツに関するアンケート」を実施しました。

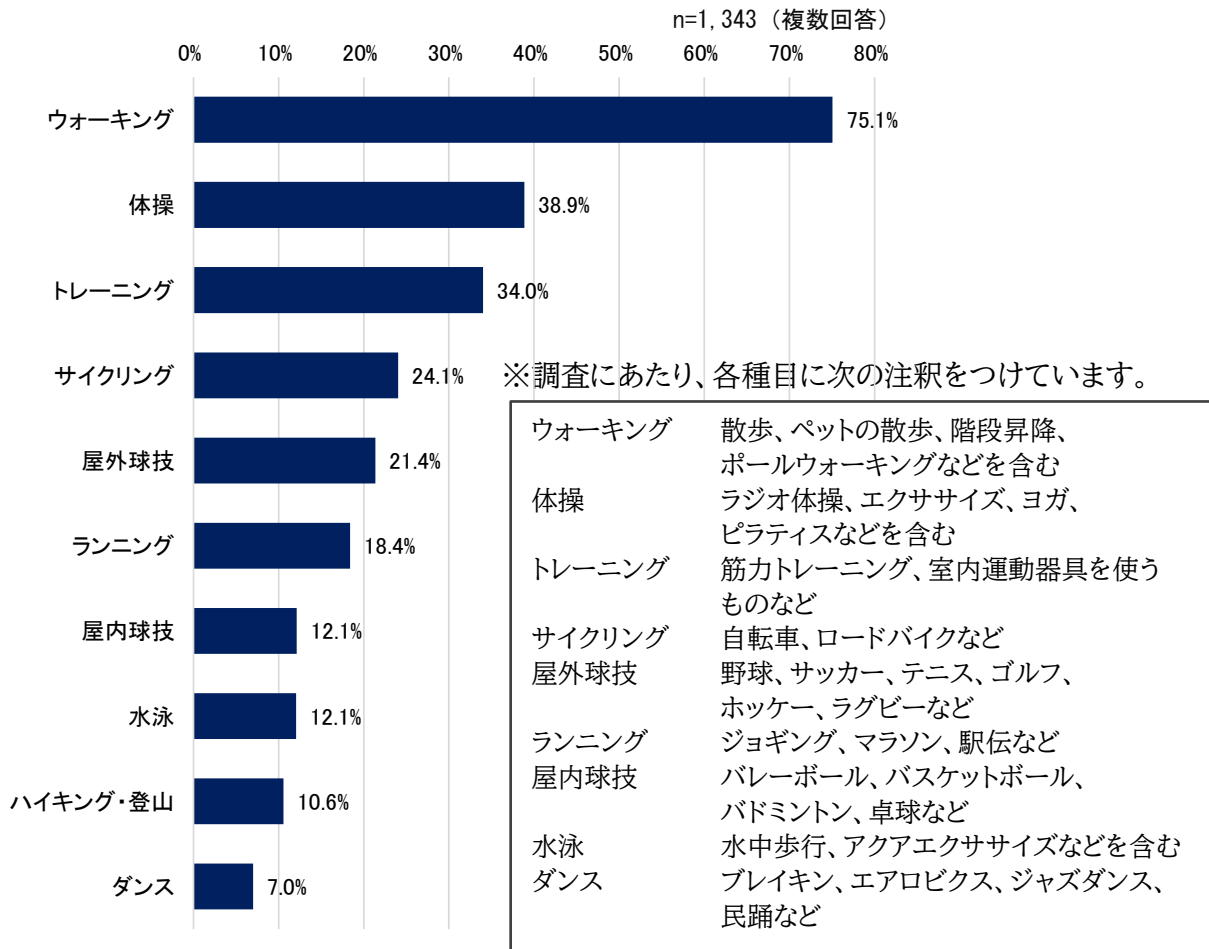
「大田区 運動・スポーツに関するアンケート」実施概要

項目	実施概要
調査対象者	区内在住の16歳以上の方
調査期間	令和6（2024）年1月22日～2月13日
調査方法	郵送での配布・回収による直接記入方式
配布数	5,000件
回答数	1,343件（回答率 26.9%）

（1）1年間のスポーツ実施状況

比較的気軽に行えるスポーツが上位

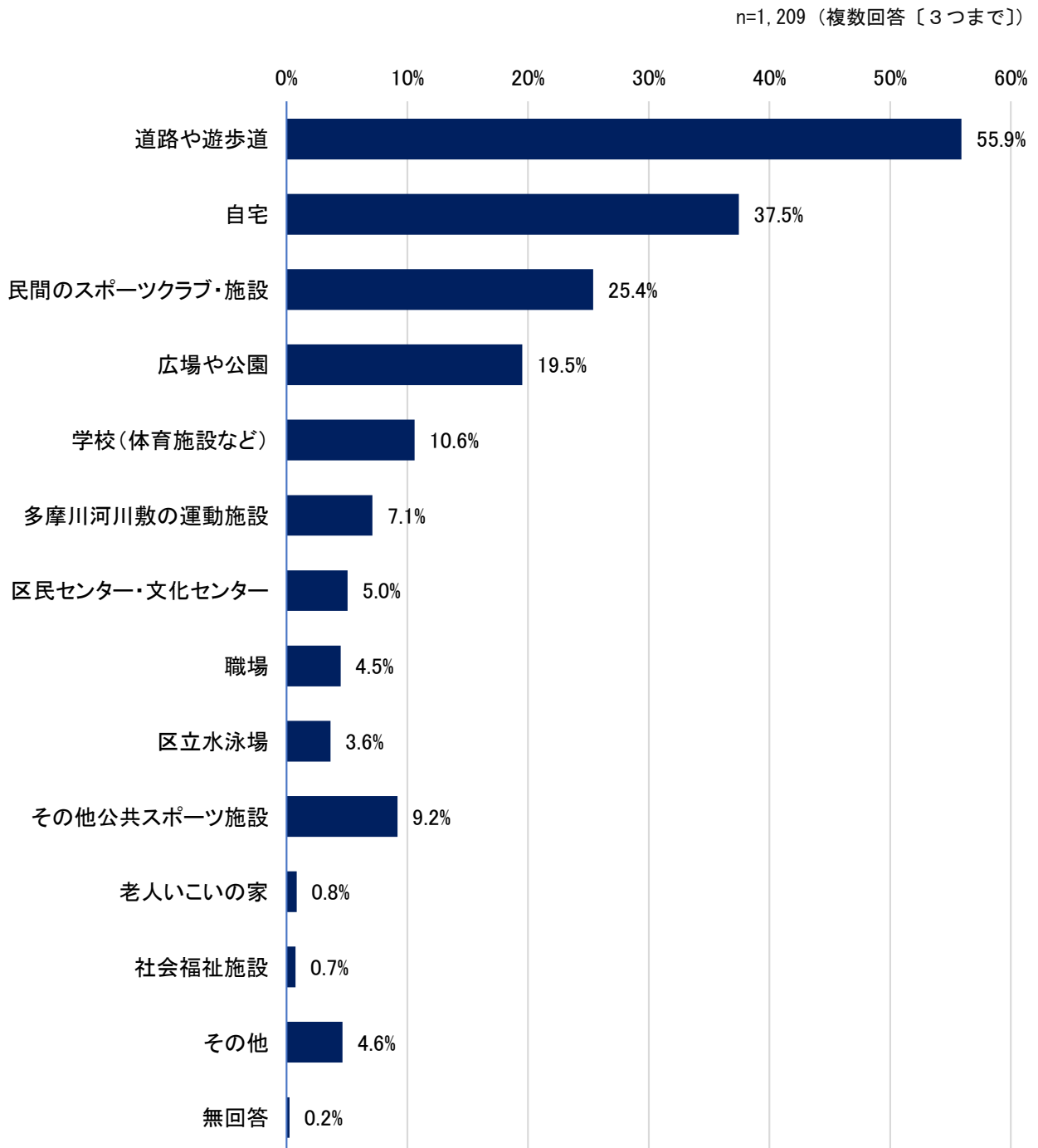
直近の1年間で実施したスポーツの上位10項目は下のグラフのとおりです。最も多いのが「ウォーキング」（75.1%）で、以下、「体操」、「トレーニング」など、気軽に行えるスポーツが多くなっています。



(2) 主にスポーツを実施した場所

道路や遊歩道、自宅が主な実施場所

この1年間で主にスポーツを実施した場所は、「道路や遊歩道」(55.9%)が最も多く、次いで「自宅」(37.5%)、「民間のスポーツクラブ・施設」(25.4%)となっています。

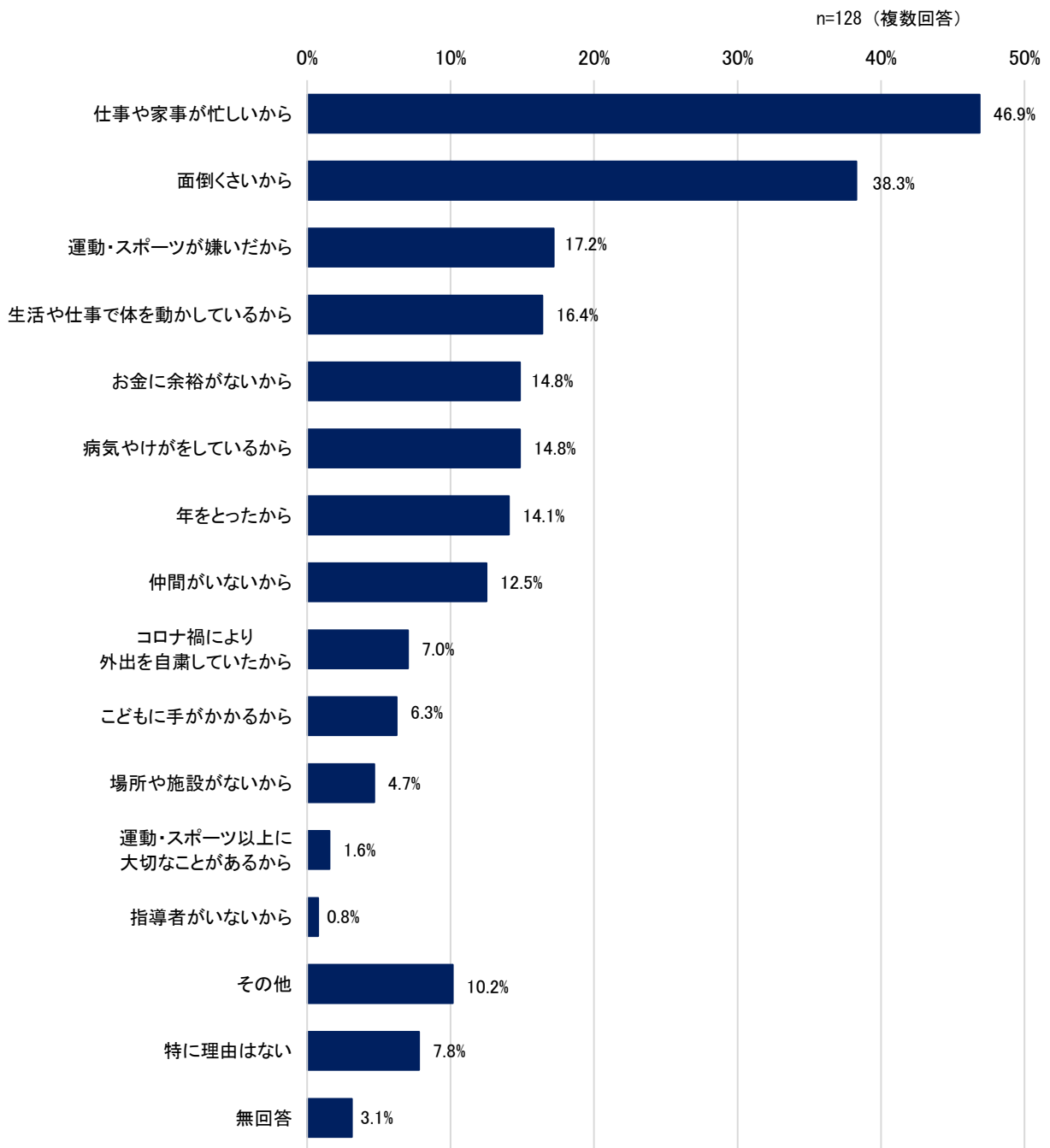


(3) スポーツを実施しなかった理由

スポーツを実施しなかった一番の理由は「仕事や家事が忙しいから」

スポーツを実施しなかった人の理由としては、「仕事や家事が忙しいから」(46.9%)が最も多く、次いで「面倒くさいから」(38.3%)、「運動・スポーツが嫌いだから」(17.2%)の順となっています。

世代別スポーツ実施率が最も低くなった40代でも、「仕事や家事が忙しいから」が男女ともに最も多くなっており、特に男性は100%となっています。



■スポーツを実施しなかった理由（性・年代別）

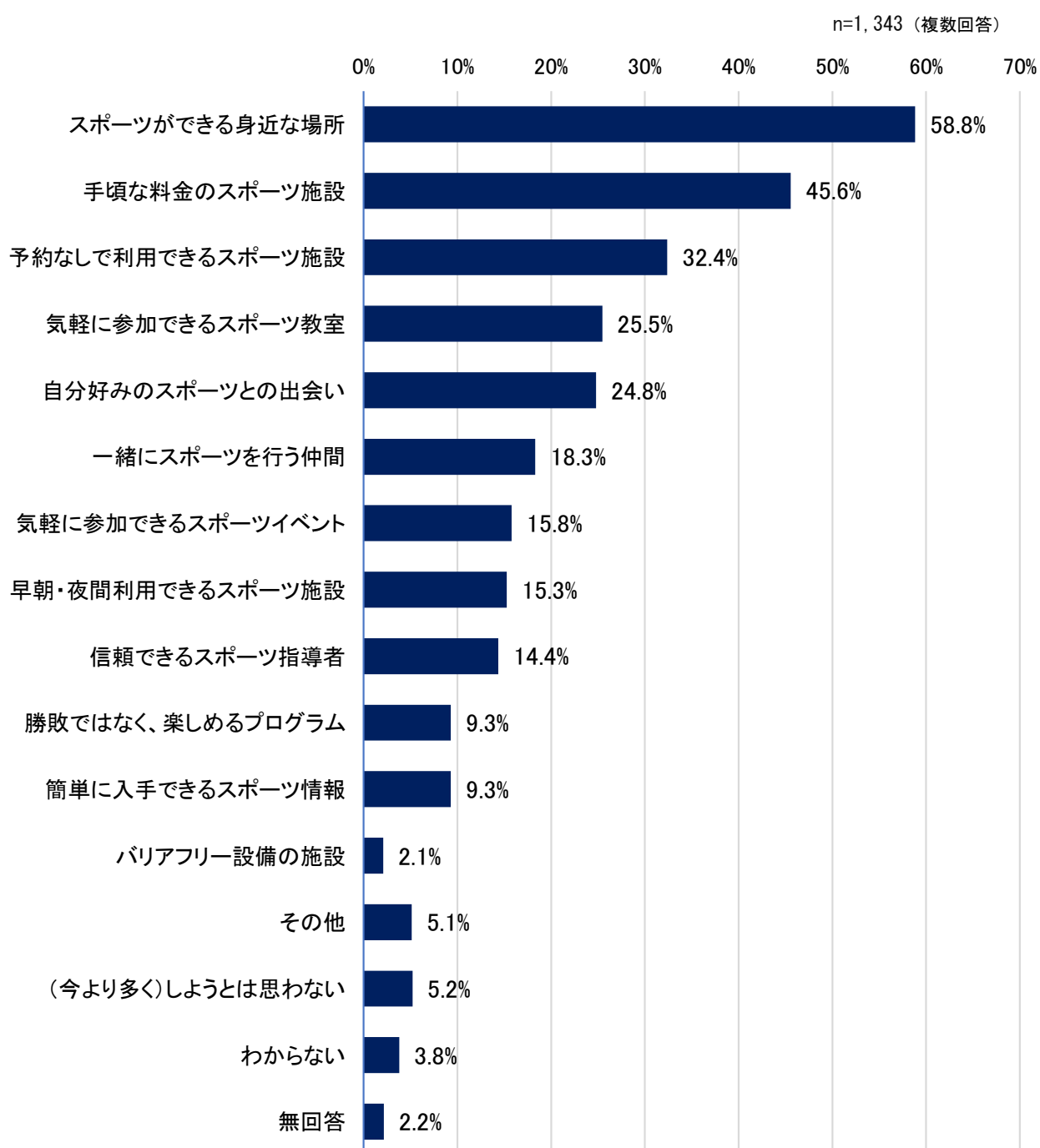
n=128（複数回答）

項目	全体	男性					女性				
		16～29	30代	40代	50代	60代以上	16～29	30代	40代	50代	60代以上
仕事や家事が忙しいから	46.9%	50.0%	80.0%	100.0%	60.0%	40.0%	20.0%	28.6%	46.7%	66.7%	25.7%
面倒くさいから	38.3%	50.0%	80.0%	50.0%	53.3%	26.7%	60.0%	71.4%	13.3%	46.7%	22.9%
運動・スポーツが嫌いだから	17.2%	-	60.0%	-	13.3%	13.3%	40.0%	71.4%	-	20.0%	11.4%
生活や仕事で体を動かしているから	16.4%	-	-	-	6.7%	33.3%	-	14.3%	26.7%	13.3%	22.9%
お金に余裕がないから	14.8%	-	60.0%	10.0%	33.3%	13.3%	20.0%	28.6%	13.3%	13.3%	2.9%
病気やけがをしているから	14.8%	-	40.0%	-	-	6.7%	-	-	13.3%	6.7%	37.1%
年をとったから	14.1%	-	-	-	20.0%	33.3%	-	-	6.7%	6.7%	22.9%
仲間がいないから	12.5%	-	40.0%	10.0%	26.7%	20.0%	20.0%	-	13.3%	6.7%	5.7%
コロナ禍により外出を自粛していたから	7.0%	-	20.0%	10.0%	6.7%	-	-	-	13.3%	6.7%	8.6%
こどもに手がかかるから	6.3%	-	-	10.0%	-	-	-	14.3%	26.7%	6.7%	2.9%
場所や施設がないから	4.7%	-	-	10.0%	6.7%	6.7%	-	-	13.3%	-	-
運動・スポーツ以上に大切なことがあるから	1.6%	-	20.0%	-	-	-	20.0%	-	-	-	-
指導者がいないから	0.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9%
その他	10.2%	-	-	-	6.7%	13.3%	20.0%	14.3%	13.3%	6.7%	8.6%
特に理由はない	7.8%	-	-	-	6.7%	13.3%	40.0%	-	6.7%	13.3%	5.7%
無回答	3.1%	-	-	-	-	6.7%	-	-	6.7%	-	5.7%

(4) 今後、スポーツを行うために必要なこと

身近な場所で、気軽に実施できること

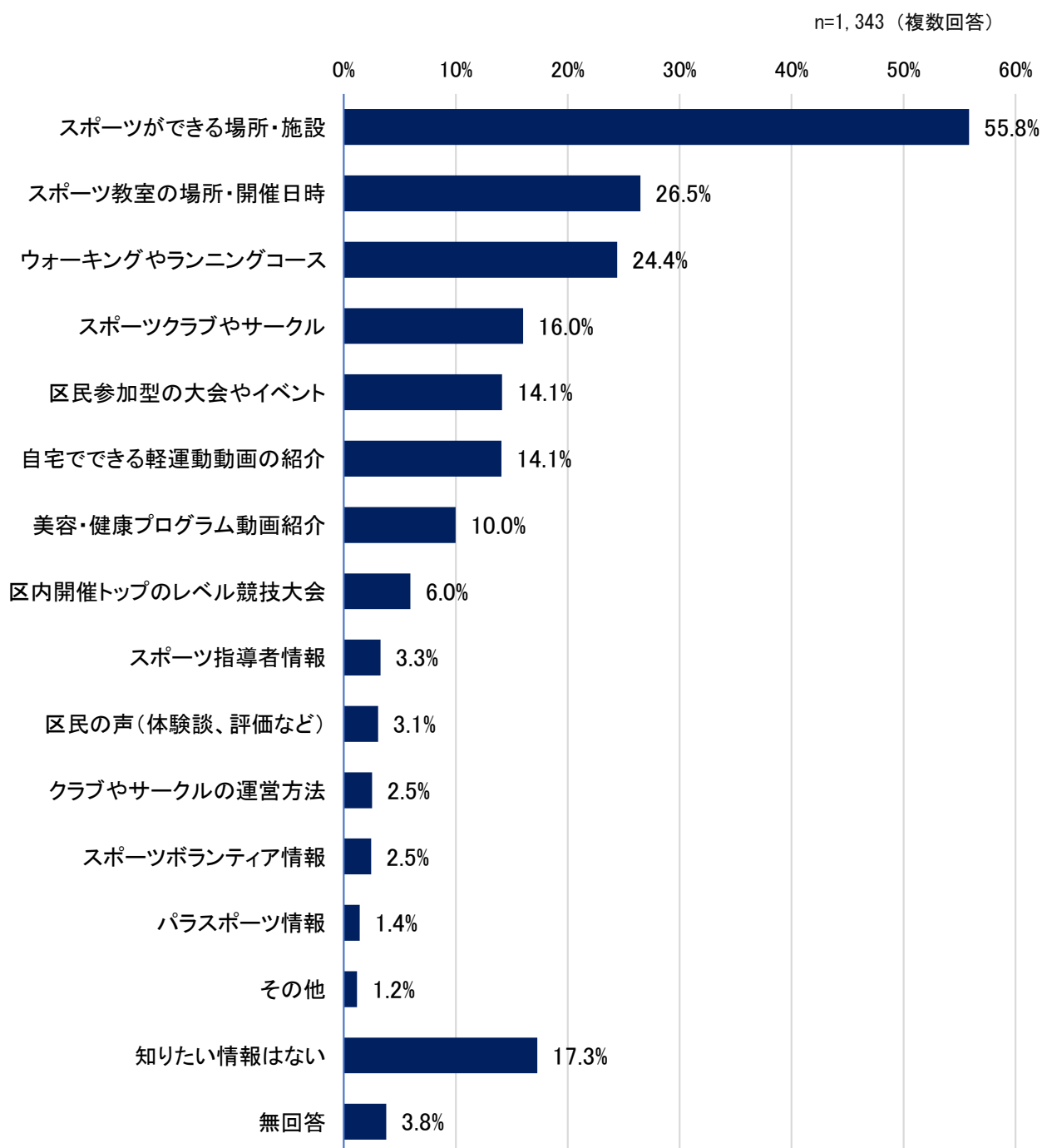
今後、スポーツを行う（または、今以上に行う）ために必要なことは、「スポーツができる身近な場所」（58.8%）が最も多く、「手頃な料金で利用できる施設」（45.6%）、「予約なしで利用できる施設」（32.4%）、「気軽に参加できるスポーツ教室」（25.5%）の順となり、身近な場所で気軽に実施できることがスポーツを行う上で必要と考えている方が多くなっています。



(5) スポーツに関する知りたい情報

最も知りたい情報は「スポーツができる場所・施設」

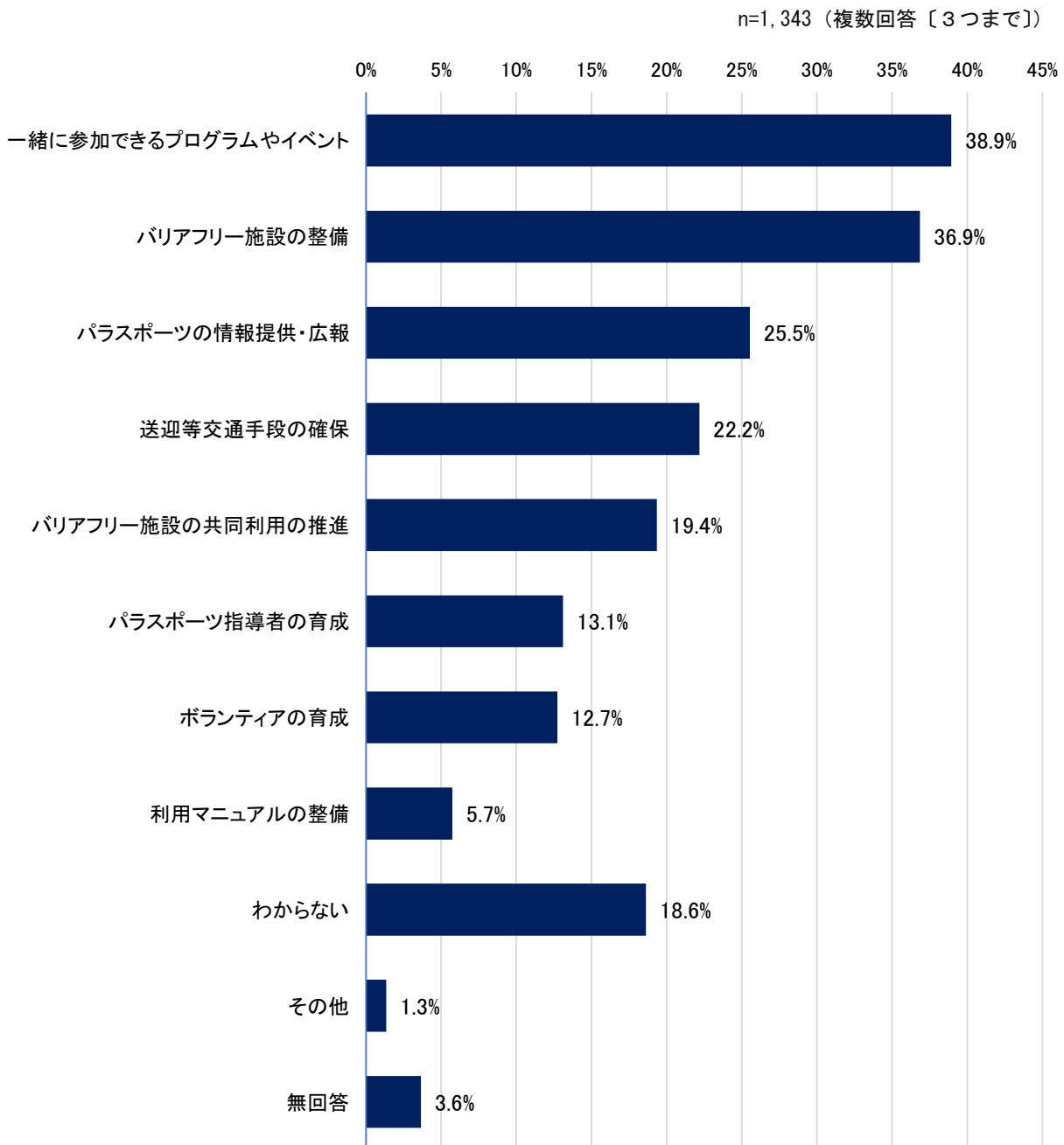
スポーツに関して知りたい情報は「スポーツができる場所・施設」(55.8%)が最も多く、次いで「スポーツ教室の場所・開催日時」(26.5%)、「ウォーキングやランニングコース」(24.4%)となっています。



(6) 障がいの有無にかかわらず一緒にスポーツに親しむための取組

一緒にできるプログラムやイベントと、施設のバリアフリー化

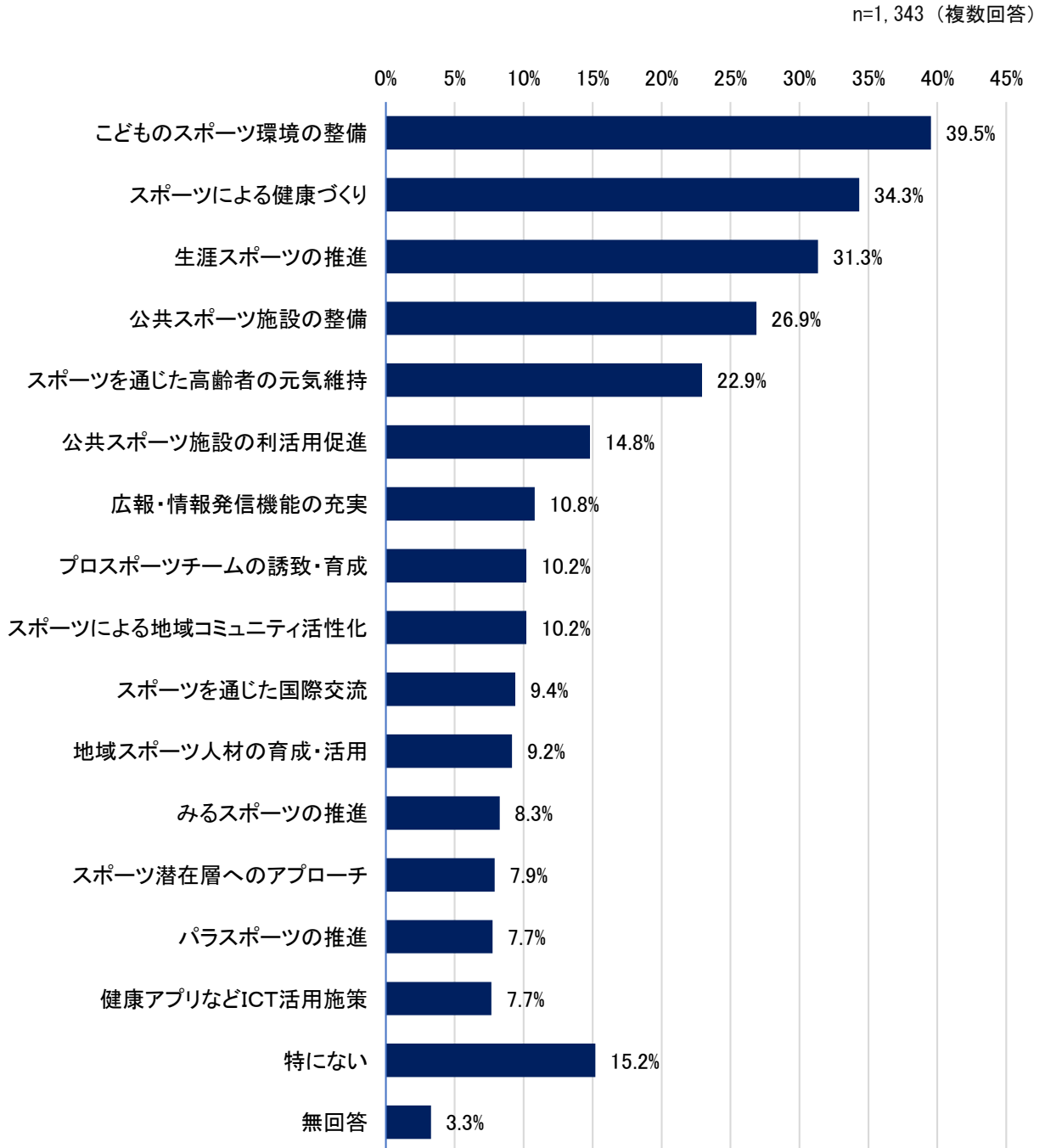
「障がいの有無にかかわらず、一緒に楽しくスポーツに親しむために、これから本区が取り組むべき大切なこと」についての回答は、「一緒に参加できるプログラムやイベントの開催」(38.9%)が最も多く、次いで「バリアフリー施設の整備」(36.9%)、「パラスポーツの情報提供・広報活動の充実」(25.5%)となっています。



(7) 本区のこれからのスポーツ施策で期待するもの

こどものスポーツ環境整備とスポーツによる健康づくりが上位

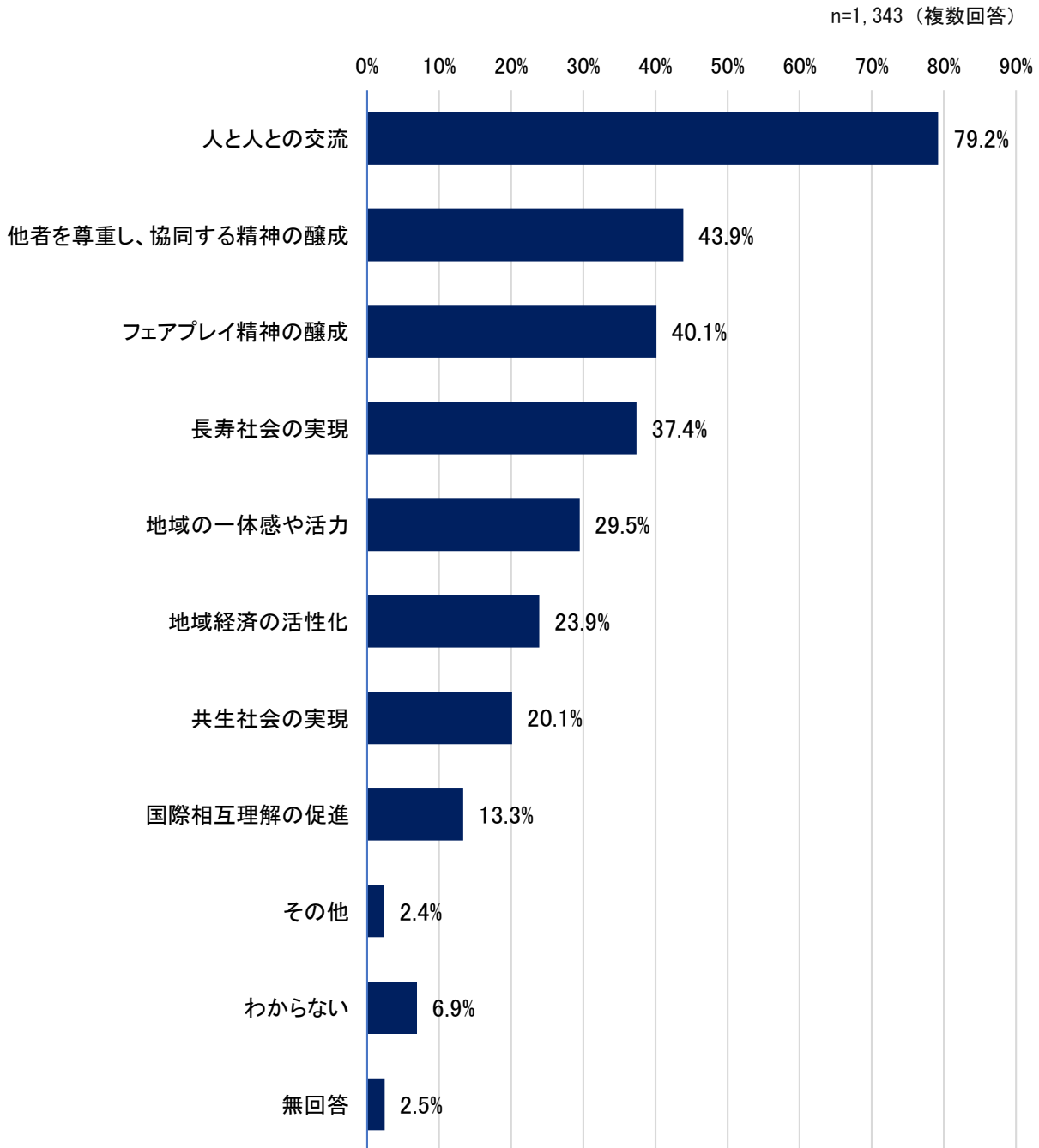
「こどものスポーツ環境の整備」(39.5%)が最も多く、次いで「スポーツによる健康づくり」(34.3%)、「生涯スポーツの推進」(31.3%)となっています。



(8) スポーツが社会にもたらす効果

人と人との交流が約8割

区民が、スポーツが社会にもたらすと考える効果は、「人と人との交流」(79.2%)が最も多く、次いで、「他者を尊重し、協同する精神の醸成」(43.9%)、「フェアプレイ精神(公正さを尊ぶ態度)の醸成」(40.1%)となっています。



6 区のスポーツ施策に関する課題・方向性

(1) 誰もがスポーツを楽しめる機会づくりに向けて

- 本区の「これからのスポーツ施策で期待するもの」として「こどものスポーツ環境の整備」が最も多く挙げられました。こどもの頃から運動習慣を身につけることは、基礎的な体力向上だけでなく、人間関係やコミュニケーション能力が育まれるなど、こどもの心身の発達のために重要です。こどもがスポーツを通して、体を動かす楽しさを実感することができる取組が求められます。
- 働き盛り世代・子育て世代（20代～50代）のうち、男女ともに40代のスポーツ実施率が、他の世代に比べて低くなりました。仕事の生産性向上や健康的なライフスタイル維持のため、気軽にスポーツに取り組むことができる機会や親子で一緒に体を動かすことのできる機会の提供が求められます。
- 60代以上の世代は、スポーツを週3回以上実施している割合が他の年代よりも高いのに対し、全くスポーツを実施していない割合も他の年代より高くなっており、二極化の傾向にあります。高齢者にとってスポーツは、健康増進やフレイル・介護予防、仲間との交流や生きがいにつながります。スポーツ実施のきっかけとなる取組とともに、スポーツの習慣化を促す取組が求められます。
- 障がいの有無にかかわらず、一緒にスポーツに親しむために区が取り組むべきこととして「一緒に参加できるプログラムやイベントの開催」が最も多く挙げられました。障がいがある人もない人も、ともに楽しめる機会を創出することは、障がいのある方の自立や社会参画につながります。誰もが楽しめるユニバーサルスポーツの普及に係る取組が求められます。
- スポーツには、「する」だけでなく、「みる」「ささえる」など多様な関わり方があります。体を動かすことが苦手な人も、スポーツを観戦し、選手・チームを応援することを楽しむ、スポーツを支える活動を楽しむなど、それぞれの楽しみ方を見つけられる機会を提供します。

本計画において、

基本目標1 『誰もがスポーツを楽しめる機会づくり』

を掲げ、対応する施策を推進します。

(2) スポーツ施設の有効活用・身近な実施場所の環境整備に向けて

- 「今後スポーツを（または、今以上に）行うために必要なこと」として、「運動・スポーツができる身近な場所」が最も多く挙げられました。スポーツが区民の生活に根差し、健康的な生活を送ることができるよう、誰もが身近な場所で、気軽にスポーツに取り組めるような環境を整備します。
- 「この1年間でスポーツを行った場所」として、「道路や遊歩道」が最も多く挙げられました。多くの方がランニングやウォーキングを遊歩道等において実施している結果だと考えられます。区民がランニング・ウォーキングに気軽に取り組める環境の充実を図り、継続した実施に繋がります。
- 「この1年間でスポーツを行った場所」として、「広場や公園」も多く挙げられ、他のスポーツ施設より高い結果となりました。区民に身近な広場や公園において、より気軽にスポーツができるような取組が求められます。
- 「スポーツに関する情報で知りたいもの」として、「スポーツができる場所・施設」が最も多く挙げられました。スポーツ施設をスポーツ実施の場としてだけでなく、スポーツを行わない人も訪れやすい地域コミュニティの場として活用し、スポーツ施設の認知率を向上させ、利用率の向上をめざす取組が求められます。

本計画において、

基本目標2 『ニーズに即したスポーツ環境の整備』

を掲げ、対応する施策を推進します。

(3) スポーツを通じた交流促進、地域の一体感の創出に向けて

- 「スポーツが社会にもたらす効果」としては、「人と人との交流」が最も多く挙げられました。スポーツが人と人とのつながりを創出し、地域の一体感や活力の醸成につながるよう、地域資源を活用したイベントによるにぎわい創出等の取組を推進します。また、スポーツに関心が薄い層もスポーツに取り組むきっかけとなるよう、他分野と連携した取組も推進します。
- 世界の主要都市とつながる羽田空港からのアクセスを活かし、スポーツを通じた国際交流を推進し、訪れる人によるにぎわいを創出、地域の活性化を図る取組を推進します。
- 本区をホームタウンとするスポーツチームや、本区ゆかりのアスリート、企業のスポーツチームなどが活躍しています。観戦や交流の機会を創出し、地域スポーツの推進を図り、地域の一体感の創出、活力の醸成を図る取組を推進します。
- 区民が主体的にスポーツ活動に取り組み、活動の輪、地域交流の輪を広げるためには、スポーツに関する情報が容易に入手できる環境が整えられていることが重要です。SNS等を活用し、スポーツに関する情報の更なる充実を図るとともに、情報を容易に入手できる環境を整備する取組を推進します。

本計画において、

基本目標3 『スポーツを通じた活力あるまちづくり』

を掲げ、対応する施策を推進します。

第3章 計画の理念・目標



1 基本理念

令和 22 年ごろ（2040 年ごろ）を目標年次とする大田区基本構想で定めた基本目標のまちの姿

『気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。』

を実現するため、本計画は、

スポーツで創る 誰もが健康でいきいき暮らせる豊かなまち

を基本理念とします。

スポーツに親しむことは、健康増進や体力向上だけでなく、こころの健康にも大きな効果をもたらし、充実感のある生活を送ることにつながります。また、スポーツを通じて地域の人々が交流を深めていくことは、人と人とのつながりを創出し、地域の一体感や活力の醸成につながります。

本計画は、基本理念に基づき、スポーツのイベントや施設を利用し、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しみ、豊かな生活を送ることができることをめざし、各取組を推進します。

また、誰もが身近な場所で、ウォーキングやランニングなどのスポーツに気軽に取り組める環境が整備され、スポーツが区民の生活に根差すことをめざし、各取組を推進します。

2 基本目標

基本理念である「スポーツで創る 誰もが健康でいきいき暮らせる豊かなまち」を実現するため、施策を展開する方向として、3つの基本目標を定め、スポーツの推進を図ります。

基本目標 1

誰もがスポーツを楽しめる機会づくり

誰もが健康でいきいき暮らせるよう、スポーツに親しみ、楽しめる機会を創出します。こどもには体を動かす楽しさにふれるきっかけづくり、働き盛り世代・子育て世代には、気軽にスポーツに親しめるきっかけづくり等、ライフステージに応じた取組を行い、継続的なスポーツの実施を推進します。

基本目標 2

ニーズに即したスポーツ環境の整備

多様化している区民のスポーツに関するニーズを把握し、適切に対応するとともに、誰もが気軽に身近な場所で、スポーツに取り組めるような環境を整備します。地域間のバランス・需要を踏まえた施設整備や、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう施設の多目的利用を推進することで、スポーツ施設の有効活用を図ります。

基本目標 3

スポーツを通じた活力あるまちづくり

スポーツを通して、人々が交流しコミュニケーションを深めることは、人と人とのつながりを生み、地域の一体感の創出や活力の醸成につながります。

スポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ関係団体、アスリート、スポーツを支える人材等との連携を推進し、地域の活性化を図ります。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">スポーツで創る 誰もが健康でいきいき暮らせる豊かなまち</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本目標 1</p> <p>誰もがスポーツを楽しめる機会づくり</p>	<p>こどものスポーツの推進</p> <p>働き盛り世代・子育て世代のスポーツの推進</p> <p>高齢者のスポーツの推進</p> <p>障がい者のスポーツの推進</p> <p>すべての区民に対するスポーツの推進</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本目標 2</p> <p>ニーズに即したスポーツ環境の整備</p>	<p>スポーツ施設の適切な管理及び整備</p> <p>スポーツ施設の多目的な活用</p> <p>身近な環境でのスポーツ促進</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本目標 3</p> <p>スポーツを通じた活力あるまちづくり</p>	<p>スポーツを通じた交流促進</p> <p>羽田空港からの利便性を活かしたスポーツによる国際交流の推進</p> <p>地域のスポーツ活動の促進</p> <p>スポーツに関する広報・情報発信の充実</p>

取組

- (1) 体を動かす楽しさを体感するきっかけづくりの推進
- (2) 体力向上を図る取組の推進 (3) 多様なスポーツを体験できる機会の充実

- (1) 働き盛り世代のスポーツ習慣化促進
- (2) 子育て世代のスポーツ参加機会の充実

- (1) スポーツをする気にさせる施策の推進
- (2) スポーツ実施を習慣化させるための事業

- (1) スポーツへの参加促進、継続的に活動できる場の充実
- (2) ユニバーサルスポーツの啓発・普及

- (1) スポーツに親しむきっかけづくり
- (2) スポーツの多様な楽しみ方を見つけられる機会づくり

- (1) スポーツ施設の適切な管理運営 (2) スポーツ施設の計画的な整備
- (3) スポーツ施設以外の公共施設の有効活用

- (1) スポーツ施設を活用した歳入確保
- (2) 地域コミュニティの場としての活用

- (1) 広場や公園などにおいて気軽にスポーツが実施できる環境づくり
- (2) ランニング・ウォーキングに取り組むきっかけづくり

- (1) スポーツを通じた賑わいの創出

- (1) スポーツによる国際交流の推進

- (1) 地域のスポーツ関係団体等との連携
- (2) 地域に密着したスポーツ活動の推進

- (1) 効果的なスポーツ情報の発信

第4章 施策の展開方針



基本目標 1 誰もがスポーツを楽しめる機会づくり

誰もが健康でいきいき暮らせるよう、スポーツに親しみ、楽しめる機会を創出します。子どもには体を動かす楽しさにふれるきっかけづくり、働き盛り世代・子育て世代には、気軽にスポーツに親しめるきっかけづくり等、ライフステージに応じた取組を行い、継続的なスポーツの実施を推進します。

1 こどものスポーツの推進

子どもにとってスポーツを楽しむことは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うだけでなく、精神的な成長にもつながります。

特に仲間や指導者との交流を通じて、コミュニケーション能力を育成し、他人に対する思いやりの心をはぐくむなど、人格形成にも大きく寄与します。

こどもの時から、体を動かす楽しさやスポーツの意義・価値を実感し、継続してスポーツに取り組む意欲をもつことができるきっかけづくりを推進します。

(1) 体を動かす楽しさを体感するきっかけづくりの推進

子どもが体を動かす楽しさ・スポーツの楽しさを体感し、将来的なスポーツの実施の習慣化へとつながる取組を推進します。

取組例	内容	所管課
保育推進連携事業(公開保育研修運動あそび)	就学前の子どもが楽しく体を動かす体験を通して、脳や全身の機能の発達を促進し、生涯にわたって健康的な生活を送るための基礎を培う取組を推進します。	保育サービス課
幼児期運動指導(運動遊び指導)リーダー保育者養成研修会	就学前から、子どもたちが運動遊びを通じて楽しく体を動かす習慣を身に付けられるよう、幼児期運動指導(運動遊び指導)リーダー保育者養成研修会を実施し、効果的な指導方法の普及と実践を進めます。	幼児教育センター

取組例	内容	所管課
保幼小連携運動遊び指導者研修	就学前から小学校まで一貫したプログラムにより運動遊び指導が実践されるよう、保育者と小学校教諭の合同研修会を実施します。	幼児教育センター
ボランティアによる乳幼児親子対象運動プログラムの実施	乳幼児親子にとって身近な児童館などの施設で、親子で気軽に参加できる親子ダンスやリトミック等の運動プログラムを実施し、こどもが体を動かす楽しさを体感できる場を提供します。	子育て支援課
地域スポーツクラブ指導者出張事業	子育て世代が集まる児童館に総合型地域スポーツクラブの指導者を派遣し、親子で参加できるスポーツプログラムを実施します。	スポーツ推進課
放課後こども教室におけるスポーツプログラムの実施	小学校の校庭や体育館等を利用し、放課後こども教室において、スポーツプログラムを実施します。	教育総務課

コラム
1

「ゲーム？スポーツ？」

「e スポーツ(e-Sports)」をご存じでしょうか。

e スポーツとは「electronic sports(エレクトロニック・スポーツ)」の略で、コンピューターゲーム上で行われる「人と人の対戦」を、「スポーツ競技」としてとらえる際の名称です。

世界各国で、様々な e スポーツの大会が開催されていて、その競技人口は1億人以上といわれています。大会はさまざまな企業の出資を受けており、プロのゲーマーたちがしのぎを削っています。

令和5年度に実施した本区のアンケート調査によると、eスポーツを「聞いたことがない」「興味関心はない」と答えた割合は約40%、「名前だけ知っている」と答えた割合は約45%でした。

区内での認知度はあまり高くありませんが、eスポーツには、体力や障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめるという特徴があります。

また、自身で考えコントローラーを操る必要のあるeスポーツは、脳への刺激が高いため、認知症予防に取り入れている自治体もあります。

令和4(2022)年のアジア競技大会において、メダル種目として e スポーツが採用されるなど、今後、様々な分野において、発展する可能性があります。



(2) 体力向上を図る取組の推進

こどもたちが体育の授業などを通して、スポーツや運動に対する苦手意識を持たず、生涯にわたってスポーツに親しむ態度をはぐくめるような取組を推進します。

取組例	内容	所管課
体力調査結果の分析による体育授業の改善	体力調査結果を分析し、児童・生徒の体力・運動能力の向上への意欲を高めるために体育授業の改善に取り組みます。 また、体力調査結果データの統計的分析を行い、体力・運動能力の向上に係る施策等の成果と課題を検証し、改善に取り組みます。	指導課
楽しい運動習慣の確立	小学校体育の授業において、運動への苦手意識をなくすため、体育指導補助員を配置し、運動習慣の定着を図ります。 また、模範的な動きや自分の動きをタブレット端末により確かめ、運動やスポーツを楽しむ態度を育てます。	指導課
中学校陸上競技大会	区立中学校の代表生徒による陸上競技大会を実施し、日々の運動の成果の発表の場とするとともに、運動を通じた生徒の健康づくり・体力づくりを推進します。	指導課
体育・健康教育授業地区公開講座	小学校の体育・健康教育の授業公開や運動・健康に関する講演会や懇談会を実施することで、児童の体力向上について考える機会とするとともに、保護者や地域住民への啓発を行います。	指導課
夏休みこども体育塾	運動が苦手な小学生を対象に夏休み期間中に「体育塾」を開講、運動のポイントやコツを集中的に学ぶことで、身体を動かすことの楽しさや達成感を味わう喜びを体感してもらいます。	スポーツ協会

(3) 多様なスポーツを体験できる機会の充実

こどもたちの多様な体験機会確保のため、競技スポーツの枠組みだけではなく、個々の運動能力、体力、嗜好に合わせ、様々なスポーツに触れることのできる機会の提供等の取組を推進します。

取組例	内容	所管課
社会教育関係団体の紹介	学習・文化・スポーツなど、社会教育に関する活動を目的とした団体の情報を集約し、紹介します。	地域力推進課
放課後こども教室におけるスポーツプログラムの実施(再掲)	小学校の校庭や体育館等を利用し、放課後こども教室において、スポーツプログラムを実施します。	教育総務課
スポーツ推進事業	スポーツ推進委員を指導者とし、区民に身近な地域単位で、ポッチャ、モルックをはじめ様々なスポーツのイベントを開催し、気軽にスポーツに親しむ機会を提供します。	スポーツ推進課
総合型地域スポーツクラブの紹介	学校や地域へのチラシ配布、ホームページ等を活用し、総合型地域スポーツクラブの活動を紹介します。	スポーツ推進課
部活動の地域連携・地域移行に向けた取組	関係者による検討会及びモデル事業を実施し、受益者負担、指導者の確保など課題を整理し、取組方針を定めます。 学校部活動に地域の人材を活用することにより、各校の実態に応じた部活動の地域連携を推進します。	指導課 スポーツ推進課
スポーツバイキング	小学生から高齢者まで、世代を超えて交流しながら数種類のスポーツ競技を順に親しんでもらい、スポーツに取り組むきっかけ作りの機会とするものです。普段、あまり触れることがないスポーツ種目を盛り込み、指導者からルールや競技方法を伝え併せてスポーツの普及を図ります。	スポーツ協会
スポーツきっかけ教室	スポーツ未経験者や初心者がスポーツの基礎を学び、楽しいスポーツと出会い、スポーツ習慣を身につけることで生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを推進します。	スポーツ協会

2 働き盛り世代・子育て世代のスポーツの推進

働き盛り世代・子育て世代のうち、男女ともに40代においては、仕事、家事、育児などに時間を取られるため、他の世代に比べてスポーツ実施率が相対的に低くなっています。

スポーツには身体面だけでなく、ストレス軽減等の精神的な効能も認められます。仕事の生産性向上や健康的なライフスタイル維持のため、気軽に実施できるスポーツ機会の提供などの取組を推進します。

(1) 働き盛り世代のスポーツ習慣化促進

働き盛り世代が健康的でいきいきと日常生活を過ごすことができるよう、気軽にスポーツを実施できるきっかけづくりを推進します。また、継続的なスポーツ実施のため、日常生活の中で楽しみながらスポーツを実施する機会を提供します。

取組例	内容	所管課
地域スポーツクラブ指導者出張事業(再掲)	スポーツ実施率が低いビジネスパーソンが在籍する企業に総合型地域スポーツクラブの指導者を派遣し、様々なスポーツプログラムを実施することで、体を動かす機会を提供します。	スポーツ推進課
スポーツ施設の個人開放	大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場などを個人開放し、1人でも気軽にスポーツ施設を利用できる機会を提供します。	スポーツ推進課
健康ポイントアプリの活用	18歳以上の区内在住・在勤の方を対象に、スマートフォンアプリでウォーキング歩数や健康関連イベントへの参加など健康づくりの取組をポイント化し、インセンティブを提供することで個人の健康づくり活動を喚起して、区民の健康増進及び健康寿命の延伸に繋がります。	健康づくり課



(2) 子育て世代のスポーツ参加機会の充実

親子が一緒に参加して、コミュニケーションを取りながら、スポーツを楽しむ機会の充実を図ります。また、子育て中の親が安心して子どもを預けられ、一人でもスポーツを楽しめ、リフレッシュできるような機会を創出し、継続的なスポーツ実施に繋がります。

取組例	内容	所管課
ランニング大会の開催	親子で参加できる種目「ファミリーラン」を実施し、子育て世代も気軽にランニングを楽しめる機会を提供します。また、会場内にスポーツの体験会をサブイベントとして実施し、親子でスポーツを楽しめる場を提供します。	スポーツ推進課
区民スポーツまつり	親子で体験できるテニス教室などのプログラムを実施し、子どもと一緒に参加できるスポーツの機会を提供します。 子育て世代をターゲットとしたプログラムに参加する際、子どもを預けられ一人でも参加できるよう、託児場所などの設置を検討します。	スポーツ推進課
スポーツ情報紙『SPOOTA!』の発行	スポーツ実施率の低い働き盛り・子育て世代をメインターゲットとし、自宅等で気軽にできるストレッチ等の紹介や本区内のスポーツに関する情報を掲載した情報紙「SPOOTA!」を発行します。 また、YouTubeやInstagramなどでも動画を配信します。	スポーツ推進課
親子で参加できる運動プログラムの実施	大田区総合体育館や大森スポーツセンターにおいて、親子で参加できる運動プログラムを実施します。	スポーツ推進課



3 高齢者のスポーツの推進

高齢者にとってスポーツは、身体機能の維持・増進の他、精神的にもストレス解消や認知機能低下を予防する効果があります。また、仲間とふれあいながらスポーツを楽しむことで、充実感、生きがいを感じられるようになります。

スポーツを実施している高齢者に対しては更なる習慣化のため継続して実施できるスポーツ施策、スポーツを実施していない高齢者に対しては、スポーツ実施のきっかけづくりとなる施策を推進します。

(1) スポーツをする気にさせる施策の推進

高齢者でも無理なく実施できるスポーツプログラムの活用・普及を図り、健康増進やフレイル・介護予防に繋がります。

取組例	内容	所管課
おおたフレイル予防事業	フレイル予防講座を実施し、予防に重要な三要素「運動、栄養、社会参加」の普及啓発を図ります。地域でのグループ活動などにも取り入れられるよう、実践しやすい体操を体験し、学ぶことで運動の機会の確保、社会参加を支援します。	高齢福祉課
区民スポーツまつり(再掲)	体力測定や健康相談、体力に自信がない方でも参加しやすいスポーツプログラムなどを実施し、世代を越えたふれあいと、健康・体力づくりのきっかけとなる機会を提供します。	スポーツ推進課

2

「健康であり続けたい」

スポーツ・運動を行うきっかけは、人それぞれですが、年齢を重ねるほど多くなる理由としては、健康であり続けたい、というものではないでしょうか。

「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023(厚生労働省)」によると、身体活動・運動の量が多い者は、少ない者と比較してがん、心疾患、循環器病、認知症などの発症・罹患リスクが低いことが報告されています。

また、スポーツ・運動を行うことが、ストレス解消につながり、メンタルヘルスの予防としても有効、健康的な体型を維持することで、「自分ならできる」という自己効力感が高まるとされ、身体的だけでなく、精神面、心理面などにもいい影響が出るとされています。

ただ、健康のためと思うとなかなか長続きしないものです。

健康をきっかけとして、スポーツそのものを楽しみを見つけ、無理せず行うことが継続したスポーツ習慣につながります。スポーツを行い、結果的に健康を維持できている、という状況が理想ではないでしょうか。

(2) スポーツ実施を習慣化させるための事業

高齢者の身近なコミュニティにおいて、気軽にできるスポーツの実施を促すとともに、スポーツの効果を感じながら、生涯スポーツを楽しめる施策を推進します。

取組例	内容	所管課
一般介護予防事業	身近な場所で自身の体力に合わせた定期的な運動ができるよう、区施設等で運動強度の異なる様々な体操教室を実施し、高齢者の継続的な運動の機会を確保します。	高齢福祉課
シニアステーション事業の推進	高齢者の元気維持から介護が必要になった時までの切れ目のない支援を提供し、ヨガ・介護予防体操等のスペシャリストによる様々な講座を開催します。	高齢福祉課
健康ポイントアプリの活用(再掲)	18歳以上の区内在住・在勤の方を対象に、スマートフォンアプリでウォーキング歩数や健康関連イベントへの参加など健康づくりの取組をポイント化し、インセンティブを提供することで個人の健康づくり活動を喚起して、区民の健康増進及び健康寿命の延伸に繋がります。	健康づくり課



一般介護予防事業



シニアステーション事業

4 障がい者のスポーツの推進

スポーツ活動は、健康の維持・増進だけではなく、感性を刺激し、精神的な充足をもたらします。障がいを持つ人にとっては、自立や社会参画につながる可能性もあります。障がいのある方もない方もともに楽しめるスポーツのあり方を普及させ、誰もがスポーツを楽しめ、地域とつながることができる環境づくりを進めます。

(1) スポーツへの参加促進、継続的に活動できる場の充実

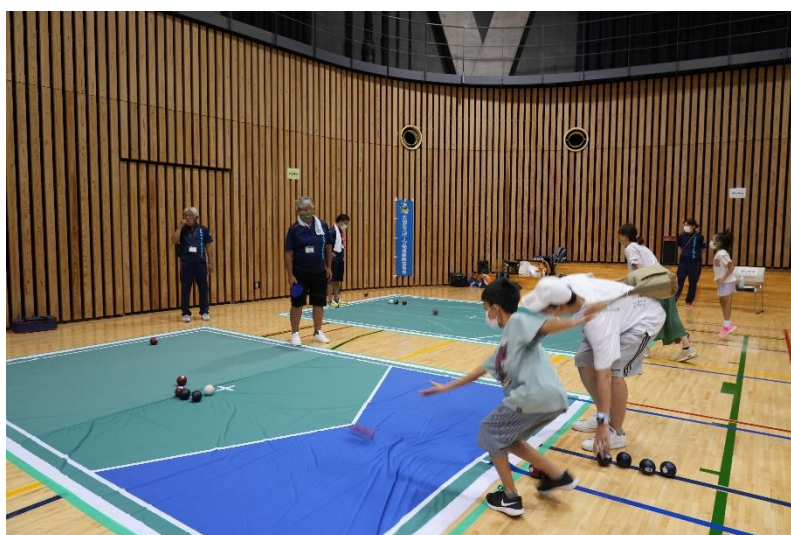
障がいのある方にとって、日常的・継続的にスポーツを楽しめる機会があることは、多様な社会参画の機会の確保につながります。活動機会の創出や情報提供等を通して、障がいのある方がスポーツを楽しめる機会の充実を図ります。

取組例	内容	所管課
障がい者スポーツ教室	障がいのある方を対象に、ユニバーサルスポーツを中心としたスポーツ教室を実施し、スポーツに親しむ機会を提供します。	スポーツ推進課
障がい者スポーツ指導者養成講習会	障がいのある方が安全に楽しくスポーツに取り組むことができるよう、障がい者スポーツ教室の意義と指導方法について学ぶための講習会を実施します。	スポーツ推進課
区立小学校特別支援学級連合運動会	特別支援学級に在籍するこどもたちが一体となっていく連合運動会の実施を通じて、スポーツを楽しむ機会の充実を図るとともに、準備体操やアナウンスなど運動会の運営に関与することにより、こどもたちの自立に繋がります。	指導課
区立中学校特別支援学級連合スポーツ大会	障がいの種類・特性などに応じたチーム編成やルール設定などを行い、生徒一人ひとりが活躍できる場面を設け、スポーツを楽しむことができる、区立中学校特別支援学級の連合スポーツ大会を実施します。	指導課

(2) ユニバーサルスポーツの啓発・普及

障がいがある人もない人もともに楽しめるユニバーサルスポーツの普及に取り組めます。誰もが参加できるユニバーサルスポーツイベントを通して、障がい者理解を深めることに繋がります。

取組例	内容	所管課
ボッチャ交流大会等の実施	区内各地区において、ボッチャ交流大会・体験会を実施し、ユニバーサルスポーツへの興味・関心を高める機会を提供します。	スポーツ推進課
民間商業施設と連携した普及	区内のショッピング施設等でボッチャ等の体験会を実施し、スポーツに興味のない人でも、気軽にユニバーサルスポーツに親しむ機会を提供します。	スポーツ推進課
スポーツ推進事業(再掲)	スポーツ推進委員を指導者とし、区民に身近な地域単位で、ボッチャ、モルックをはじめ様々なスポーツのイベントを開催し、気軽にスポーツに親しむ機会を提供します。	スポーツ推進課
ボッチャ体験等・各種講座	障がいがある人もない人もともに楽しめるボッチャ体験等を通し、交流のきっかけを作り、地域における障がいへの理解と啓発に繋がります。	障がい者総合サポートセンター



スポーツ推進事業

5 すべての区民に対するスポーツの推進

生涯にわたって健やかで豊かな生活を送ることができるよう、全ての区民に対して、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことのできる施策を推進します。

スポーツを実施するだけでなく、スポーツを「みる」「きさえる」楽しさを感じ、日常生活の中で自然にスポーツに親しみることができるような施策を推進します。

(1) スポーツに親しむきっかけづくり

スポーツには、日常の中で楽しんで実施する身体活動も含まれます。歩くこと、散歩も目的をもって楽しく体を動かせばウォーキングとしてスポーツとなります。スポーツはアスリートのものだけでなく、身近なものであると認識できるよう、スポーツに親しむきっかけづくりとしての施策を推進します。

取組例	内容	所管課
区民スポーツまつり(再掲)	体力測定や卓球教室などの様々なプログラムを開催することで、世代を越えたふれあいと、健康・体力づくりのきっかけとなる機会を提供します。	スポーツ推進課
OTAウォーキング	日常生活に直結した、もっとも身近な運動である「歩くこと」を奨励するため、ウォーキングイベントを開催し、区民のスポーツへの興味・関心を高める機会を提供します。	スポーツ推進課
区民スポーツ大会	(公財)大田区スポーツ協会及び当該加盟団体と連携して各種スポーツ大会を実施し、区民が日頃の練習の成果を発表するとともに、選手同士が交流する場を提供します。	スポーツ推進課
ランニング大会の開催(再掲)	ファンランや競技性の高い種目など、こどもから大人まで幅広い世代が気軽に参加し、ランニングを始めのきっかけや継続する動機づけとなるよう、ランニング大会を開催します。また、家族や友人等、応援に来た人もスポーツを楽しめるよう、各種スポーツの体験会をサブイベントとして実施します。	スポーツ推進課

(2) スポーツの多様な楽しみ方を見つけられる機会づくり

スポーツには、「する」だけでなく、「みる」「ささえる」など多様な関わり方があります。体を動かすことが苦手な人も、スポーツを観戦し、選手・チームを応援することを楽しむ、スポーツを支える活動を楽しむなど、それぞれの楽しみ方を見つけられる機会を提供します。

取組例	内容	所管課
プロスポーツ観戦機会の提供	スポーツを「みる」ことで、応援する楽しさを実感するだけでなく、スポーツを「する」「ささえる」行動につながるよう、区内を拠点に活動するプロスポーツチームや民間企業等と連携し、プロスポーツの観戦機会を提供します。	スポーツ推進課
トップレベルのスポーツ大会の誘致	大田区総合体育館や大田スタジアムなど身近な場所でトップレベルのスポーツを観戦する機会を提供できるようスポーツ大会の誘致を図ります。	スポーツ推進課
スポーツボランティアの活動の場の充実	「ささえる」スポーツの楽しみを感じられるよう、スポーツボランティア活動の場の充実を図ります。区主催のランニング大会において、スポーツボランティアに対し協力スタッフを募り、区民がスポーツを支える活動に携われる機会を創出します。また、継続して活動できるよう、各種大会のボランティア募集について情報提供を行います。	スポーツ推進課



©東京羽田ヴィッキーズ

基本目標2 ニーズに即したスポーツ環境の整備

多様化している区民のスポーツに関するニーズを把握し、適切に対応するとともに、誰もが気軽に身近な場所で、スポーツに取り組めるような環境を整備します。地域間のバランス・需要を踏まえた施設整備や、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう施設の多目的利用を推進することで、スポーツ施設の有効活用を図ります。

1 スポーツ施設の適切な管理及び整備

誰もが安心してスポーツを実施するためには、区内スポーツ施設の適切な管理運営が欠かせません。屋内・屋外スポーツ施設の計画的な維持・管理・運営を行い、施設の充実に努めます。

(1) スポーツ施設の適切な管理運営

区民のスポーツ活動の拠点となる大田区総合体育館、大田スタジアム、大森スポーツセンターをはじめ、公園内の野球場やテニスコート、文化センター体育室などのスポーツ施設の適切な維持管理運営を行い、より多くの区民の利用を促します。

取組例	内容	所管課
スポーツ施設の管理運営	区民に良質な「する」「みる」「ささえる」スポーツの機会を提供できるよう、スポーツ施設の管理運営を行います。また、適切な維持管理運営を行うことで、区民が安心して活動できる環境を整えます。	スポーツ推進課
公園スポーツ施設の管理運営	公園・緑地内のスポーツ施設である野球場、サッカー場、テニスコート、弓道・アーチェリー場、多目的スポーツ場などの施設を区民が安心して利用できるよう、適切な維持管理運営を行います。	公園課
文化センター体育施設の管理運営	文化センターの体育室を区民が安心して利用できるよう、適切な維持管理運営を行います。	地域力推進課

(2) スポーツ施設の計画的な整備

障がいがある方も含め、より多くの区民が利用しやすいよう、計画的にスポーツ施設の整備を行います。また、区民ニーズを踏まえつつ、必要性の高いスポーツ施設の整備を検討します。

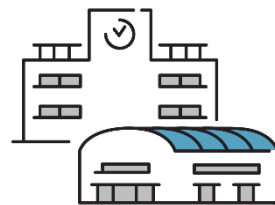
取組例	内容	所管課
スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の検討	年齢や性別等に関係なく、誰もが利用しやすく、スポーツに親しめるよう、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を検討します。	スポーツ推進課
将来的な需要を見据えたスポーツ施設の検討	スポーツ施設が他地区に比べて少ない調布地区への施設整備に向けて検討します。また、現在公設の施設がない武道場などについて、将来的な需要を見据えつつ、整備を検討します。	スポーツ推進課
(仮称)羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備・運営事業	羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園については、「気軽にスポーツができる環境づくり」や、「スポーツ広場として、多様な利用者が楽しめる機能を設けること」を実現するため、整備・運営事業者からの提案をもとに整備を進めます。	空港まちづくり課



(3) スポーツ施設以外の公共施設の有効活用

区内には、大田区総合体育館などのスポーツ関連施設のほかに、区立学校施設の校庭・体育館などスポーツを実施できる公共施設があります。これらを有効活用し、区民がスポーツ活動を行える場所の充実に努めます。

取組例	内容	所管課
学校体育施設開放	区民のスポーツ活動の場として、学校教育に支障のない範囲で、区立小中学校の校庭や体育館などを開放します。	教育総務課



コラム
3

「礼に始まり礼に終わる」

柔道、空手、剣道、弓道、合気道などの日本武道、今や愛好家は日本のみならず世界に広がっています。

柔道でいうと、令和6年現在フランスの柔道人口は約53万人(日本は約12万人)おり、オリンピックで個人3個の金メダルを獲得したテディ・リネール選手は、フランス国内で大変な人気を誇ります。

フランスでは、勝敗以上に「集中力を付けたい」「礼儀正しくなりたい」という理由で始める人が多いようです。

「礼に始まり礼に終わる」と言われる通り、武道は礼節がとても重要となります。武道を学んでいくことで礼儀正しさが身につくだけでなく、相手への思いやりや、黙々と修練を継続する忍耐強さなども身に付けることができます。

他のスポーツでも、試合前の握手や試合後に健闘を称え合う行為は、相手を尊重する心の現れであり、スポーツマンシップの基本です。

スポーツにおける礼節は、勝敗を競うだけでなく、人間としての成長を促し、豊かな社会を築くための重要な要素であり、現代社会において注目すべき価値を持っています。

2 スポーツ施設の多目的な活用

スポーツ施設をスポーツ実施の場としてだけでなく、施設を活用した歳入確保やスポーツを行わない人も訪れやすい地域コミュニティの場として活用します。

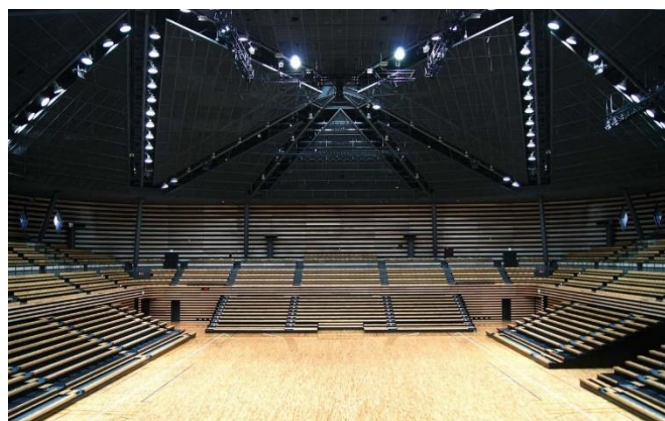
(1) スポーツ施設を活用した歳入確保

施設を活用した広告掲出やネーミングライツを実施することで、財源の確保を図ります。

取組例	内容	所管課
ネーミングライツの実施	ネーミングライツ(命名権)の導入を検討し、安定的な歳入確保や本区及び本区施設のイメージアップを図り、施設整備の充実や施設サービスの向上をめざします。	スポーツ推進課
広告掲載事業	「するスポーツ、みるスポーツ」の双方で楽しめるスポーツ施設を有効活用し、広告掲載事業を実施し、安定的な歳入確保に繋がります。	スポーツ推進課



大田スタジアム



大田区総合体育館

(2) 地域コミュニティの場としての活用

スポーツ施設に対する多様なニーズを把握し、スポーツに限らず、様々な用途での施設活用を推進し、地域コミュニティの場としての活用を図ります。

取組例	内容	所管課
施設の多目的利用	多様なニーズに配慮した施設運営をめざし、スポーツ施設を多目的に利用できるよう、運営ルールの見直しや、施設の機能充実を図ります。	スポーツ推進課
交流の場としての活用	スポーツを行わない人にも気軽に施設を訪れてもらえるよう、涼み所として開放するなど、地域コミュニティの場としてスポーツ施設の活用を図ります。	スポーツ推進課

コラム
4

「新しい時代のスポーツ観」

大がかりな施設を必要とせず、公園などで気軽に行えるアーバンスポーツ(urban sports)は、従来から若者の間で人気がありましたが、東京 2020 オリンピック大会において、日本人選手がスケートボード競技で金メダルを獲得したことにより、一気に注目度があがりました。

アーバンスポーツは、順位を争うことよりも自らが楽しみ、仲間や見ている人たちと一体となって楽しむことが優先されます。

オリンピック中継においても、純粋に競技を楽しみ、選手がお互いをたたえ合い、称賛する姿は、これまでにないスポーツ観を広めました。

アーバンスポーツの主な種目としては、スケートボード、BMX、ボルダリング、パルクール、ブレイクダンスなどがあり、東京 2020 オリンピック大会以降、パルクールなど一般的に馴染みの薄かった競技もメディアなどで取り上げられることが増え、こどもの運動習慣づくりのためパルクールを活用しようとする自治体もあります。

アーバンスポーツの認知度向上により、新たな種目が誕生する可能性もあります。

今後は、若者だけでなく、年齢、性別に関係なく楽しめるアーバンスポーツを通じて、世代間の交流を促進するなど、地域活性化という点においても期待されるスポーツです。



3 身近な環境でのスポーツ促進

本区のアンケート調査「今後、スポーツを行う（または、今以上に行う）ために必要なこと」という設問に対し、「スポーツができる身近な場所」が最も多い回答となりました。誰もが身近な場所で、気軽にスポーツに取り組めるような環境を整備します。

（1）広場や公園などにおいて気軽にスポーツが実施できる環境づくり

アンケート調査において、「この1年間でスポーツを行った場所」として「広場や公園」が約20%を占め、他のスポーツ施設より高い結果となりました。広場や公園、また区施設や民間商業施設のオープンスペースを活用し、気軽にスポーツができるよう、身近にスポーツができる環境づくりを図ります。

取組例	内容	所管課
いきいき健康公園づくり	身近な公園に健康遊具を設置し、気軽にエクササイズできる場を創出し、健康増進を図ります。	公園課
ビーチスポーツ体験	大森ふるさとの浜辺公園のビーチバレー場や浜辺エリアを活用し、ビーチスポーツ体験会等を実施します。	スポーツ推進課
羽田地区六間堀緑地整備	ボール遊びができる広場の整備により、子どもたちが身近にスポーツに親しめる空間を創出します。	公園課
オープンスペースの活用	体操など気軽にできるスポーツを身近な場所で行えるよう、オープンスペースの活用を図ります。	スポーツ推進課

(2) ランニング・ウォーキングに取り組むきっかけづくり

アンケート調査において、直近の1年間で実施したスポーツで最も多いのがウォーキングとなりました。ランニングやウォーキングは日常生活において気軽に取り組むことができるスポーツです。区民がランニング・ウォーキングに取り組むきっかけをつくり、継続した実施に繋がります。

取組例	内容	所管課
ランニングステーション・コースの整備	朝活や仕事帰りなど、ライフスタイルに合わせ、気軽にランニングを楽しむことができるよう設置した大森スポーツセンター内のランニングステーションの活用や、公園を活用したランニングコースをホームページ等で紹介し、日常的なランニングへの取組を推進します。	スポーツ推進課
ランニング大会の開催(再掲)	ファンランや競技性の高い種目など、こどもから大人まで幅広い世代が気軽に参加し、ランニングを始めるきっかけや継続する動機づけとなるよう、ランニング大会を開催します。また、家族や友人等、応援に来た人もスポーツを楽しめるよう、各種スポーツの体験会をサブイベントとして実施します。	スポーツ推進課
OTAウォーキング(再掲)	日常生活に直結した、もっとも身近な運動である「歩くこと」を奨励するため、ウォーキングイベントを開催し、区民のスポーツへの興味・関心を高める機会を提供します。	スポーツ推進課



おおたランニングフェスティバル

基本目標3 スポーツを通じた活力あるまちづくり

スポーツを通して、人々が交流しコミュニケーションを深めることは、人と人とのつながりを生み、地域の一体感の創出や活力の醸成につながります。

スポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ関係団体、アスリート、スポーツを支える人材等との連携を推進し、地域の活性化を図ります。

1 スポーツを通じた交流促進

スポーツは、年齢や性別、国籍を問わず多様な人々の交流促進に重要な役割を担っています。スポーツイベントの開催を通じて人々がふれあい、交流を深めることのできる環境づくりを進めます。

(1) スポーツを通じた賑わいの創出

地元企業や地域団体等と連携し、スポーツイベントを盛り上げるとともに、子どもから大人まで幅広い世代の人々が交流できる機会を創出します。

取組例	内容	所管課
ランニング大会の開催 (再掲)	ランニング大会を盛り上げるため、応援ステージにおいて、地域の関係団体等の協力を得て、演奏や演技等を行うほか、サブイベントとしてスポーツの体験会を実施します。また、区内事業者を中心としてキッチンカーを出店し、人々が交流できる機会を提供します。	スポーツ推進課
民間事業者等と連携した イベント実施	本区内の民間企業やスポーツ関係団体等と連携し、本区の魅力をPRするとともに、スポーツを通じた交流促進を図り、地域のにぎわいの創出に繋がります。また、多くの人が集まる商業施設等の身近な場所でイベントを行い、スポーツへの関心を高めます。	スポーツ推進課
ふるさと納税を活用した 観戦機会の提供	地元スポーツチームの観戦及び選手とのふれあいなどを本区のふるさと納税の返礼品とすることで、本区外からスポーツ観戦に訪れる人を増やし、周辺地域の活性化を図ります。	スポーツ推進課

取組例	内容	所管課
ラジオ体操を通じた交流の促進	全国ラジオ体操連盟公認指導員として地域で活動するための技能や心構えを習得するラジオ体操指導者養成講習会を実施し、指導者を養成することで、ラジオ体操を通じた、地域住民の相互交流の機会を創出します。	スポーツ推進課

コラム
5

「スポーツって楽しい！」

「誰もがスポーツを楽しむ」ため、近年、高齢者や子ども、体力に自信がない人も一緒に楽しめる「アダプテッド・スポーツ」が注目されています。

パラスポーツとの違いは、パラスポーツは、障がいのある人々ができるだけ公平な条件のもと競技できるよう、障がいの特性に合わせてルールや設備・用具が調整される一方、アダプテッド・スポーツは、障がいの有無を問わず、さまざまな能力を持つ人々が参加できるよう、個々のニーズに応じてルールや使用する器具を柔軟に調整します。

アダプテッド・スポーツの例としては、「風船バレーボール」「ファミリーバドミントン」「ショートテニス」などがあります。

アダプテッド・スポーツではすべての人が参加しやすい環境を提供することが重視されるので、その場でルール変更を行うなど、柔軟な対応が可能です。

アダプテッド・スポーツを通じて成功体験を重ねることで、スポーツを楽しむ気持ちが生まれれば、継続的なスポーツ実施に繋がることが期待できます。

誰もがスポーツに親しむための重要な考え方として、注目されています。



2 羽田空港からの利便性を活かしたスポーツによる国際交流の推進

世界中の人々を歓迎する「国際都市おおた」として、羽田空港からのアクセスを活かし、スポーツを通じた国際交流を推進します。国内外からスポーツイベント等を目的とし訪れる人によるにぎわいの創出、地域の活性化を促進します。

(1) スポーツによる国際交流の推進

世界の主要都市とつながる羽田空港を擁する国際性豊かな本区の特徴を活かし、国際スポーツ大会を盛り上げ、区民が国内外の人と交流する機会を創出し、スポーツを通じた地域の活性化を推進します。

取組例	内容	所管課
国際スポーツ大会の機運醸成	東京 2025 デフリンピックをはじめとした、本区内で開催される国際スポーツ大会の競技観戦や選手応援につながる情報を積極的に発信することで、大会への関心を高めます。	スポーツ推進課
国際的なスポーツ大会の開催支援	本区のスポーツ資源を活用し、国際的なスポーツ大会の開催を支援します。国際スポーツ大会を契機に、周辺観光や飲食宿泊、交流人口の拡大など地域の経済活性化に繋げるとともに、国際交流の機会を創出し、スポーツの振興、共生社会の理解促進を図ります。	スポーツ推進課
国際都市おおた大使による交流の推進	区内在住・在勤等、本区にゆかりのある外国籍の方を「国際都市おおた大使」として委嘱し、スポーツ大会やイベントに参加して交流するほか、その魅力をSNS等により、本区内外へ情報発信します。	地域力推進課



3 地域のスポーツ活動の促進

地域のスポーツ関係団体や地元プロスポーツチーム、民間企業などと連携し、地域スポーツ活動を推進することで、世代間の交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

(1) 地域のスポーツ関係団体等との連携

地域のスポーツ関係団体には、行政と連携・協働し、地域スポーツ活動の活性化などの役割が期待されています。スポーツ関係団体とより一層の連携を図り、地域のつながりをはぐくみます。

取組例	内容	所管課
大田区スポーツ協会との連携	本区が実施する区民大会や区民スポーツまつり等の事業をスポーツ協会と連携して、実施します。 また、スポーツ協会の専門性を活かして行う各種スポーツ教室などの実施を支援します。 大森スポーツセンター・大田スタジアムの管理運営を連携して行います。	スポーツ推進課
スポーツ推進委員との連携	本区が実施する OTA ウォーキング、区民スポーツまつり等の事業を、スポーツ推進委員と連携・協力し、実施します。 また、幅広い地域での活動について支援し、地域における区民のスポーツに対する理解を深め、地域のスポーツ推進を図ります。	スポーツ推進課
総合型地域スポーツクラブとの連携・活動支援	総合型地域スポーツクラブに対し、啓発や活動場所の提供等を通じて支援します。 活動に係る実技又は講義のための講師派遣や、指導力及び運営能力の向上を目的とした指導者養成講習会の実施など、運営の担い手となる人材の育成に向けた支援を行います。	スポーツ推進課

(2) 地域に密着したスポーツ活動の推進

本区独自の取組を実施するとともに、地元プロスポーツチーム、アスリート等を身近に感じることで、地域への誇りと愛着を創出し、地域の一体感や活力の醸成を図ります。

取組例	内容	所管課
スポーツボランティアの活動の場の充実(再掲)	「ささえる」スポーツの楽しみを感じられるよう、スポーツボランティア活動の場の充実を図ります。本区主催のランニング大会において、スポーツボランティアに対し協力スタッフを募り、区民がスポーツを支える活動に携われる機会を創出します。また、継続して活動できるよう、各種大会のボランティア募集について情報提供を行います。	スポーツ推進課
大田っ子体操の普及	こどもが楽しく、年配の方が気持ちよく、単調にならず覚えやすい動きを取り入れた「大田っ子体操」の普及を図ります。本区独自の準備体操として、各スポーツイベントにおいて実施することで、区・地域の一体感を創出します。	スポーツ推進課
地元プロスポーツチームとの連携	連携協定を締結している女子バスケットボールチームの東京羽田ヴィッキーズと、協定に基づく連携を進めます。また、本区内の施設で活動する他のプロスポーツチームとも連携を図り、区民のスポーツ活動の活性化を図ります。	スポーツ推進課
アスリートとの連携	本区にゆかりがあるアスリート等を区立小中学校、スポーツイベント等に招き、競技の体験会などを行い、競技への関心を高めるとともに、スポーツの楽しさを伝えます。	スポーツ推進課
民間企業との連携	包括連携協定等に基づき、民間企業が有する資源や人材を活用し、地域スポーツの普及・振興と地域社会の発展に取り組みます。	スポーツ推進課

4 スポーツに関する広報・情報発信の充実

区民が主体的にスポーツ活動に取り組み、活動の輪を広げるためには、スポーツに関する情報を容易に入手できる環境を整備することが重要です。区民がスポーツに興味・関心が持てるよう、ICTの活用や効果的な広報活動を行い、スポーツに関する情報発信の充実を図ります。

(1) 効果的なスポーツ情報の発信

関係部局と連携し、区報や本区ホームページなどのデジタルメディアを活用し、スポーツに関する情報を幅広く発信することで、自宅にいても気軽にスポーツに取り組めるような環境づくりを行います。

取組例	内容	所管課
スポーツ情報紙『SPOOTA!』の発行(再掲)	スポーツ実施率の低い働き盛り・子育て世代をメインターゲットとし、自宅等で気軽にできるストレッチ等の紹介や本区内のスポーツに関する情報を掲載した情報紙「SPOOTA!」を発行します。 また、YouTubeやInstagramなどでも動画を配信します。	スポーツ推進課
本区シティプロモーションサイトにおけるスポーツ情報の発信	おすすめのウォーキングコース、スポーツを楽しめるスポット、スポーツイベントの紹介など、区民には地域への愛着と誇りを、区外在住者には区の魅力を感じてもらえるよう、情報を発信します。	広聴広報課
スポーツ施設マップ等の配布	目的にあったスポーツ施設を見つけられるよう、本区内のスポーツ施設や健康遊具がある公園、健康ウォーキングコース等を紹介するスポーツ施設マップを配布します。	スポーツ推進課



第5章 計画の推進



1 推進体制

本計画の基本理念の実現に向け、大田区スポーツ協会などの各主体と本区が連携を図り、各施策・取組を着実に推進します。

各主体に期待される役割は次のとおりです。

(1) 大田区

本計画の推進主体として、スポーツに関する施策及び計画を立案し、関係各部署及び民間事業者を含む区内の多様な主体と連携を図り、本計画に定める施策・取組を着実に推進します。

(2) 大田区スポーツ協会

高い専門性と柔軟性・機動性を活かし、区からの受託事業を含む積極的な事業の実施が期待されます。

また、専門性の向上のため、専門人材の採用・育成に努めていくことも期待されます。引き続き、区や様々な主体と連携し、本区のスポーツ振興をリードしていく役割が期待されます。

(3) 区内スポーツ関係団体等

① 大田区スポーツ推進委員

地域におけるスポーツ推進の担い手として、区、小中学校、民間企業などと連携を図り、多くの区民がスポーツに親しむ機会の充実に貢献することが期待されます。

② 総合型地域スポーツクラブ

区民のスポーツ実施のきっかけづくりとともに、幅広い世代の区民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる継続的なスポーツ活動の場を提供することで、区民の交流拠点としての役割が期待されます。

③ おおたスポーツコミッション

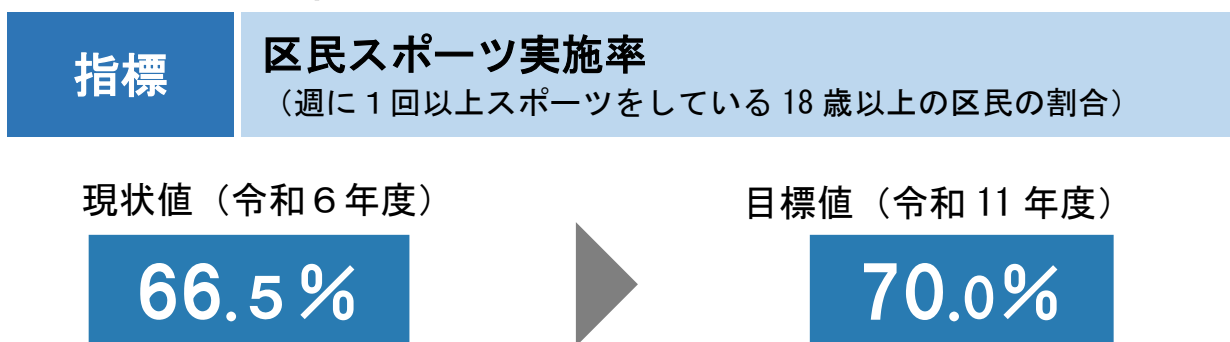
スポーツを軸とした街づくりと地域の活性化に寄与するため、区内にあるスポーツ資源や関連団体を繋ぎ、事業を推進する役割が期待されます。

2 進行管理

本計画は、以下のとおり成果指標を掲げ、施策・取組の進捗状況を把握します。進捗状況を確認の上、各部署が連携できる体制を構築し、本計画の実現に向け、着実な進行管理を図ります。

各目標値については、達成度合いを毎年度確認し、社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化を考慮の上、必要に応じて、目標値または新たな指標の設定など見直しを図ります。

本計画における指標



各目標における指標

基本目標	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	直近1年間でスポーツを行わなかった区民の割合	10.4%	7%
2	区のスポーツ環境に対する満足度	22.5%	26%
3	スポーツが地域の活性化に役立っていると思う区民の割合	—	30%

関連資料



1 大田区スポーツ推進審議会委員名簿

※五十音順、敬称略

	氏名	所属等
会長	野川 春夫	公益財団法人日本スポーツクラブ協会理事長 順天堂大学名誉教授
副会長	桑田 健秀	NPO 法人地域総合スポーツ倶楽部 ピボットフット理事長
委員	相佐 光慶	大田区立大森第十中学校長
委員	池亀 富士雄	大田区スポーツ協会理事・大田区スポーツ少年団 本部長
委員	伊藤 晋一郎※1	大田区スポーツ推進委員協議会会長
委員	窪寺 雄一郎	大田区立山王小学校長
委員	上代 圭子※1	大田区スポーツ協会代表理事 東京国際大学人間社会学部准教授
委員	白鳥 勝浩※3	株式会社カブトスポーツ事業部事業部長 元ビーチバレー日本代表
委員	清野 諭※2	元東京都健康長寿医療センター研究所主任研究員
委員	永久保 美代子※2	元大田区スポーツ推進委員協議会会長
委員	熨斗谷 さくら※1	公益財団法人日本体操協会新体操ナショナルコー チ、元新体操日本代表
委員	森 相子	NPO 法人大田区障がい者スポーツ指導者研究会 理事長
委員	山田 稔	東京女子体育大学体育学部教職アドバイザー
委員	横井 郁子	東邦大学 看護学部 高齢者看護学研究室

※1 令和6年6月1日から

※2 令和6年3月31日まで

※3 令和6年6月1日から10月31日まで

2 (仮称) 大田区スポーツ推進計画 (第三次) 策定庁内検討会

	所 属
会長	スポーツ・文化・国際都市部長
副会長	スポーツ・文化・国際都市部スポーツ推進課長
委員	企画経営部企画調整担当課長
委員	企画経営部SDGs未来都市推進担当課長
委員	地域力推進部青少年健全育成担当課長
委員	産業経済部商業・観光振興担当課長
委員	スポーツ・文化・国際都市部国際都市・多文化共生推進課長
委員	福祉部高齢福祉課長
委員	福祉部障害福祉課長
委員	健康政策部健康づくり課長
委員	都市基盤整備部都市基盤管理課長
委員	教育総務部教育総務課長
委員	教育総務部指導企画担当課長

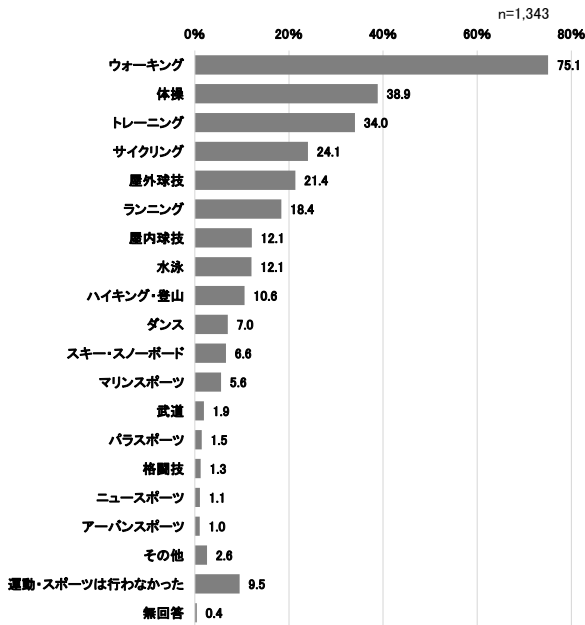
3 大田区スポーツ推進計画（第三次）策定の経過

令和5年度	8月28日（月）	第19期第3回大田区スポーツ推進審議会 （スポーツ推進計画の策定について等）
	10月5日（木）	第19期第4回大田区スポーツ推進審議会 （スポーツに関するアンケート調査の実施について等）
	11月1日（水）	大田区スポーツ推進計画（第三次）策定に向けた ワーキンググループ（アンケート調査項目について等）
	令和6年1月22日 ～2月13日	「大田区 運動・スポーツに関するアンケート」実施
	3月15日（金）	第19期第5回大田区スポーツ推進審議会 （アンケート調査結果について等）
令和6年度	7月29日（月）	第1回（仮称）大田区スポーツ推進計画（第三次） 策定庁内検討会 （スポーツ推進計画の概要、施策の展開方針について等）
	8月26日（月）	第19期第6回大田区スポーツ推進審議会（スポーツ推進 計画の基本理念・目標、施策方針について等）
	10月22日（火）	第20期第1回大田区スポーツ推進審議会 （スポーツ推進計画素案について等）
	10月31日（木）	第2回（仮称）大田区スポーツ推進計画（第三次）策定庁 内検討会（スポーツ推進計画素案について等）
	11月25日～ 12月9日	パブリックコメント実施
	1月27日（月）	第3回（仮称）大田区スポーツ推進計画（第三次）策定庁 内検討会（パブリックコメント実施結果、スポーツ推進計 画案について等）
	1月30日（木）	第20期第2回大田区スポーツ推進審議会 （パブリックコメント実施結果、スポーツ推進計画案につ いて等）
		大田区スポーツ推進計画（第三次）策定

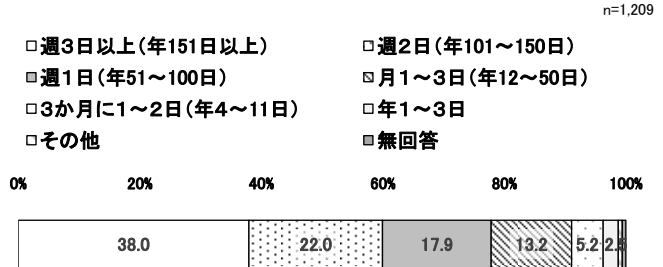
4 「大田区 運動・スポーツに関するアンケート」実施結果

※調査の概要は、P22 参照

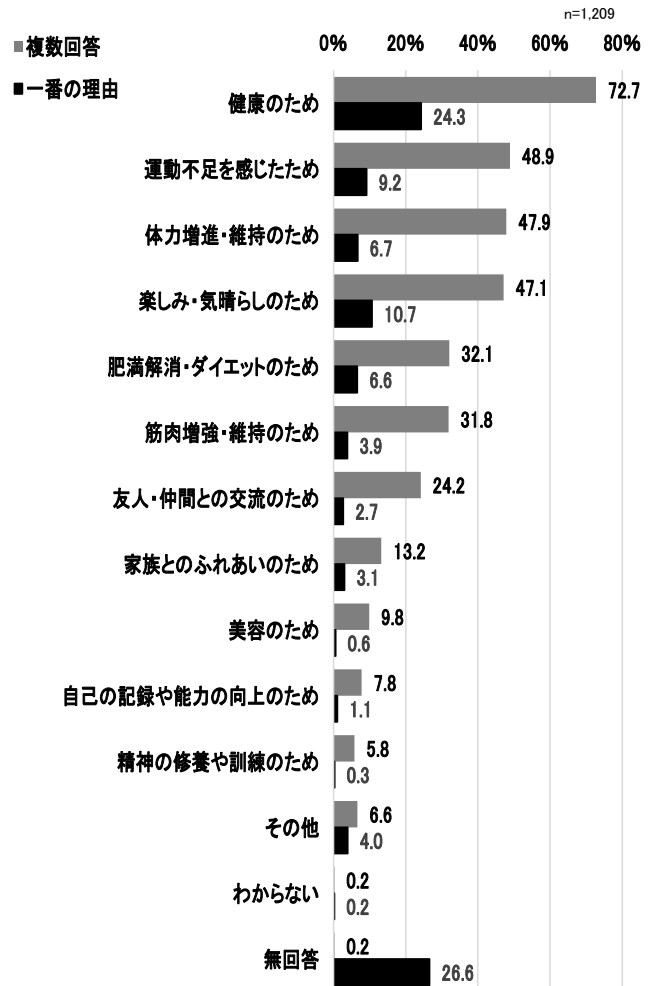
Q1 この1年間に実施した運動・スポーツ



Q2 Q1で回答した運動・スポーツの頻度

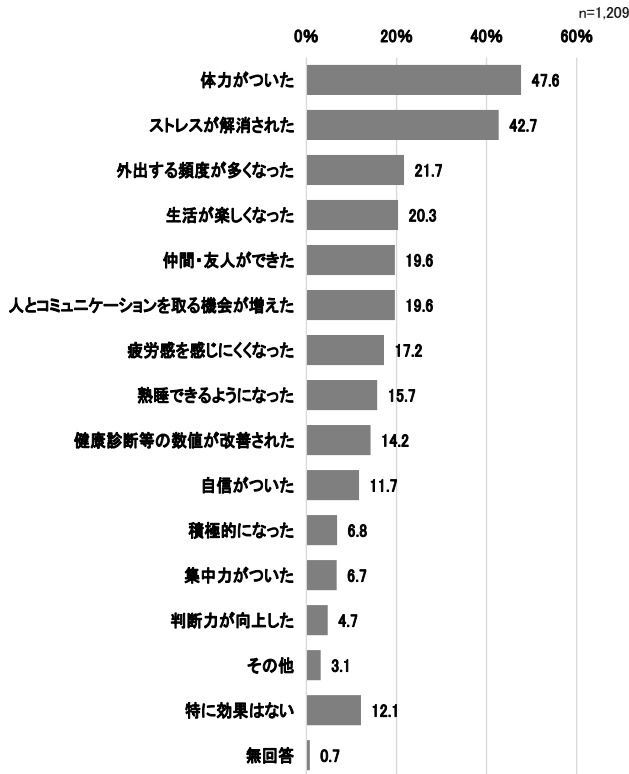


Q3 Q1の運動・スポーツを実施した理由

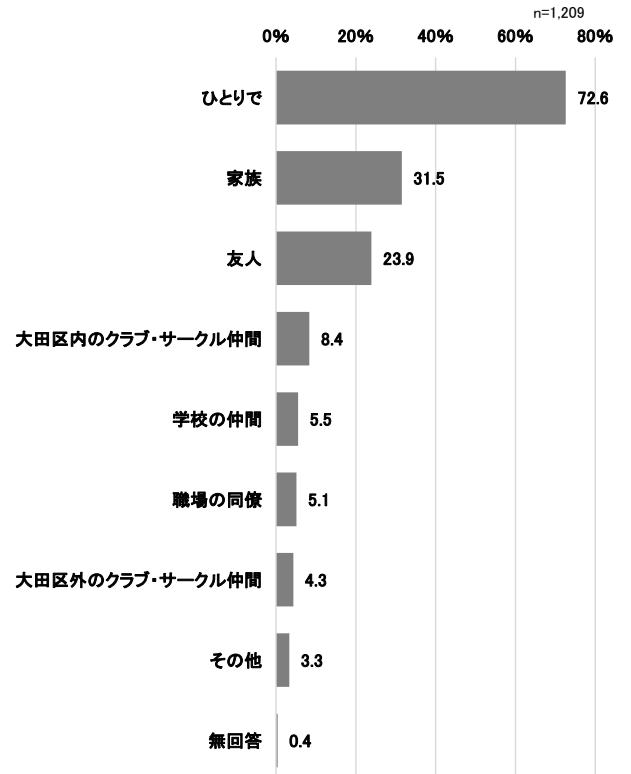


ウォーキング	散歩、ペットの散歩、階段昇降、ポールウォーキングなどを含む
体操	ラジオ体操、エクササイズ、ヨガ、ピラティスなどを含む
トレーニング	筋力トレーニング、室内運動器具を使うものなど
サイクリング	自転車、ロードバイクなど
屋外球技	野球、サッカー、テニス、ゴルフ、ホッケー、ラグビーなど
ランニング	ジョギング、マラソン、駅伝など
屋内球技	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球など
水泳	水中歩行、アクアエクササイズなどを含む
ダンス	ブレイキン、エアロビクス、ジャズダンス、民謡など
マリンスポーツ	SUP、シュノーケリング、カヌー、サーフィン、釣りなど
武道	柔道、剣道、空手、弓道、合気道など
パラスポーツ	ボッチャ、ゴールボールなど
格闘技	ボクシング、レスリング、テコンドーなど
ニュースポーツ	モルック、グラウンドゴルフ、キンボールなど
アーバンスポーツ	ボルダリング、BMX、パルクール、スケボー、3×3など

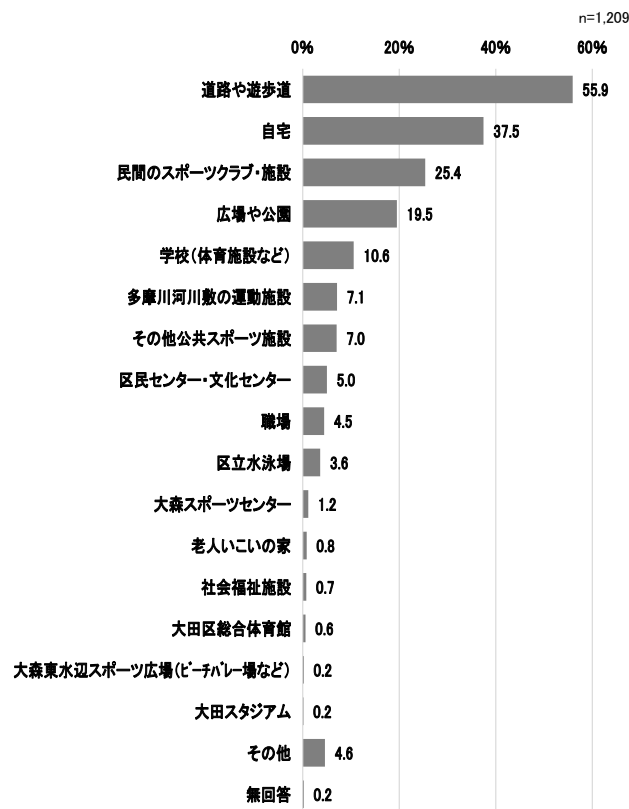
Q4 Q1の運動・スポーツ実施により感じた効果



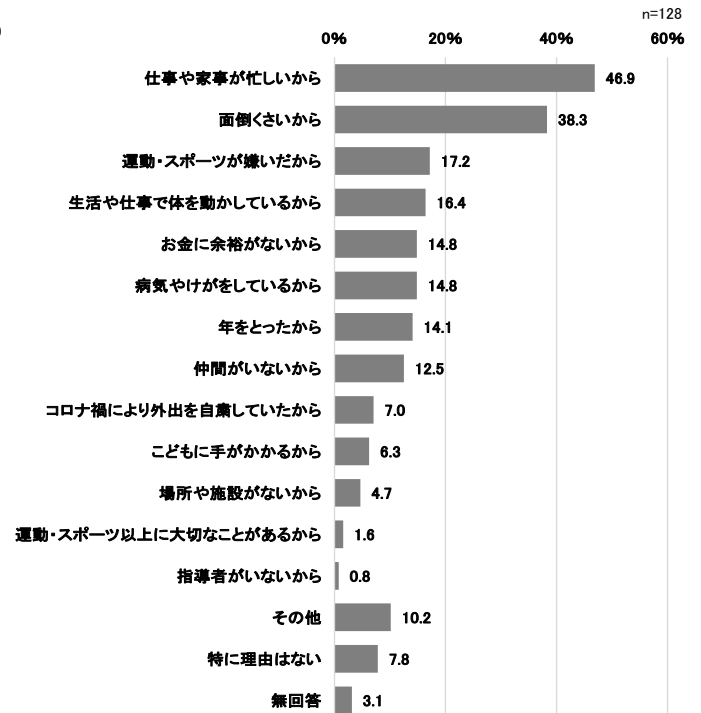
Q5 主に誰と運動・スポーツを行うか



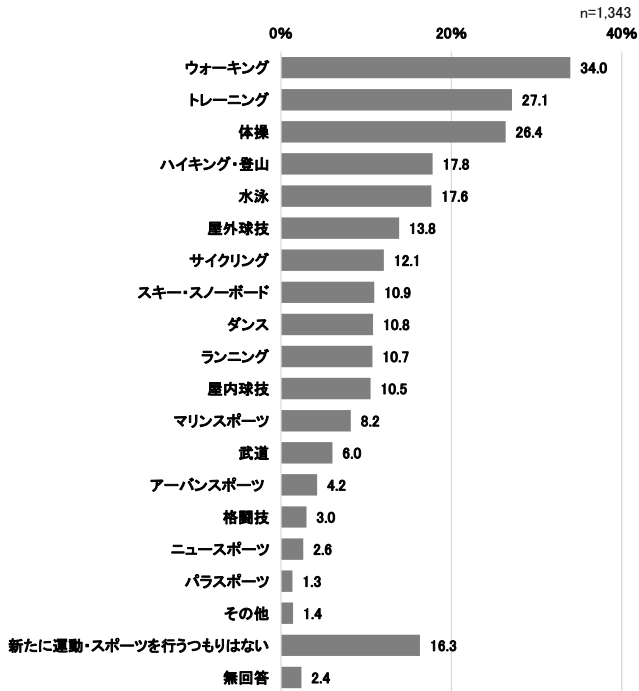
Q6 主に運動・スポーツをする場所



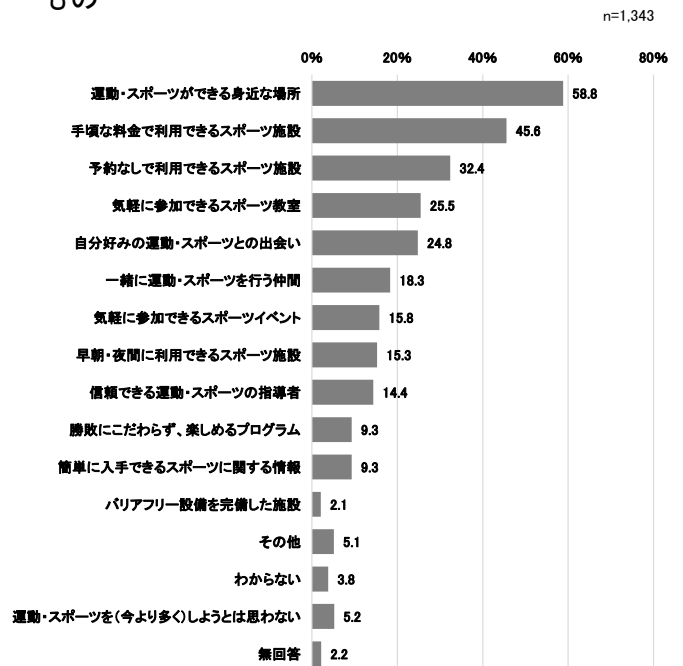
Q7 運動・スポーツを実施しなかった理由



Q8 今後5年間に新たに行きたい運動・スポーツ



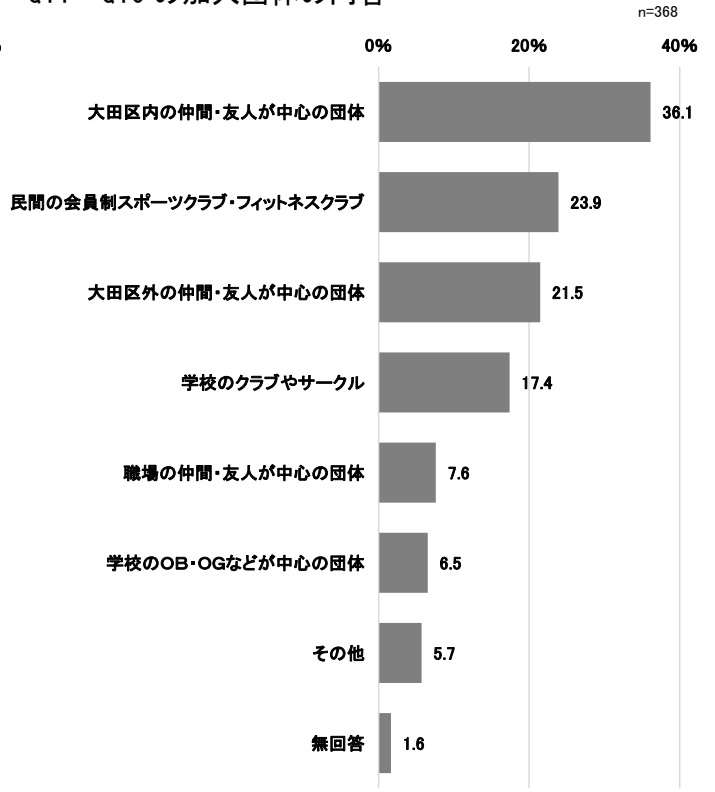
Q9 今後運動・スポーツを行うため必要なもの



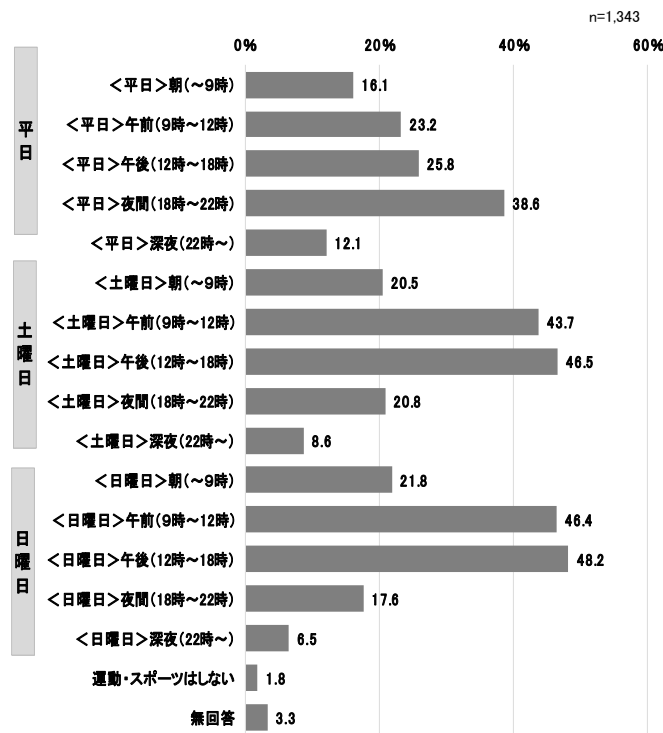
Q10 運動・スポーツ団体への加入状況



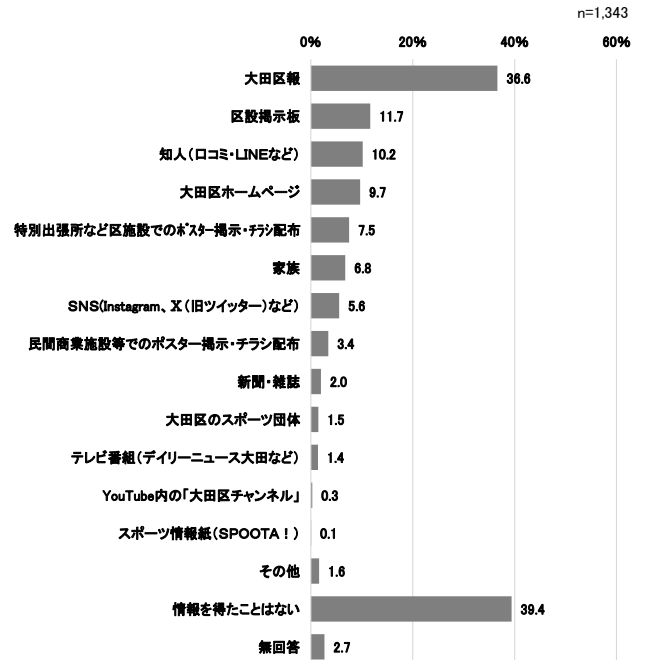
Q11 Q10の加入団体の内容



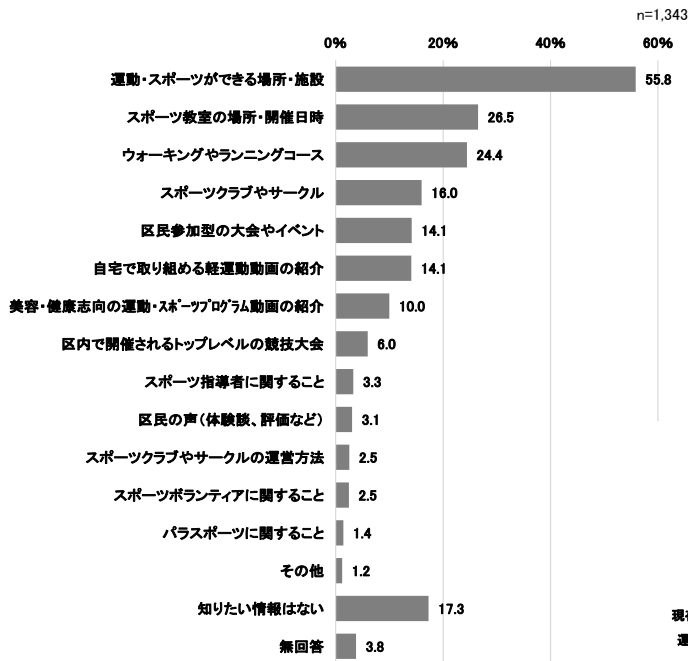
Q12 運動・スポーツを行いやすい曜日・時間帯



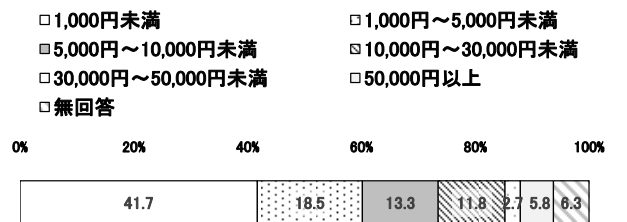
Q13 区の運動・スポーツ情報入手先



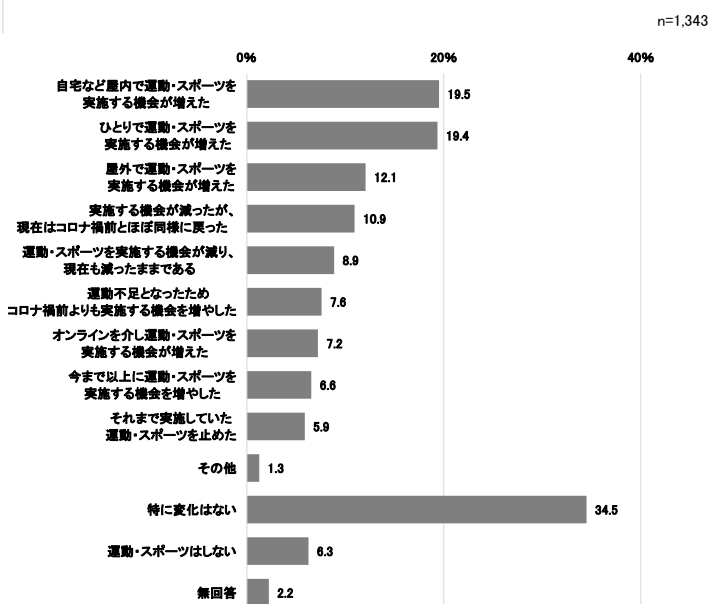
Q14 区の運動・スポーツに関して得たい情報



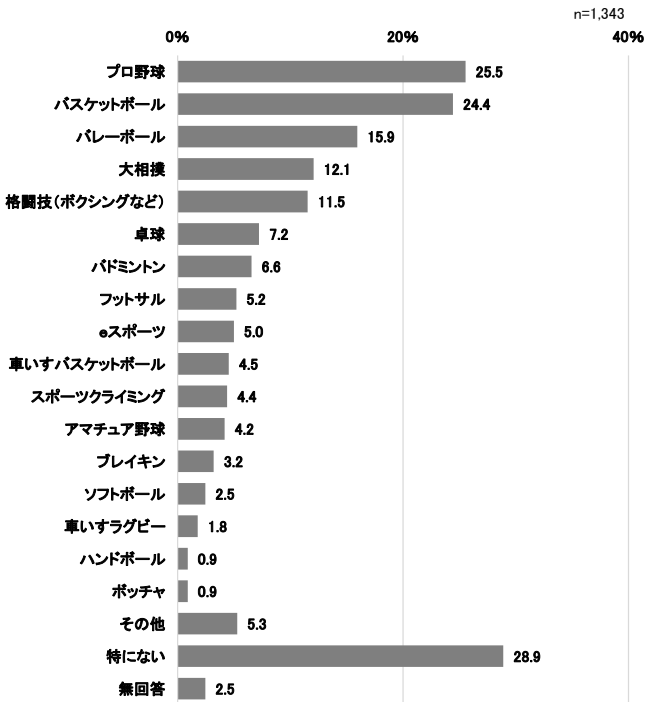
Q15 この1年間の運動・スポーツ活動に関する月額



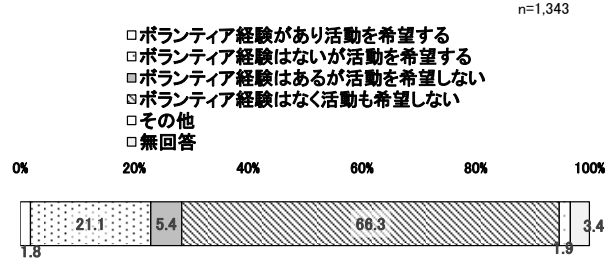
Q16 コロナ禍による運動・スポーツ習慣の変化



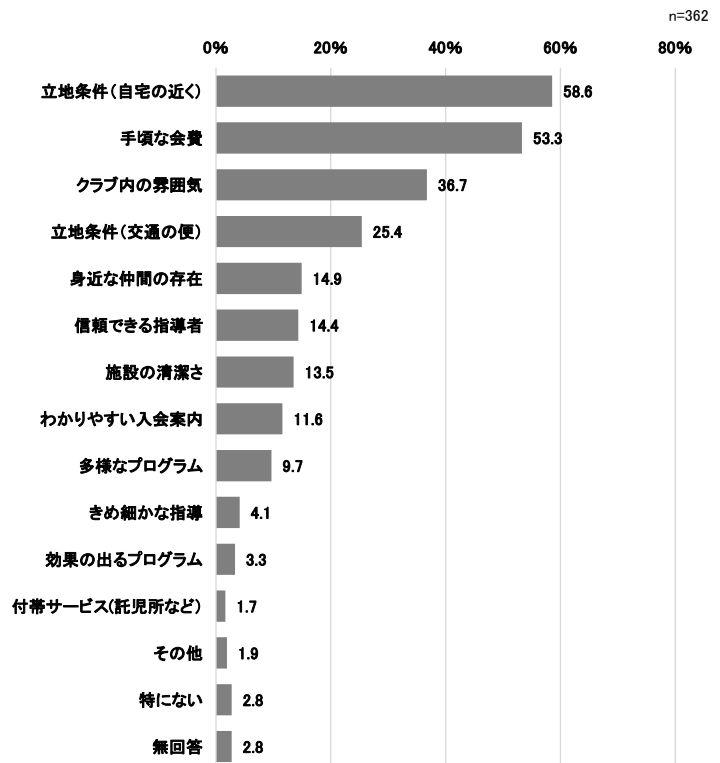
Q17 区内の施設で観戦したいスポーツ



Q18 スポーツボランティア活動への参加経験や意向



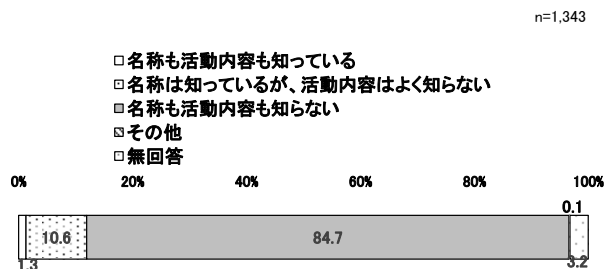
Q21 総合型地域スポーツクラブへ加入したくなる条件



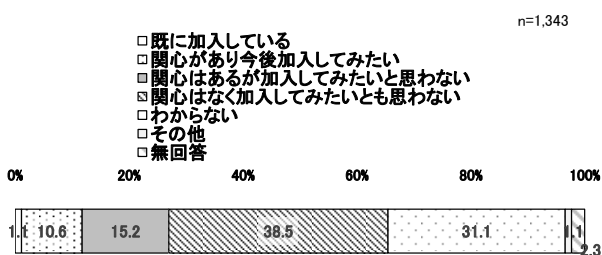
Q19 総合型地域スポーツクラブの認知率



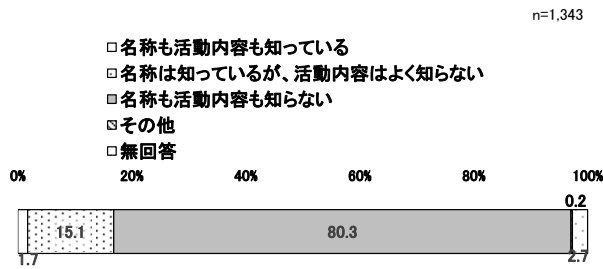
Q22 スポーツ推進委員の認知率



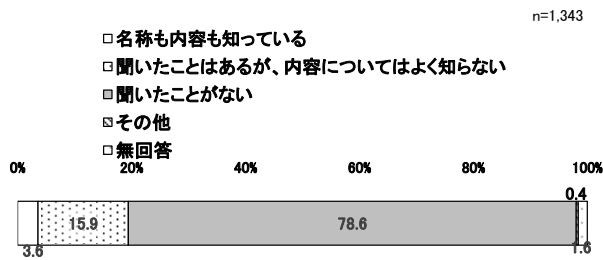
Q20 総合型地域スポーツクラブへの関心や意向



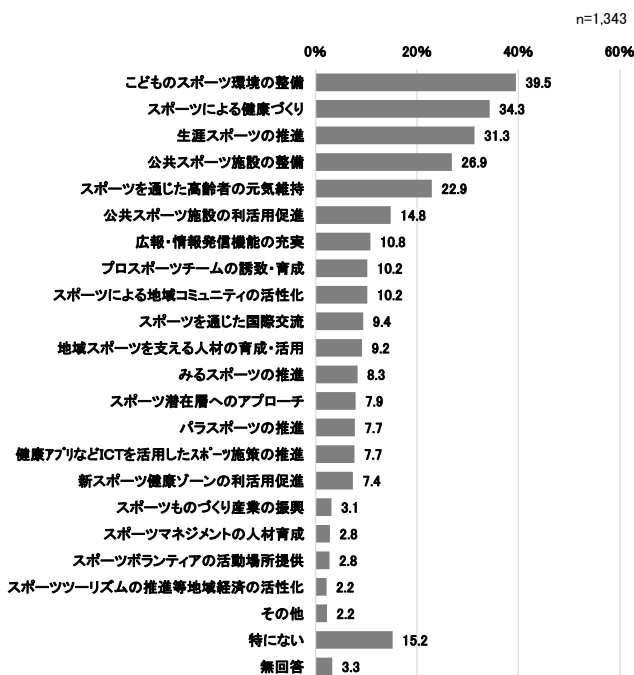
Q23 大田区スポーツ協会の認知率



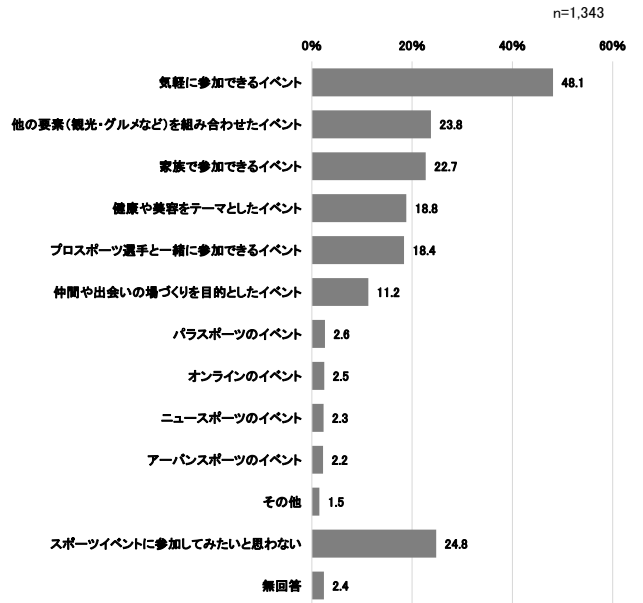
Q25 新スポーツ健康ゾーンの認知率



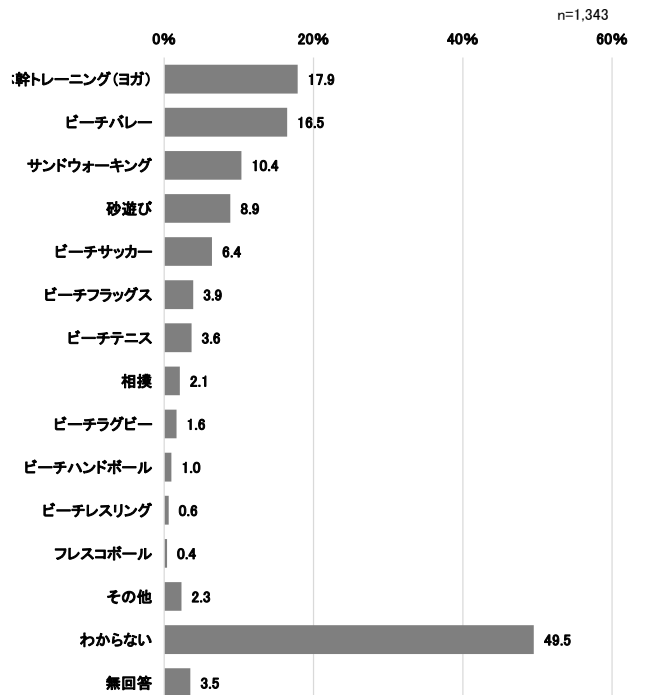
Q27 今後、区のスポーツ施策で期待すること



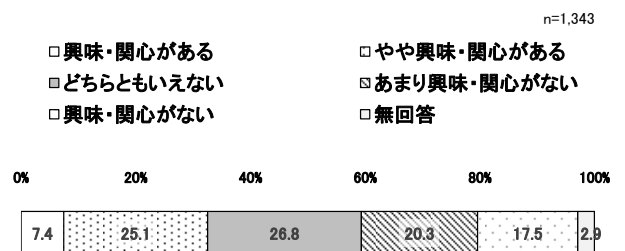
Q24 参加してみたいスポーツイベント



Q26 ビーチバレー場でしてみたいこと

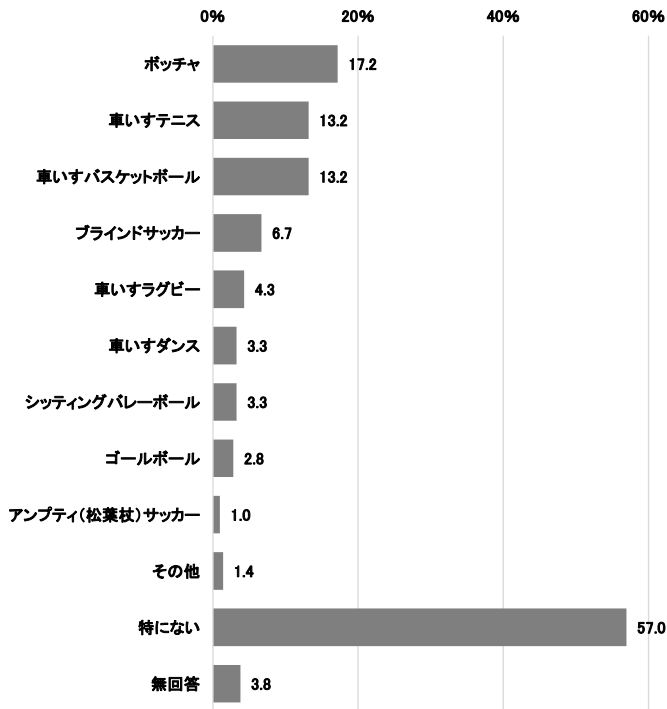


Q28 パラスポーツに対する興味・関心



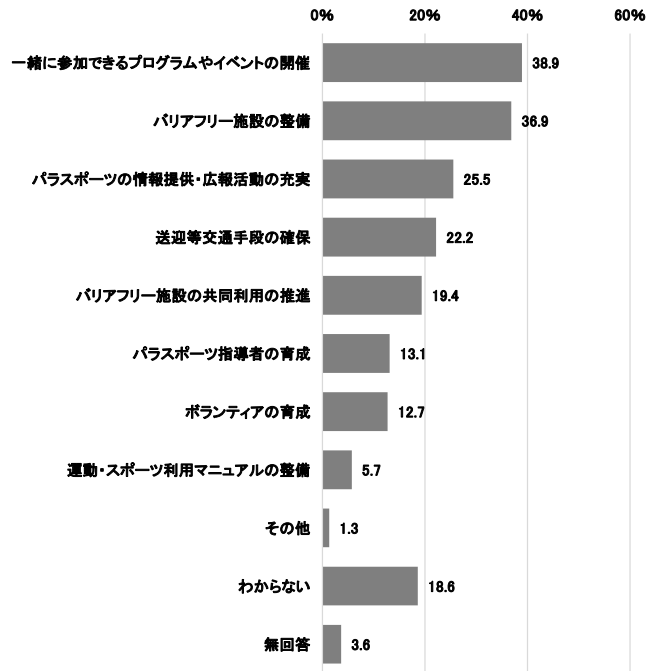
Q29 体験・お手伝いしたいパラスポーツ

n=1,343



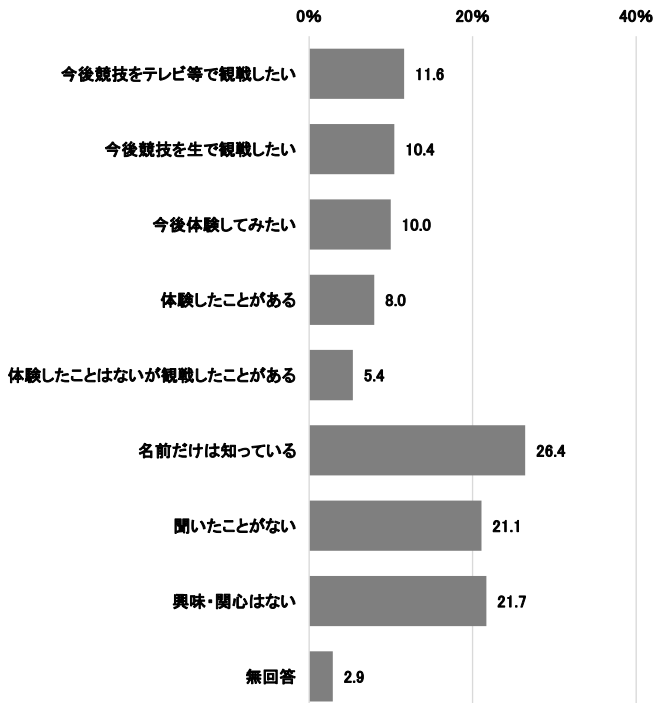
Q30 障がいの有無にかかわらず、ともに運動・スポーツを親しむために必要なこと

n=1,343



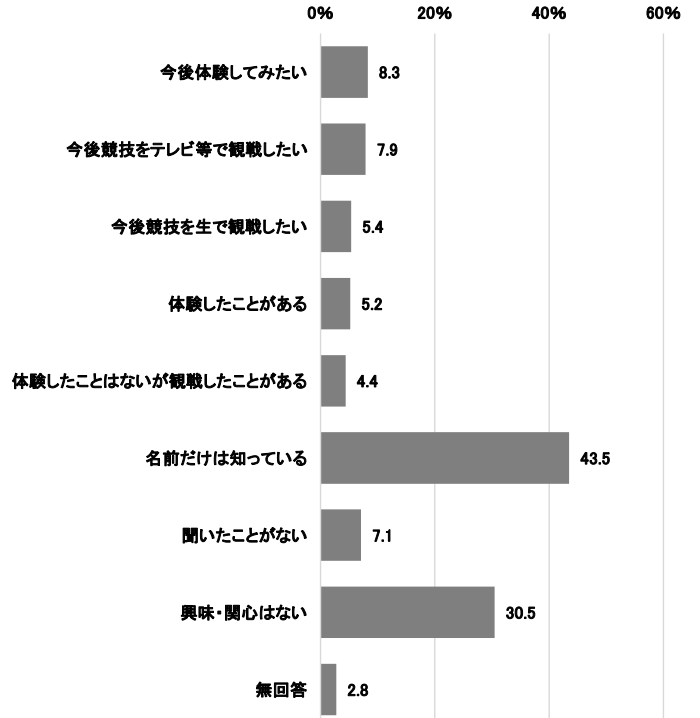
Q31 アーバンスポーツへの興味・関心

n=1,343

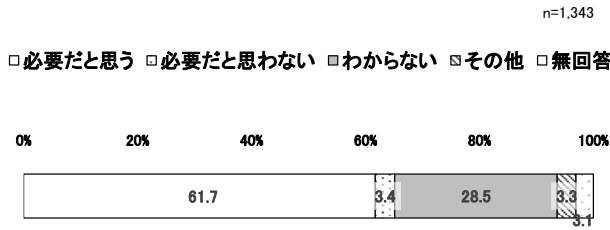


Q32 eスポーツへの興味・関心

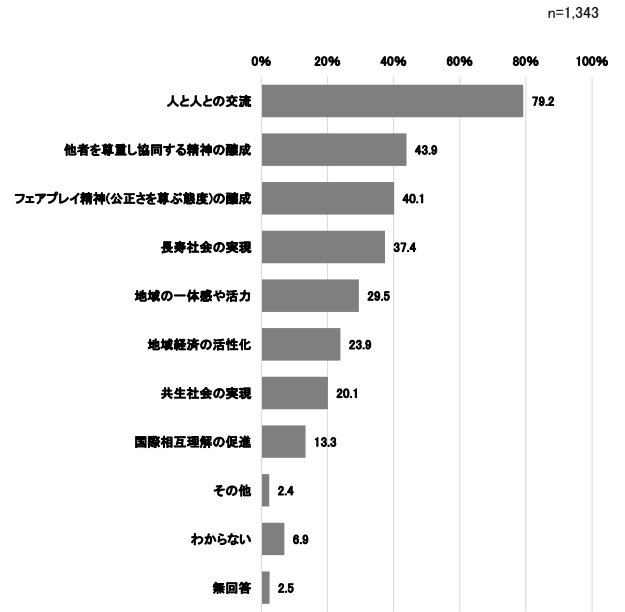
n=1,343



Q33 中学校の部活動の地域移行の必要性

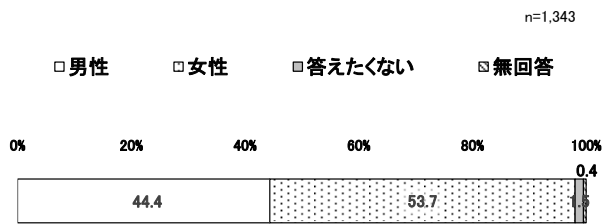


Q34 運動・スポーツが社会にもたらす効果

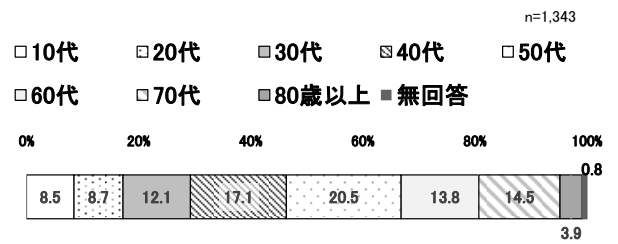


●回答者属性

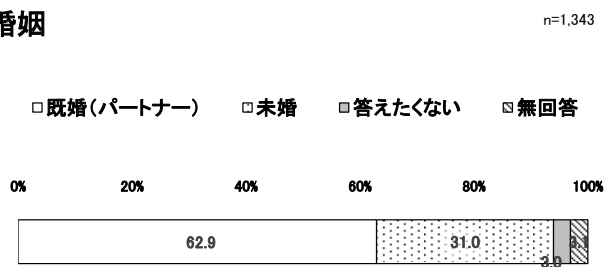
性別



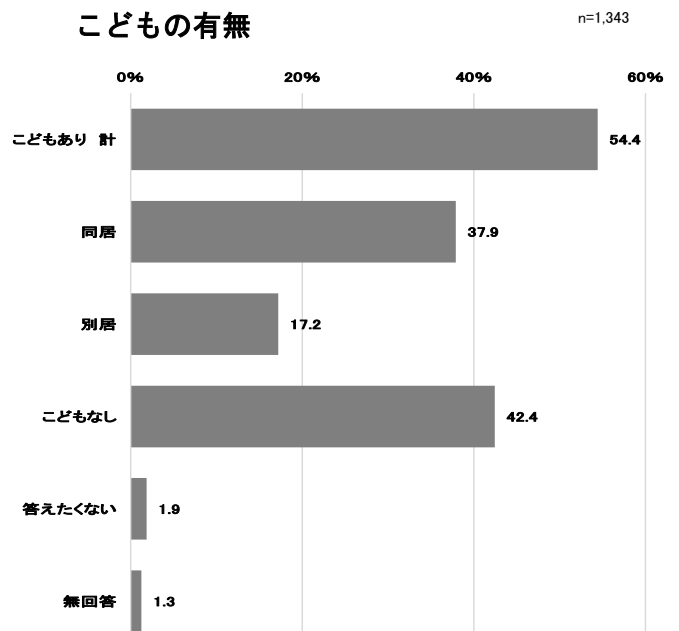
年齢



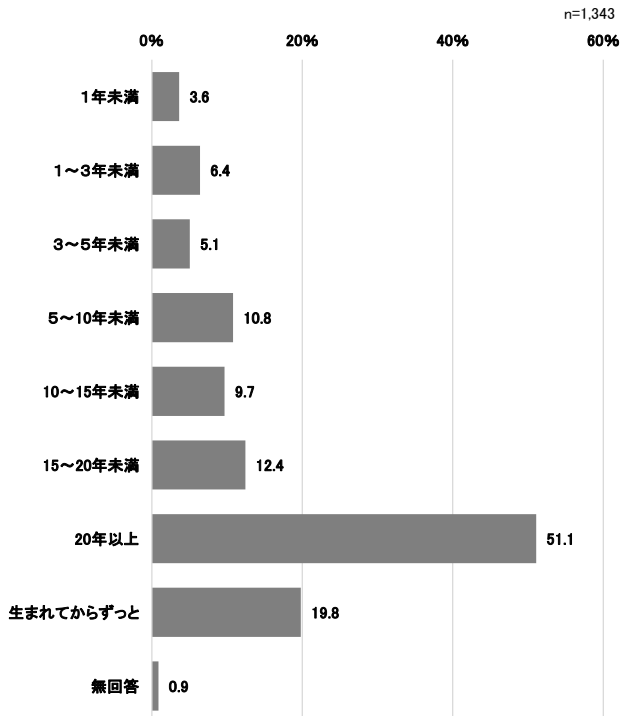
婚姻



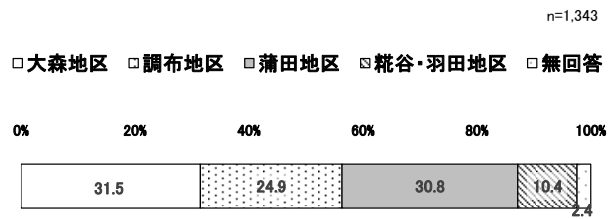
こどもの有無



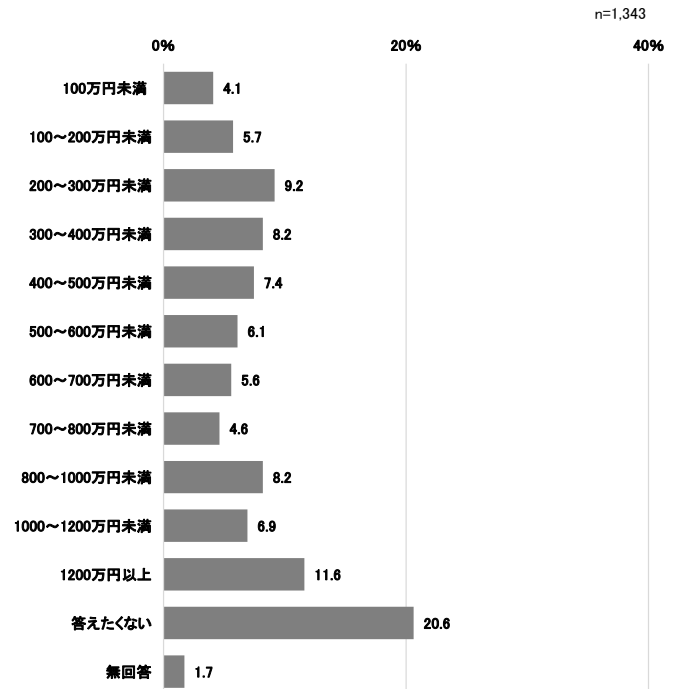
居住年数



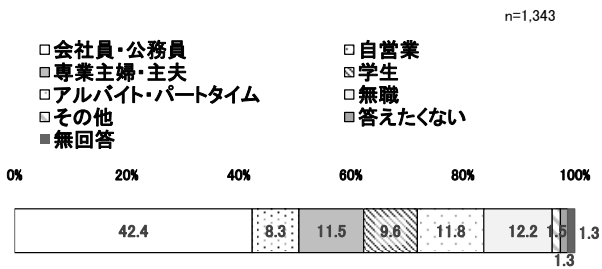
居住地区



世帯年収



職業



「国際都市おおた」推進の取組について

(一財)国際都市おおた協会(GOCA)は、区における国際交流と多文化共生を推進するため、さまざまな事業を行っている。

1 外国人保護者のための小学校入学前オリエンテーション

外国人の保護者を対象に、日本の学校生活や準備等についての説明や保護者同士の交流を行った。参加者からは、「入学に向けてさまざまな情報を得ることができた」、「先輩保護者の経験談を聞いてよかった」等の声を聴くことができた。

- (1) 実施日時 10月20日(日)午後1時30分から午後4時まで
1月26日(日)午後1時30分から午後4時まで
- (2) 参加人数 33名(国籍:中国、ネパール、インドネシア、アメリカ、韓国、モンゴル、ベトナム、エジプト、フィリピン、台湾)
- (3) 会場 おおた国際交流センター(Minto Ota)
協力:GOCAの国際交流ボランティア

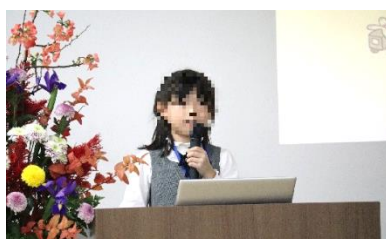


2 日本語でプレゼンテーション

日本語を母語としない外国人が、日頃の日本語学習の成果や目標、抱えている思いなどを映像等を用いて発表した。

観覧者からは、「発表者それぞれの個性があり、聞いていてとても楽しかった」との声があった。

- (1) 実施日時 11月17日(日)午後1時30分から午後4時30分まで
- (2) 参加人数 12名(中国、台湾、ベトナム、イタリア・日本、アメリカ、ロシア、パキスタン、バングラデシュ)
- (3) 会場 おおた国際交流センター(Minto Ota)
会場観覧者 44名 オンライン観覧者 9名
協力:GOCAの国際交流ボランティア



3 多文化交流会（第3回）「世界のことで読み聞かせ」

乳幼児親子が絵本を通じてさまざまな言語や文化に触れながら交流した。

参加したこどもやその保護者からは、「多言語でお話を聞く貴重な機会となった」、「親子で楽しく参加できた」といった声があった。

- (1) 実施日時 12月7日（土）午前10時30分から正午まで
- (2) 参加人数 乳幼児親子10組27名（国籍：中国、ネパール、ブラジル、日本）
- (3) 会場 おおた国際交流センター（Minto Ota）

協力：英語絵本読み聞かせ団体 ルピナス
GOCAの国際交流ボランティア



4 国際協力・理解講座

国際理解及び交流を目的として、外国籍ボランティアを講師として学校へ派遣した。講師は、出身国（ブラジル・中国）の言葉や文化、日本の小学校と出身国の小学校の違い等を、やさしい日本語で紹介した。積極的に質問をするこどもたちの姿が見られ、活発な交流が行われた。

- (1) 実施日時 1月30日（木）午前10時45分から午後0時20分まで
- (2) 派遣先 東調布第一小学校
- (3) 参加者 東調布第一小学校3年生の皆さん

協力：GOCAの国際交流ボランティア



地域産業委員会
令和7年2月26・27日
産業経済部 資料18番
所管 産業振興課

大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例

1 改正理由

区内産業の経営基盤を支え、新産業創出・企業成長を促進することを目的として、新たに産業振興に活用する基金を創設するため、本条例の基金に「産業のまち未来基金」を追加する。

なお、大田区中小企業融資基金条例（昭和42年条例第25条）については、これまで融資の呼び水や金融機関の負担軽減を図るための役割を果たしてきたが、金融機関への調査等により検討した結果、本基金による預金を前提としなくとも大田区中小企業融資あっせん制度の運用継続が可能と判断できたため廃止する。

2 条例内容

別紙「議案文」のとおり

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行年月日

令和7年4月1日

第 19 号議案

大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例

(大田区積立基金条例の一部改正)

第 1 条 大田区積立基金条例(昭和 39 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

産業のまち未来基金
みどり基金

(大田区中小企業融資基金条例の廃止)

第 2 条 大田区中小企業融資基金条例(昭和 42 年条例第 25 号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(大田区中小企業融資基金条例の廃止に伴う経過措置)

2 大田区中小企業融資基金条例の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 4 号)付則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の大田区中小企業融資基金条例(以下「旧条例」という。)第 6 条及び第 7 条の規定は、第 2 条の規定の施行後も、旧条例第 6 条に規定する別に定める資金の融資の償還が完了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 7 条中「特別の事由があると認めるときは、大田区中小企業融資あつせん審査会の審査に付し」とあるのは、「特別の事由があると認めるときは」とする。

(提案理由)

中小企業融資基金を廃止し、産業のまち未来基金を設置するほか、みどり基金を設置するため、条例を改正し及び廃止する必要があるので、この案を提出する。

大田区積立基金条例（昭和39年条例第8号）新旧対照表

新	旧
○大田区積立基金条例 昭和39年4月1日 条例第8号	○大田区積立基金条例 昭和39年4月1日 条例第8号
第1条から第7条（略） 別表（第1条関係）	第1条から第7条（略） 別表（第1条関係）
名称	名称
公共施設整備資金積立基金	公共施設整備資金積立基金
減債基金	減債基金
羽田空港対策積立基金	羽田空港対策積立基金
文化振興基金	文化振興基金
自転車等駐車場整備資金積立基金	自転車等駐車場整備資金積立基金
地域力応援基金	地域力応援基金
福祉事業積立基金	福祉事業積立基金
新空港線整備及びまちづくり資金積立基金	新空港線整備及びまちづくり資金積立基金
勝海舟基金	勝海舟基金
防災対策基金	防災対策基金
子ども生活応援基金	子ども生活応援基金
大学等進学応援基金	大学等進学応援基金
<u>産業のまち未来基金</u>	<u>（新設）</u>
みどり基金	<u>（新設）</u>
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	

地域産業委員会
令和7年2月26・27日
産業経済部 資料19番
所管 産業振興課

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について
(令和7年第1回大田区議会定例会の報告議案)

中小企業融資資金譲受債権支払滞納者に対する貸金返還請求に関する

訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	184万9,000円	(1) 被告 連帯保証人及び相続人
	令和6年12月16日	(2) 貸付総額 200万円 (3) 貸付日 昭和63年12月22日

スタートアップと連携した実証実験の実施結果について

1 実証実験概要

- (1) 目的
区民の窓口サービス向上と業務DX化
- (2) 協働事業者
avatarin 株式会社
- (3) 実証実験実施期間
令和6年9月26日（木）から12月20日（金）
- (4) 実証概要
 - ア 第1期（9月26日から12月6日）
多言語対応可能なアバターロボット「newme」を本庁舎1階に配置し、総合受付及び窓口案内業務の支援を行った。
 - イ 第2期（12月9日から12月20日）
複数フロアにまたがる手続等が発生する来庁者に対し、1階と4階に設置した「newme」が一貫して接客案内を行うなど、複数フロアにおける実証実験を行った。



<実証実験イメージ>



<アバターロボット「newme」>



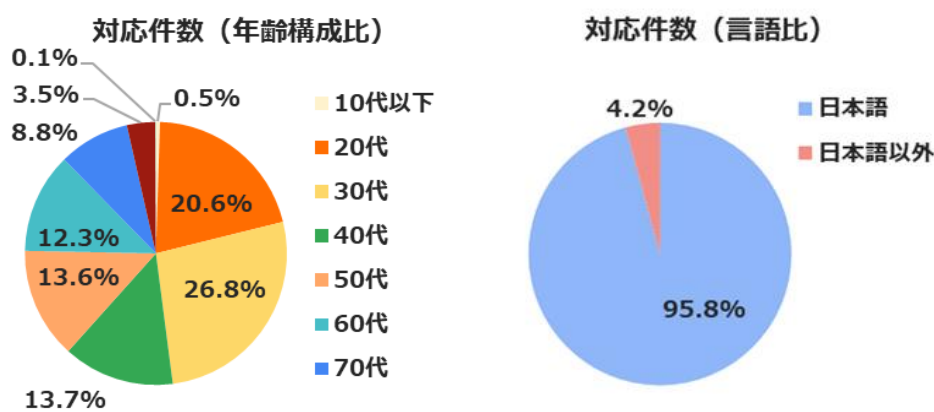
<実証実験配置図・体制>

2 実証実験結果

(1) 対応件数等

- ア 対応件数 2,601 件
- イ 対応成功率 96.4% (満足度 7 点満点中 5.8)
- ウ 年代構成比・言語比 下記グラフのとおり

実証期間	対応件数	実証日数(日)	稼働台数(台)	対応スタッフ(名)	対応件数(件、1日平均)	対応件数(件、1名平均)
実証フレ期(9/26-10/4)	190	7	1	1	27.14	27.14
実証1期(10/7-12/6)	2,031	35	2	2	58.02	29.01
実証2期(12/9-12/20)	380	6	3	2	63.33	31.67
合計	2,601	48				



3 成果報告会の開催等

令和 7 年 1 月 27 日(月)に職員向け成果報告会を実施(参加者 7 部局 18 名)。

報告会のアンケート結果では、アンケート回答者全員からアバターロボット「newme」の性能や技術に興味がある、やや興味があると回答。

また、7 割を超える職員から、現担当職務による活用可能性があるという回答あり。

実証実験結果を庁内において幅広く共有するとともに、事業者との連携を継続して実装可能性の検討を継続する。